

耕雲福井淳編纂

竇頭
遂條
改
新刑法註解
講義正

明治
40 5 8
丙交

東京 修文館發行

緒 言

今日ノ新刑法ハ明治十三年發布セラレ同十五年ヨリ實施ト爲
リタル刑法ヲ改正シタルモノナリ今猶行ハレタルモ近ク廢止
ヲ見ルニ至ルベシ該刑法ハ佛國人ボアソナーード氏ノ起草セシ
所ノモノニシテ十中ノ八九佛國刑法ノ精神ヲ採リシモノナリ
當時ノ佛國刑法ハ佛國革命時代ノ制定ニ係リ今日ハ佛國人モ
亦其刑法ヲ國情ニ適セザル所ノモノ多シト爲シ近年頻リニ部
分改正ヲ爲シツヽアリ凡ソ一國ノ法律ハ其國ノ風土人情習慣
ニ適當スルニ非ザレバ其用爲サバルモノナリ我國今日ノ刑法
モ其適セザル所多キヲ以テ之ヲ改正セントスルヤ久シ而シテ

屢政府ハ議會ニ提案シ其改正ヲ促セシモ非改正論者多數ヲ占
 メ今日マデ改正ヲ見ルニ至ラザリシガ今ヤ其改正アリシハ國
 民ノ爲メニ賀スベキナリ抑モ刑法ハ吾人ノ生命財産ヲ保護ス
 ル重大ノ法典ナリ最モ能ク研究シ了解セザルベカラズ是ニ於
 テ乎書肆ハ社會ノ爲メニ速カニ出版シ讀者ニ供セント欲ス本
 書ハ未ダ法律ノ研究深カラザル者ノ爲メニ大要ヲ註解シタル
 モノナレバ尙ホ詳カナル書ハ同書林ニ於テ出版シタレバ就テ
 購讀セラルベシ

明治四十年四月

著者誌

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
 布セシム

御名 御璽

明治四十年四月二十三日

西園寺公望	內閣總理大臣	陸軍大臣	農商務大臣	海軍大臣	大藏大臣	逓信大臣	司法大臣	內務大臣	文部大臣	外務大臣
子爵	侯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵	伯爵
西園寺公望	寺內正毅	松岡康毅	齋藤實毅	阪谷芳郎	山縣伊三郎	松田正久	原野伸	牧野伸	林	董

法律第四十五號
 刑法別冊ノ通之ヲ定ム
 此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 明治十三年第三十六號布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

目次

第一編 總則

第一章	法例	四
第二章	刑	一〇
第三章	期間計算	一七
第四章	刑ノ執行猶豫	二一
第五章	假出獄	二三
第六章	時效	二六
第七章	犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	三二
第八章	未遂罪	四五

第九章	併合罪	四八
第十章	累犯	五四
第十一章	共犯	五七
第十二章	酌量減輕	六一
第十三章	加減例	六三

第一編 罪

第一章	皇室ニ對スル罪	六八
第二章	内亂ニ關スル罪	七四
第三章	外患ニ關スル罪	七六
第四章	國交ニ關スル罪	八〇

第五章	公務ノ執行ヲ妨害スル罪	八二
第六章	逃走ノ罪	八四
第七章	犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪	八七
第八章	騷擾ノ罪	九〇
第九章	放火及ヒ失火ノ罪	九二
第十章	溢水及ヒ水利ニ關スル罪	九六
第十一章	往來ヲ妨害スル罪	九八
第十二章	住居ヲ侵ス罪	一〇一
第十三章	祕密ヲ侵ス罪	一〇三
第十四章	阿片煙ニ關スル罪	一〇五
第十五章	飲料水ニ關スル罪	一〇七

第十六章	通貨偽造ノ罪	一〇九
第十七章	文書偽造ノ罪	一一二
第十八章	有價證券偽造ノ罪	一一八
第十九章	印章偽造ノ罪	一二〇
第二十章	偽證ノ罪	一二三
第二十一章	誣告ノ罪	一二五
第二十二章	猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪	一二七
第二十三章	賭博及ヒ富籤ニ關スル罪	一三二
第二十四章	禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪	一三五
第二十五章	瀆職ノ罪	一三八
第二十六章	殺人ノ罪	一四〇

第二十七章	傷害ノ罪	一四四
第二十八章	過失傷害ノ罪	一四八
第二十九章	墮胎ノ罪	一五〇
第三十章	遺棄ノ罪	一五二
第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	一五五
第三十二章	脅迫ノ罪	一五六
第三十三章	略取及ヒ誘拐ノ罪	一五八
第三十四章	名譽ニ對スル罪	一六一
第三十五章	信用及ヒ業務ニ對スル罪	一六三
第三十六章	竊盜及ヒ強盜ノ罪	一六四
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	一六八

第三十八章 横領ノ罪……………一七一

第三十九章 贓物ニ關スル罪……………一七三

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪……………一七四

目次 (終)

頭 遂條講義

第一條

本條ハ我が刑法ノ及ホスベキ效力ヲ規定シタルモノナリ即チ此刑法ハ帝國ノ臣民タルト外國人タルトヲ區別セズ我帝國内ニ於テ犯シタル者ハ之ヲ處罰スルモノトス

刑法ノ目的ハ國家ノ安寧秩序ヲ保持スルニ在リ然ルニ安寧秩序ヲ妨害スル者ガ内國人ナルトキハ之ヲ罰スルコトヲ得ベキモ若シ外國人ナルトキハ之ヲ罰スルコトヲ得ズトセバ途ニ刑法ノ目的ヲ達スルコトヲ得ズ

法律ハ國土ヲ支配シ又人ニ及ボス效力ナカル

改正 新刑法註解

耕雲 福井 淳 編纂

註 刑罰法ニ於テ犯罪ト稱スルモノハ如何ナルモノナルカ先ツ罪ノ定義ヲ下サバ罪トハ豫メ法律ヲ以テ刑罰ノ制裁ヲ付シテ禁制命令シタルニ非サレバ罪ト爲スコトヲ得ズ而シテ法律ガ豫メ禁制命令シタルモノ刑罰ノ制裁ヲ付セザルトキハ罪成立セズ尙ホ法律ガ豫メ刑罰ノ制裁ヲ付シテ禁制命令シタルモ其責ヲ本人ニ於テ負ハシムベキトキニ非ザレバ罪成立セズ此ノ三個ノ原則ニ依テ罪ナルモノ生ズルナリ

帝國憲法第二十三條ニ曰ク「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ………處罰ヲ受クルコトナシ」ト左レバ如何ニ社會ヲ害シ道德ニ背クノ所爲ナルモ法律ニ於テ之ヲ罪トシテ處罰ス

ベカラズ即チ此刑法ヲ
 國土ヲ支配スルニ於テ
 ハ國土内ノ犯罪ハ其犯
 人ノ外國人タルト日本
 人タルトヲ問ハズ之ヲ
 處罰スベク
 日本國土トハ日本ト稱
 スル土地ノ區域ヲ指ス
 モノニアラズシテ日本
 國主權ノ及ボス所ヲ謂
 フモノナリ日本國主權
 ハ我ガ法律若クハ國際
 公法ノ規定スル所ニ依
 リテ定マルモノトシ公
 海ニ於ケル帝國船舶ノ
 犯罪ニ付テモ其犯人及
 ビ被害者ノ日本人タル
 ト外國人タルトヲ問ハ
 ズ日本ノ法律ヲ以テ處
 罰スベキモノトス公海
 トハ各國共同ノ海内ヲ
 云フモノニシテ日本ノ
 領海外ナリ此ノ公海ニ
 於テハ何レノ國ト雖モ

ベキコトノ規定アルニ非サレバ決シテ刑法上處罰スルコト能
 ハザルモノトス
 斯ノ如ク國家ニ刑罰權ノアル所以ハ國家ハ社會ノ組織シタル
 モノナリ即チ社會ヲ害スル者ハ國家ヲ侵害スルモノナリ國家
 ハ社會ノ爲メニ維持セサルベカラズ故ニ國家ヲ侵害スル者ハ
 國家自カラ刑罰ヲ加ヘテ之ガ制裁ヲ爲サルベカラズ然ラバ
 則チ刑罰權ハ個人ガ其生存上自己ノ防衛スル權ヲ行フコトヲ
 得ザルニ依リ國家ヲ組織シ其團體ノ力ニ依テ以テ生存上ノ侵
 害ヲ防衛スルノ要具トスルモノナリ
 刑罰權ノ存スル所以ハ以上ニ述べタルガ如シ左ニ犯罪ノ區別
 ニ付テ説明スベシ
 舊法ハ第一條ニ於テ罪ノ三別主義ヲ採リ重罪、輕罪、違警罪
 ノ三種ニ區別セリ然レドモ此ノ區別ハ固其罪ノ性質ノ上ニ於
 テ明カナル標準アツテ區分シタルモノニアラズ唯ダ科スベキ

專ラ其上ニ司法權ヲ施
 スコトヲ得ザルモノト
 ス然レドモ船艦ハ國際
 法上其所属國ノ一部ト
 看做スガ故ニ日本ノ艦
 船内ニ在ル犯罪ハ日本
 ノ法律ヲ以テ之ヲ處罰
 スベシトスルナリ
 而シテ外國ノ領海内ニ
 在ル場合ニ於テハ國際
 公法ハ之ヲ定メテ軍艦
 ハ常ニ其本國公權ノ一
 部ヲ載スルモノナルヲ
 以テ決シテ外國ノ主權
 ニ服従スルコトナキモ
 商船ニ在テハ一ノ私有
 物ナルガ故ニ船内ノ紀
 律ハ本國法ニ從フモ外
 部ノ事ニ關シテハ其所
 在地タル外國ノ法權ニ
 服従スベキモノトス
 日本軍隊ノ占領スル場
 所ハ平時ト戰時トヲ問
 ハズ一國ノ軍隊ガ現ニ

刑名即チ人ヲ殺ス者ハ無期徒刑ニ處ストノ規定アレハ無期徒
 刑ハ重罪ノ刑ナルヲ以テ殺人罪ハ重罪ナリト知ルヲ得ベキノ
 ミナリ又重罪ハ其刑期長キ等ニ依リ之ヲ區別シタルニ過ギズ
 故ニ改正法ハ此ノ罪ノ區別ヲ廢シ單ニ罪トシタルモノナリ犯
 罪ノ種別ヲ爲スハ或ハ其輕重ノ度ニ付キ或ハ犯人ノ意思ニ付
 キ或ハ犯罪ノ模樣ニ付キ區別スルコトヲ得ベシ先ヅ輕重ノ度
 ニ關スル犯罪ノ區別ニ付テ云ハバ夫レ犯罪ニハ大小輕重ノ別
 アリテ千百ノ犯罪悉ク其度ヲ同フスルモノニアラズ社會ヲ害
 シ道德ニ背クコトノ大ナルモノハ其罪重ク之ニ反スルモノハ
 輕シトス而シテ罪ノ重キモノハ重ク之ヲ罰シ其輕キモノハ輕
 ク之ヲ罰スベキハ當然ノ事ナリトス故ニ豫メ重罪輕罪ヲ定ム
 ルモ之ヲ以テ標準ト爲スコトヲ得ザルモノナリ何トナレバ罪
 質ハ法律ニ於テ定ムベキモノニシテ裁判ノ結果ニ依リテ變更
 スルコトヲ得ザルモノナレバナリ然レバ則チ竊盜ノ刑ヲ改メ

占領スル土地ハ之ニ刑罰法ヲ適用スルニ付テハ其國ノ領地ト同一ニ視ルモノトス是亦國際公法ノ認ムル所ニシテ若シ日本ノ軍隊ニシテ外國ノ土地ヲ占領スル場合ニハ日本軍隊ノ下ニ立ツ者ハ勿論其地ニ在ル外國人ト雖モ我が刑法ヲ以テ處罰スルモノトス唯ガ同盟國又ハ中立國ノ承諾ヲ得テ其領地内ニ我方軍隊ヲ派遣スル場合ノ如キハ其軍隊所屬ノ軍人軍屬ニ限リ我が法律ヲ適用スルモノトス

又治外法權ト云フモノアリテ我が主權ガ外國ニ於テ行ハル、場合アリ即チ一國ニ於テ他國ニ對シテ其國人民ノ犯罪ニ限リ自國ノ裁判

テ一日以上十年以下ノ懲役トセンカ一日ノ懲役ニ處スルモ十年ノ懲役ニ處スルモ其罪質ハ同一ナルベシ一日ノ懲役ニ處シタル場合ニ於テハ其罪質輕罪ナルモ十年ノ懲役ニ處シタル場合ニハ重罪ニ變更スルモノトスルヲ得ズ然レバ則チ刑期ノ如何ニ拘ラズ竊盜ハ常ニ輕罪ナリトシテ重罪タル強盜ト區別セシテ十年ノ懲役ニ當ル竊盜ハ輕罪ニシテ四五年ノ懲役ニ止マル強盜ハ反テ重罪トナリ事理顛倒スベシ要スルニ重罪ト云ヒ輕罪ト云ヒ其罪質ヲ區別スルハ立法上ノ便宜ニ出デタルモノニシテ強盜ハ必ズ重罪トシ竊盜ハ必ズ輕罪トスベキ理由ハナキモノナリ是レ改正法ガ刑期ノ範圍ヲ廣クスル爲メニ重罪輕罪ノ小區別ヲ廢シタル所以ナリ

第一編 總 則

第一章 法 例

權ヲ行ハズシテ外國ノ裁判權ニ服從セシムルコトヲ許スノ條約ヲ締結スルコトアリ之ヲ名ケテ治外法權ト云フ今日ニ在テモ支那朝鮮ニ對シテハ治外法權ヲ有シ若シ彼ノ國ニ在テ日本ガ犯罪ヲ生ジタルトキハ我國ノ刑法ヲ以テ處罰スルナリ

第二條

外國ニ於テ皇室又ハ帝國ニ對スル罪ヲ犯シタル者ニ付テハ特ニ我國ノ刑法ヲ適用スルモノトス此等ノ犯罪ハ我國ノ安寧秩序ヲ害スル程度甚大ナルニモ拘ハラズ外國ニ在テハ却テ何等ノ罪ヲモ構成セザルコトアリ從テ我邦ニ於テ之ヲ處罰スベキノ必

註

法律ヲ制定スルニハ之ヲ編章ニ分チテ其條項ヲ設ケテ種類ヲ區別スルモノナレバ之ニ通ジテ適用スベキモノナカルベカラズ故ニ條項ノ多キ法律ニハ總則ト法例ナルモノヲ設ケタルナリ而シテ刑罰法ニハ特別法アリ此特別法ハ刑法トノ關係ガ如何ナルモノナルヤ又此ノ刑法ハ内外國ニ其效力ヲ及ボスニ付テハ如何ナル程度ニ及ボスベキヤヲ規定スルノ必要アリ尙ホ之ガ改正アリタルトキハ新舊法相抵觸スル所ハ之ガ適用スベキ範圍ヲ明示セザルベカラズ是レ法例ノ必要ナル所以ナリ

法例ノ效力ハ改正法ニハ左ノ如ク規定シタリ

- 一 本法ノ時ニ關スル效力
 - 二 本法ノ土地ニ關スル效力
 - 三 本法ノ人ニ關スル效力
 - 四 本法ノ總則ノ他ノ法令ニ關スル效力
- 右四個ノ規定ハ本法第一條ヨリ第四條ニ於テ之ヲ明示シタリ

要アルモノトス

第三條 日本臣民が外國ニ於テ其國ノ人民ニ對シ生命身體、自由、財産ニ關スル罪ヲ犯シタル帝國臣民及ビ外國人ニ對シテモ亦本法ヲ適用スベキモノトス之ヲ屬人主義ト云フ

第四條

公務ヲ行フ公務員ガ帝國外ニ於テ職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキモ亦我が刑法ヲ適用スルモノトス其職務ニ關スル罪トハ看守者即チ犯罪人ノ逃走ヲ防衛スル爲メニ使用シタル者又ハ護送者即チ囚人ヲ他ニ轉送スルトキ之ヲ護送スル者及ビ被拘禁者

舊法ニハ刑法ノ土地又ハ人ニ關スル效力ニ付キ何等ノ規定ヲ設ケズ是實ニ舊法ノ缺典ニシテ改正ヲ要スベキ主要ノ事項ナリトス

其他改正法ハ第五條ニ於テ外國ノ確定裁判ノ效力及ビ外國ニ於ケル刑ノ執行ノ效力ヲ規定シ第七條ニ於テ公務所及ビ公務員ナル用語ノ意義ヲ示シタルナリ

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ
第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪

即チ犯人ヲ拘留所ニ拘禁シアルヲ本人ノ依頼ニ依リ又ハ自己ノ好意上逃走セシメタル者ノ罪又ハ公務員ガ職權ヲ濫用シ逮捕狀ヲ所持セザル者ニシテ逮捕ヲ爲スコトヲ得ザル場合ニ之ヲ逮捕シタルガ如キ罪看守者又ハ護送者被拘禁者ニ對シ暴行其他ノ事ヲ爲シタル罪等ナリ此等ノ罪ヲ外國ニ於テ犯ス場合ニ其犯人ノ日本人タルト外國人タルトヲ問ハズ之ヲ處罰スルモノトス

第五條

外國ニ於テ既ニ確定裁判ヲ受ケタル者ニ對シ再ビ我法律ヲ適用スルトキハ犯人ハ一罪ニ付キ二重ノ刑罰ヲ受ケル

四 第四百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪

五 第五百四十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條ノ罪

六 第六百六十二條及ヒ第六百六十三條ノ罪

七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及ヒ第六百六十四條

第二項、第六百六十五條第二項、第六百六十六條第二項ノ未遂罪

遂罪

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國

臣民ニ之ヲ適用ス

一 第八八條第九條第一項ノ罪、第八八條、第九九條第

一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪

二 第九十九條ノ罪

三 第一百五十九條乃至第六百六十一條ノ罪

四 第六百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪

コト、爲り一事不再理ノ原則ニ背クガ如クナルモ假令ヒ外國ニ於テ我國人ノ犯罪ヲ裁判シ已ニ確定シタルモノト雖モ更ニ日本ノ刑法ヲ以テ處罰スルヲ妨グズ是レ外國ノ判決ハ其外國ノ利益ノ爲メニシタルモノニシテ我國ノ利益ニ何等影響スル所ナケレバナリ然ラバ犯人ニシテ一個ノ犯罪ニ付テ再度ノ處分ヲ受クルハ甚ダ酷ナルニ失スル故ニ本條ハ之ヲ處罰スルヲ原則トシテ但書ヲ設ケテ既ニ外國ニ於テ刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタル犯人ニ付テハ裁判所ハ更ニ刑ヲ言渡スニ當リ刑ノ執行ヲ減免スルコトヲ得ル旨ノ例外ノ場合ヲ規定

- 五 第七十六條乃至第七十九條、第八十一條及ヒ第八十四條ノ罪
- 六 第九十九條、第二百條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪
- 八 第二百四條乃至第二百十六條ノ罪
- 九 第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
- 十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪
- 十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪
- 十二 第二百三十條ノ罪
- 十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百二十八條乃至第二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪
- 十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪
- 十五 第二百五十三條ノ罪

シタリ
以上ノ場合ハ法律ノ抵觸スルモノニシテ此ノ如キ場合ハ左ノ區別ヲ爲サルベカラズ
(一) 外國ニ於テ犯罪タル所爲ガ其所在國ノ法律ニ於テハ之ヲ罰セズ日本刑法ノミ之ヲ罪トスルトキハ日本刑法獨リ之ヲ罰ス
(二) 外國ニ於テ犯罪タル行爲ガ其國ノ法律ニ於テハ之ヲ罪トスルモ我刑法ニ觸ル、所ナキトキハ外國刑法獨リ之ヲ處罰スルモノトス
(三) 外國ニ於テ行ヒタル所爲ガ日本及ビ外國刑法ニ於テモ之ヲ罪トスルトキハ日本及ビ外國ハ各々其本國法ニ從ヒ之ヲ處罰スベキナリ

- 十六 第二百五十六條第二項ノ罪
帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ
- 第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス
 - 一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂罪
 - 二 第一百五十六條ノ罪
 - 三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
- 第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條

法律ハ既往ニ遡ラザルヲ原則トス是レ刑罰法ノ設ケタルヤ時勢ニ從ヒ輕重變更セザレバ人智ノ進歩シタル今日尙ホ未開ノ時代ノ法律ヲ用フルトキハ人民ノ不幸是ヨリ大ナルハナシ而シテ法律ハ既往ニ遡ラズトノ原則ハ舊法ニ刑罰ニ處セザル規定ヲ新法ニ之ヲ設ケタル場合ニ適用セザレバ以上ノ理由ナリト雖モ若シ犯罪後ニ法律ノ變更アリタル場合ニ之ヲ適用スベキナリ即チ舊法ノ刑輕キニ新法之ヲ重クシタル時ハ舊法ニ依リ輕キニ從ヒ之ヲ罰スルモノトス是レ犯人ノ利益トナレバ既得權ヲ害

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス

第二章 刑

註 本章ハ刑ノ種類及ビ其執行ノ大則ヲ定メタルモノナリ刑ハ主刑及ビ附加刑ノ二種トス主刑ハ死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ビ科料ノ六種ト爲シタリ

懲役及ビ禁錮ハ自由刑ニシテ懲役ニハ定役ヲ科シ禁錮ニハ定役ヲ科セズ而シテ其刑ハ現行法ノ徒刑、懲役及ビ重禁錮ヲ合

スルニ至ラザレバナリ

第七條

舊法ハ官吏及ビ官署ノミニ關スル規定ヲ設ケタルヲ以テ明治二十三年法律第百號ヲ以テ公吏及ビ公署ハ刑法上之ヲ官吏及ビ官署ト同視スレ旨ヲ規定シ其缺曲ヲ補ヒタリト雖モ其他ノ職員ニシテ刑法上之ヲ官吏ト同視スベキ者少シトセズ然レドモ此等ノ職員ノ種類ニ至リテハ議員委員等其種多クシテ一々之ヲ列舉スルコト能ハズ故ニ本條ニ於テ新タニ公務員及ビ公務所ナル語ヲ設ケ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員委員其他ノ職員ヲ公務員ト稱シ此等ノ者ノ職務

シテ之ヲ懲役ト爲シ流刑、禁獄及ビ輕禁錮ヲ合シテ之ヲ單一禁錮トナシ定役ノ有無ニ依リテ判然二者ヲ區別シタリ定役ノ有無ヲ以テ自由刑ヲ區別スルハ議論アレドモ國事犯ノ如キハ單ニ之ヲ拘禁スルコトヲ以テ常事犯ト其待遇ヲ異ニセリ故ニ定役ヲ科スベキ刑ト之ヲ科セザル刑トノ區別ヲ設クルモ亦已ムヲ得ザル所ナリ

罰金ヲ主刑ノ一種ト爲スハ舊法ト同一ナリ唯舊法ハ附加ノ罰金ヲ設ケタリト雖モ主刑タル罰金及ビ附加刑タル罰金間ニハ何等實質上ノ差異ナキヲ以テ改正法ハ附加刑ノ罰金ヲ廢シタリ

拘留及ビ科料ハ舊法上違警罪ノ主刑タルモノニシテ改正法ハ之ヲ存置シタリ

附加刑ハ沒收ノミヲ設ケ公權剝奪及ビ監視ヲ廢シタリ刑罰法ニ於テ罪ト稱ヘルモノハ如何ナルモノナルカ前ニ述べタル所

ナ行フ所ノ公務所ヲ公務所ト稱ス

第八條

刑ハ刑法ニ觸レタル者ニ對シテノミ科スベキ者ニアラズ他ノ法令ノ規定ニ違背シタル者ニモ亦之ヲ科スルモノトス而シテ他ノ法令ニハ別ニ刑ノ條項ヲ定メズシテ刑法ノ總則ニ從ヒ之ヲ科スルモノトス即チ他ノ法令ニ於テ本法ニ背キタル者ハ何々ニ處スト定メタル者ニハ刑法ノ總則ヲ適用ストシタリ但シ法例ニ於テ特別ノ規定アルトキハ刑法ノ總則ヲ適用スル限リニ在ラズ
法律ニハ普通法ト特別法トアリテ此ノ刑法ハ普通法ニシテ一般ノ犯

ノ如シ

刑罰ノ定義

刑罰ハ國家ガ公益ノ爲メニ犯罪人ニ對シテ裁判ヲ以テ科スル所ノ痛苦ヲ云フ即チ犯罪ニ對スル制裁ナリ然レドモ此制裁ヲ以テ他ノ裁制ト混ズベカラズ即チ刑罰ハ左ノ結果ヲ生ズルモノトス

- 一 刑罰ニ付テハ一事不再理ノ原則アリ一罪ニ付キ二重ノ刑罰ヲ科スルコトヲ許サズト雖モ損害賠償其他ノ制裁ハ刑罰ニ非ザルヲ以テ已ニ刑罰ヲ科シタルニ拘ハラズ同一ノ所爲ニ付キ別ニ損害賠償ヲ命ジ又ハ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ルナリ
- 二 刑罰ニ付テハ併合罪ニ付テ併科主義ヲ採ル場合アルモ民法上紀律法上ノ制裁ノ如ク各所爲ニ付キ必ズ一々之ヲ科スルヲ原則トシ一ノ重キニ從フヲ例外トナストハ異ナルナリ

罪者ニ適用スルモノナレドモ陸海軍刑法ノ如キハ特別法ニシテ陸海軍人ニノミ適用スルモノナリ

第九條

本條ハ刑ノ種別ヲ規定シタルモノニシテ即チ主刑ト附加刑トノ別ヲ設ケタルナリ主刑ハ死刑、以下科料ニ至ルノ六種ト爲シタリ附加刑ハ沒收ノ一種ト爲シタリ

第十條

本條ハ主刑ノ輕重ヲ定ムル標準ナリ
主刑トハ獨立獨行スル刑ニシテ別ニ他ノ刑ヲ科スルト否トナ間ハズ必ず犯罪ニ對シテ科スルモノナリ

ルナリ

- 三 刑罰ハ犯人ノ一身ニ止マルヲ原則トス隨テ犯人死去スルト同時ニ消滅ニ歸スルモ民法ノ制裁ノ如キハ犯人死去スルモ消滅セズ其相續人ニ對シ之ヲ負擔セシムルコトヲ得ベキト異ナリ

- 四 刑罰ハ犯人ニ痛苦ヲ與ヘ其苦痛ヲ感ゼシメ之ガ效力ヲ生ゼシムルハ一ハ犯人ヲ懲シテ將來再ビ罪ヲ犯スノ意ヲ絶タシメ他ハ罪惡ハ必ズ罰スルノ例ヲ示シ社會ヲシテ其犯人ノ所爲ニ儆ハントスル者ナカラシムルニ在リ

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

附加刑トハ常ニ主刑ニ伴フモノニシテ獨立スルコトナシ而シテ各罪ニ對シ必ズ科スルモノニ非ズシテ或ハ附加シ或ハ附加セズ又同一ノ犯罪ニ付テモ場合ニ依リ之ヲ附加スルト附加セザルトノ別アリ附加刑ノ主旨ハ主刑ノ實行ヲ保ツテ目的トス

第十一條

死刑ハ監獄内ニ於テ之ヲ執行シ決シテ公ノ場所ニ於テスルコトヲ許サズ是レ公衆ヲシテ縱覽セシムルトキハ度々其慘狀ヲ目撃スル者却テ之ニ慣レテ復タ死刑ノ恐ルベキヲ知ラザルニ至リ爲メニ犯罪者ヲ出スコトアレバナリ

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス

第十三條 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス

禁錮ハ監獄ニ拘留ス

第十二條

舊法ニハ重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下トセリ然ルニ新法ニハ懲役ノ期限ヲ無期及ビ有期ト爲シ有期懲役ノ規定ハ一見其範圍廣キガ如シト雖モ舊法ト比較スルトキハ却テ其ノ範圍ノ狹隘トナリタルヲ知ルベシ懲役ハ舊法ノ徒刑懲役及ビ重禁錮ヲ合セタル刑ナリ而シテ有期徒刑ハ十五年以下ニシテ重禁錮ハ一年以上ナルヲ以テ之ヲ通算スレバ懲役ニ當ル舊法ノ刑ハ十一日以上十五年以下ノ範圍ヲ有スベキニ新法ハ刑ヲ短期限ニ區別セズ又ハ之ニ多クノ刑名ヲ附スルコ

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年

ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ

二十圓以下ニ降スコトヲ得

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘留ス

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未満トス

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下

ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間

之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料

トナ改メタリト雖モ其
範圍ニ於テハ十九日狹
キニシタルモノナリ

第十三條

禁錮ヲ無期及ビ有期ニ
分ツテ舊法ト異ナル所
ハ舊法ハ定役ニ服スル
モノヲ重禁錮トシ定役
ニ服セザルモノヲ輕禁
錮トス又重禁錮ハ常事
犯ニ用ヒ輕禁錮ハ常事
犯ト國事犯ノ別ナク之
ヲ科シタリト雖モ改正
法ハ此等ノ區別ヲ廢シ
タリ

第十四條

有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ
加重スル場合ニ於テハ
幾年マテ加重スルコト
ヲ得ベキヤナ規定シ置
カザレバ加ヘテ無期又

ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ
言渡ス可シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日內科料ニ付テハ裁判確定後十
日內ハ本人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得
ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金
又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル
日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘
日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

第十九條

左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一 犯罪行為ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物

三 犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アル

ニ非サレハ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記
載シタル物ノ沒收ハ此限ニ在ラス

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入ス

ルコトヲ得

第三章

期間計算

註 舊法ハ刑期計算法ヲ設クト雖モ未ダ時効期間ノ規定ヲ設ケ

ズ刑法上期間ヲ計算スルハ必ズシモ刑ノミニ付テ生ズルニア
ラズ時効期間ノ如キハ必要ナルニモ拘ハラズ舊法ニ此規定ナ

キハ缺點ナリ故ニ改正法ハ時効期間ノ計算法ヲモ規定シタリ
即チ舊法ニ刑期計算トアリシヲ期間計算トシテ本章ハ刑期ニ

ハ死刑ニ至ルコトヲ得
ザラシムルガ爲メナリ
又其ノ短期チ一月ト規
定シタルチ以テ若シ之
ヲ減輕スルトキハ如何
ナル刑ト爲スベキヤハ
一月以下ニ下スコトヲ
得ルモノトシテ刑
ノ種類ヲ變更セズ尙ホ
特別ノ懲役又ハ禁錮ニ
處スベキモノト爲シタ
リ

第十五條

舊法ハ罰金ヲ二圓以上
ト爲シ科料ヲ五錢以上
一圓九十五錢以下ト爲
シタルチ以テ一圓九十
九錢九厘以下一圓九十
五錢一厘以上ハ罰金ニ
モアラズ又ハ科料ニモ
アラザル奇ナルモノト
ナルチ以テ改正法ハ罰
金ヲ二十圓以上トシ科

料二十圓未滿トシタルナリ

第十六條

舊法ハ拘留ノ期間チ一日以上十日以下トシ之ヲ加重スト雖モ尙ホ十二日ニ至ルニ過ギズシテ實際上其範圍ノ狹キニ失スルヲ以テ改正法ハ拘留ノ期間チ一日以上一月未滿トシタリ

第十七條

舊法ニハ科料ヲ五錢以上一圓九十五錢以下ト定メ加重ノ結果二圓四十錢ニ至ルニ過ギザルヲ以テ其範圍ノ狹キニ失スルガ故二十錢以上二十圓未滿トシタリ

第十八條

罰金ハ財産刑ナレバ犯

特別ナル計算法ニアラザルコトヲ明示シタリ

刑期ヲ起算スル必要ナキモノハ第一無期刑ナリ無期ノモノニ付テハ犯人ノ死ヲ以テ刑期ノ終了ト爲スモノナレバ其日數ヲ計算スルノ必要ナシ但シ無期刑モ法律ノ定メタル期間ヲ經過スレバ假出獄ノ許ヲ受クルコトアルヲ以テ此場合ノミ刑期計算ノ必要ヲ視ルナリ第二缺席裁判ノ場合ニ於テモ亦刑期起算ヲ爲スノ必要ナシ即チ缺席裁判ノ場合ニ於テモ刑法ニ定メタル期間内ニ於テ犯人捕ニ就クニアラザレバ時効ヲ得ルヲ以テ刑期ヲ起算スルノ必要ナシ或ハ其期間ニ於テ逮捕セラル、時ハ逮捕ノ日ヨリ起算シ若シ故障チ爲シタルトキハ其裁判ハ無効トナルヲ以テナリ

有期自由刑ニ處セラル、者ニ限り期間計算ノ必要アリ其原則ハ左ノ三個トス

第一原則 有期刑ニ處セラレタル者ニシテ判決ノ當時已ニ其

人が無資力ナルトキハ納ムルコト能ハズシテ刑ノ目的ヲ達スルコト能ハズ又資力アル者ト雖モ之ヲ納ムルコト拒ム者アラン是等ノ場合ニ於テハ刑罰ハ故ナク廢止スベキニアラザレバ本條ヲ規定シテ換刑處分ヲ行フモノトス其方法ニアリ其一ハ罰金又ハ科料ヲ換算シテ輕禁錮又ハ拘留ニ處スベキモノトス改正法ハ第二ノ方法ヲ採リ之ヲ納ムルコト能ハザル者ハ勞役場ニ留置シ其自由ヲ制限スルト共ニ便宜勞役ニ従事セシメ其得タル勞銀ヲ以テ罰金又ハ科料ノ幾分ニ充ツルコトトシタリ

第十九條

自由ヲ失フタルトキハ其刑ノ執行ハ必ず裁判確定ノ日ヨリ起算スルモノトス而シテ裁判確定ノ日トハ如何ナル日ヲ云フカ凡ソ裁判ニハ上訴ノ期間アリ控訴ノ期間ハ判決言渡ノ日ヨリ五日トス上訴ノ期間ハ三日トス此期間ヲ經過シタルトキ初メテ判決ガ確定スルナリ即チ期間ノ經過シタル翌日ヲ以テ確定ノ日トス故ニ若シ犯人ニ於テ上訴ヲ爲サルトキハ第一審ノ判決アリタル日ヨリ五日ヲ經其翌日ヨリ刑ノ執行ヲ受クルモノトス若シ控訴ヲ爲シタルトキハ控訴ノ判決アリタル日ヨリ三日ヲ經其翌日ニ於テ判決確定スルモノナリ若シ又上告ヲ爲シタルトキハ上告ノ結果ニ因リ確定ノ日ヲ異ニス

第二原則 裁判確定前ニ於ケル犯人ノ未決拘留日數ハ之ヲ刑期ニ算入スベカラズ是レ未決拘留ハ刑罰ニアラザル自由ノ剝奪ナレバ既ニ刑罰タラザル以上ハ原則上之ヲ以テ刑期ニ

犯罪ヲ組成シタル物件
トハ法律ニ於テ禁制シ
タル物件即チ偽造變造
ノ貨幣又ハ阿片煙、狼
襲ノ圖書物品等ヲ云フ
犯罪ノ用ニ供シタル物
犯罪ノ手段タリシ物件
即チ之ニ依テ犯罪ノ成
立ヲ致シタルモノヲ云
フ例ヘバ人ヲ殺スニ用
ヒタル兇器竊盜ヲ犯ス
爲メニ用ヒタル器具ノ
如キモノナリ
犯罪行為ヨリ生シタル
物トハ產出輸入ヲ禁シ
タルモノヲ產出シ又ハ
輸入シタル場合ヲ云フ
ナリ
犯罪ニ依テ得タル物件
トハ金錢物件ニシテ犯
罪ニ直接シタルモノニ
限ル故ニ犯罪後其物件
ノ性質、種類ヲ變更シ
タルトキハ沒收スルコ

起算スベキモノニアラザルヤ明カナリ故ニ裁判所ノ拘留日
數ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ刑期ニ算入セズ
然レドモ未決拘留ハ事刑被告人ノ爲メニ痛苦ヲ生ズルコト
少ナカラザレバ刑法ハ例外トシテ判決後ニ於ケル未決拘留
ノ日數ハ之ヲ期間ニ算入スルコトヲ得ト爲シタリ
第三原則 期間ハ如何ナル方法ニ因リテ計算スルカ受刑ノ初
日ハ時間ヲ論ゼズ全一日トシテ之ヲ計算スルモノトス
放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フモノトス
第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ
從ヒテ之ヲ計算ス
第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス
拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス
第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算
ス時効期間ノ初日亦同シ

トチ得ズ例ヘバ金錢ヲ
窃取シテ衣服ニ變ヘタ
ル如キ場合ニ於テハ其
衣服ヲ沒收スルコトヲ
得ズ又沒收ハ犯人ニ對
スルニ非ザレバ之ヲ沒
收スルコトヲ得ザルモ
ノトス

第二十一條

裁判確定前ニ於ケル未
決拘留ノ日數ハ之ヲ刑
期ニ算入スベキモノニ
非ザルヲ原則トス是レ
未決拘留ハ刑罰ニアラ
ザル自由ノ拘束ナレバ
ナリ故ニ裁判所ノ拘留
日數ハ之ヲ刑期ニ算入
セザルモノトシタリシ
カ改正法ハ之ヲ改メテ
本刑ニ算入スルコトヲ
許シタリ未決拘留ハ刑
事被告人ノ爲メニ苦痛
ヲ與フルコト少ナカラ

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行猶豫

註 改正法ガ刑ノ執行猶豫ヲ設ケタル理由ハ刑ヲ科スルハ社會
團體ノ秩序ヲ維持スルニアリ秩序ノ維持ニ必要ナラザルニ犯
人ヲ痛苦セシメントスルニ在ラズ唯ダ秩序ノ維持上罰セザル
ベカラザル犯人ノミヲ罰スルニ在リ而シテ初犯ノ短期囚ノ如
キ其罪跡ハ大ニ社會ノ秩序ヲ害シタルモノニアラズ且ツ其犯
情ハ憎ムベキ者ニモアラズ多クハ一時ノ出來心ニテ犯シタル
モノナレバ一旦其ノ所爲ヲ終リテ後チハ良心モ平常ニ復シ悔
イ改メント欲スルニ至ル而モ猶ホ之ニ刑ヲ宣告シ其刑ヲ執行
セシメントスルハ却テ秩序ノ維持ニ效ナク犯人ニ於テモ一タ
ビ名譽ヲ汚シタレバ之ヲ再ビスルコトヲ敢テスルノ弊ヲ助長
シ一タビ監獄ニ入りタレバ犯罪ヲ講究シ犯罪術ヲ巧ニスルニ

ザレバ例外トシテ之ヲ許シタルモノナリ

第二十三條

憲法ニハ刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スルコト、シタリ之ニ依レバ檢事ガ上訴スルトキハ常ニ刑期ハ前判宣告ノ日ヨリ起算シ被告人家上訴シテ其上訴ガ正當ナルトキモ亦前判宣告ノ日ヨリ起算スルコトナルヲ以テ若シ檢事ノ上告ガ不當ナルモ犯人ハ之ガ爲メニ不當ノ利益ヲ受クルトナリ犯人上訴シタル場合ニ於テモ其上訴ガ正當ナルトキハ其間ニ經過シタル拘留期間ハ之ヲ算入スルモノトス故ニ上訴中經過シタル期間ガ長キトキハ刑期ヲ超過

至ルノ外何等ノ效ナシトシテ短期刑ヲ宣告スベキ初犯囚ニ對シテ恩典ヲ附與スル法制ヲ設ケタルナリ此ノ法制ニ依レバ一方ニ於テハ犯人ヲ罰シテ恕スル所ナク一方ニ於テハ其刑ノ執行ヲ猶豫シテ犯人ヲシテ善良ニ遷ラシムルヲ以テ犯罪ハ必ズ罰スベキ法理ノ適用ヲ必要ナルモノトシタルニ在リ

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ

スルコトアリテ犯人ハ刑ノ宣告ヲ受ケルモ全ク其執行ヲ免ル、コトアリ縱ヒ之ヲ全ク免レズトモ大ニ減ズルコトアリ犯人ハ不當ノ利益ヲ受クルニ至ルヲ以テ此等ノ不都合ヲ補ハシ爲メ改正法ハ刑期ハ必ズ裁判確定ノ日ヨリ起算スト規定シタル所以ナリ

第二十四條

刑ノ執行ヲ受ケタル犯人ハ其初日ハ何時執行ヲ受ケルモ全ク一日トシテ之ヲ計算スルコトハ、シ時効期間ノ初日モ亦同一ニシテ時効ノ起算點ハ最初ノ日ヲ時間ニ拘ハラズ一日ト見做シテ算入スルモノトス

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五章 假出獄

註 本章ノ規定ハ刑ノ執行中囚人ガ改悛ノ狀現ハル、トキハ刑期ノ幾分ヲ經過シタル後行政處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得ルモノトス此等ノ規定ハ囚人ヲシテ改過遷善ノ效ヲ獎勵

第二十五條

刑ノ執行猶豫ヲ受クル者ハ本條第一二號ニ記載スル者ノ外即チ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテハ情狀ニヨリ前ノ經歷如何ニ因リ其刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得ルモノトス其ノ經歷トハ犯人ガ現ニ犯シタル時ヨリ七年以内ニ於テ死刑、懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルコトナキナ云フ然ルニ縱ヒ前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タルヨリ七年以内ニ更ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者ニモ此恩典ヲ與フルモノトス

スルノ手段ニ出ヅル恩典ナリ

舊法ハ獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アルコトヲ條件ト爲スト雖モ悛改ノ狀アル者ハ畢竟獄則ヲ遵守スベキヲ以テ改正法ハ單ニ悛改ノ狀アルコトヲ要件ト爲シタリ

舊法ハ有期刑ニ付テハ其刑罰四分ノ三、無期刑ニ付テハ十五年ヲ經過シタル後假出獄ノ恩典ヲ與フルコト、爲シタリト雖モ苟モ悛改ノ狀アル囚人ナリトセバ斯ノ如ク長ク在監セシムルノ必要ナキノミナラズ其在監期間ヲ長クスレバ囚人ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシムル害弊アルニ過ギズ故ニ改正法ハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ニ之ヲ短縮シタリ

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第二十七條

刑ノ言渡ニ付テハ其ノ效力ナカルベカラズ本條ハ即チ其ノ效力ヲ規定シタルモノナリ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ガ其猶豫期間中言渡ヲ取消サルハコトナクシテ猶豫期間ヲ經過シタルトキハ其刑ノ執行ハ終ニ免除セラレハコトトス

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲スコトキ
 - 四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ
- 假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セズ
- 第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得
- 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル

ザルモノト同一ノ全ク無垢ノ人トナルナリ

第二十八條

改正法が假出獄ヲ許スノ期間ヲ短クシタル所ハ囚人ニシテ改悛ノ狀見エタレバ斯ノ如ク長ク在監セシムルノ必要ナキノミナラズ其在監期間ヲ長クスレバ囚人ヲ惡風習ニ陥ラシムルノ害アルヲ以テナリ

第二十九條

本條ハ假出獄ノ處分ヲ取消スベキ原由ヲ規定シタルモノナリ即チ本條第一號ヨリ第四號ニ至ル原由ノアルトキハ假出獄ノ處分ヲ取消スモノトス
第二號ノ場合ハ假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ

者亦同シ

第六章 時 效

註

時效トハ刑罰ノ消滅スルヲ云フ舊法ニハ期滿免除ト時效トノ名稱ヲ區別ス而シテ其名異ニシテ其實同一ナルヲ以テ改正シテ單ニ時效ト云フ名稱ヲ付シタリ
期滿免除トハ犯人逃走シ又ハ他ノ事故アリテ刑ノ執行ヲ遁レ而シテ法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因リ全ク其刑ノ執行ヲ免ゼラル、ヲ云フ舊法ハ公訴ニ付テハ被告人法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因リ公訴ヲ受クルコトヲ免ル、ヲ時效ト稱シタルナリ
公訴ノ時效及ビ刑ノ期滿免除ヲ設ケタル理由ハ公訴ノ時效ニ付テハ犯罪後多クノ年月ヲ經タル爲メ世人已ニ其犯罪アリタルコトヲ遺忘シ復タ之ニ刑罰ヲ加フルノ必要ナキト證據已ニ

付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ既ニ假出獄ヲ許サズルニ至リタル前ニ他ノ罪ヲ犯シタルニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ假出獄ノ處分ヲ取消サル、ナリ

第三十條

本條ハ新タニ設ケタル規定ナリ既ニ短期間ノ懲役ニ付テ執行猶豫ヲ與フル恩典ヲ設ケタルヲ以テ拘留ノ如キ輕キモノニハ恩典ヲ附與スルハ至當ナリトス然レドモ情狀ニ因リテトアレバ其執行ヲ免除スルニ足ルベキ事由ノアル場合ニ限ルモノトス

第三十一條

時效ニ因リ刑ノ執行ノ

湮滅シテ復タ之ヲ收拾スルニ由ナク訴訟追審理ノ手續ヲ盡スモ結局其效ヲ見ズ徒ニ被告人ヲ煩ハスニ過ギザルトノ二理由ニ基ク然ルニ刑ノ期滿免除ニ付テハ其刑ヲ宣告シタル判決已ニ確定シタルヲ以テ爾後犯罪ノ證據湮滅スルモ其影響ヲ判決ノ上ニ及ボスコトナシ故ニ證據湮滅ノ理由ハ刑ノ期滿免除ニ適當セズ唯判決後其執行ナクシテ多クノ星霜ヲ經ルトキハ世人其判決アリタルコトヲ遺忘シ隨テ刑罰ヲ執行スルノ必要ナキニ至ルハ猶ホ犯罪後多クノ年月ヲ經タルモノハ訴追ノ必要ナキニ至ルト同一ナリ乃チ遺忘ノ一事ハ公訴ノ時效ヲ設ケタル理由タルト同時ニ刑ノ期滿免除ヲ設ケタル唯一ノ理由ナリトス然レドモ公訴ノ提起ナキ場合ニ犯罪ヲ遺忘スルト已ニ確定判決アリタル場合ニ犯罪ヲ遺忘スルトハ自ラ其期間ニ長短ノ差ナキ能ハズ第一ノ場合ニ於テハ犯罪ノ事實不確定ナルヲ以テ世人ノ遺忘速ナル可キモ第二ノ場合ニ於テハ判決ニ依テ其

免除ヲ得ベキモノハ死刑及ビ自由刑ニ限ルモノトス此等ノ刑ハ有形上ニ執行スルモノナラバ隨テ有形的ニ即チ例ヘバ死刑ハ爲メニ生命ヲ得、懲役、禁錮ハ監獄内ニ於テ自由ヲ拘束スルコトヲ免レテ無罪ノ人トナリ罰金ハ之ヲ納ムルニ及バザルガ如ク必ズ形ノ上ニ執行チ免ルコトヲ得ベキナリ

第三十二條

時効ノ期間ハ刑罰ニ處セラルベキ即チ犯罪發生ノ時ヨリ起算スルモノニアラズシテ刑ノ言渡確定シタル後ヨリ本條ニ記載シタル期間内其執行ヲ受ケザルニヨリ期間満了シテ刑ヲ免

事實ヲ社會ニ發表セラル、ガ故ニ世人永ク之ヲ記憶スルモノト推定スルヲ當然ナリトス乃チ法律ハ死刑ハ三十年有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年罰金ハ三年拘留料及ビ沒收ハ一年トセリ

沒收ハ附加刑ナレバ性質上主刑ト共ニ消長シ主刑時効ヲ得タルトキハ同ジク時効ヲ得ルモノトナリ又主刑時効ニ罹ラザル限リハ別ニ時効ヲ與フベキモノニ非ザルガ如シ然ルニ沒收ハ一年ヲ經テ時効ヲ得ルモノト視定シタリ是レ此刑タル或ル物件ヲ犯人ニ所有セシムルヲ危險又ハ不當ナリトシ之ヲ剝奪スルヲ目的トスルモノナレバ敢テ主刑ト其消長ヲ共ニセシムベキノ理由ナク之ヲ危險ナリト思料スル上ハ沒收スベキモノトスルニ在リ

沒收ニ付テモ檢察ガ既ニ其徵收ニ着手シタルト否トヲ問ハズ其裁判確定ノ日ヲ以テ時効ノ起算點ト爲スベシ或ハ日ク罰金

ル、モノトス
公訴ニ付テハ若シ公訴ノ提起セラレザル時ハ犯罪發生ノ時ヨリ起算スルモ已ニ確定判決アリタル場合ニ於テハ自ラ其期間ニ長短ナカルベカラズ公訴權消滅シタル場合ニ於テハ犯罪ノ事實不確ナルヲ以テ世人ガ之ヲ遺忘スルコト速カナルモ第二ノ場合即チ判決確定シタルトキハ其事實ヲ社會ニ發表スルガ故ニ世人モ長ク之ヲ記憶スルガ故ニ總テ其期限ヲ長クシタルナリ
罰金、科料、沒收ニ付テモ檢察ガ既ニ其徵收ニ着手シタルト否トヲ問ハズ其裁判確定ノ日ヲ以テ時効ノ起算點トナスベシ

科料ニ付テハ完納ノ期限アリ故ニ其期限ノ滿了ノ日ヲ以テ起算點ト爲スベシト然レドモ此期限ハ換刑處分ヲ爲スニ付テノ期限ニシテ其期限内ト雖モ檢察ニ於テ徵收ヲ爲スコトヲ得ベキヲ以テ其徵收ヲ得ベキ日ヨリ起算セザルベカラズ
死刑ニ付テハ其裁判確定スルモ法律ハ直チニ之ヲ執行スルコトヲ許サズ必ズ司法大臣ノ命令ヲ待ツベキモノト爲シタリ然レバ其裁判確定ノ後司法大臣ノ命令前ニ犯人逃走スルモ其執行ヲ逃レタリト謂フベカラザルガ如シ然レドモ其執行ヲ受クベキハ裁判確定ニ因テ已ニ定マリテ之ヲ動かスベカラズ唯慎重ヲ以テ直チニ其執行ヲ爲サルノミニシテ司法大臣ノ命令ヲ請フハ執行ニ關スル一ノ手續ニシテ裁判確定スルヤ直チニ之ヲ行フベキモノトス然ラバ則チ裁判確定ノ日ハ則チ執行ニ着手スルノ日ニシテ犯人ノ逃走ハ其前後ニ在ルヲ問ハズ此日ヨリ執行ヲ逃レタルモノト爲ス可シ而シテ以上ニ述ブル所ハ

第三十三條

時効ハ判決確定後犯人逃走シテ不法ニ刑ノ執行ヲ免レタル者ニ付テハ規定ナリ故ニ法令ニ依リ刑ノ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタルトキノ如ク正當ニ其執行ヲ免レタル日數ハ之ヲ時効期間ニ計算スルコトヲ得ザルモノトス

第三十四條

時効ノ中斷トハ進行シツアル時効ガ半途ニシテ進行ヲ止メ今マデ進行シタル時効ハ全ク之ナキモノトナリテ更ニ進行ヲ始ムルコトハナルヲ云フ刑ノ時効ノ中斷ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルトキハ即チ中斷セラルモ

對席裁判ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲シタル場合ナリ缺席裁判ニ付テハ故障又ハ控訴ヲ爲スコトヲ得ベシ而シテ或ル形式上ノ條件ヲ以テスルニ非ザレバ確定セザルモノトス然ルトキハ其條件ノ具備スルニ非ザレバ此裁判ヲ以テ宣告シタル刑ハ執行力ヲ生ゼズ隨テ時効ヲ完成スルコトナシ
時効中斷
時効ノ中斷ハ犯人ガ逃走シテ執行ヲ免レタル者ガ逮捕セラレタルニ因リ時効ハ中斷スルモノトシタリ然ルニ舊法ガ檢察ヨリ逮捕狀ヲ發スルコトヲ以テ中斷ノ原因ト爲スト明記シアルヲ以テ逮捕狀ノ發布ノミニヨリ時効ハ中斷スト雖モ是實ニ其理由ニ乏シキノミナラズ或ハ不公平ノ結果ヲ生ジ或ハ事實上時効期間ノ到來セザルコト、ナル虞アルヲ以テ之ヲ削除シタリ然ラバ則チ時効ノ中斷ハ現實ニ犯人ヲ逮捕スルノ一事ニ限リテ逮捕ノ爲メ令狀ヲ發シタル場合ハ時効ヲ中斷セズ是レ檢

ノナリ
罰金、科料及ビ沒收刑ノ時効ノ中斷方法ハ執行ノ行為ヲ爲シタルニヨリ之ヲ中斷スルモノトス此等ノ刑ハ若シ其全數ヲ分テ幾回ニモ分納セシメントセバ未ダ之ヲ完納セザル前ニ既ニ時効ノ成就スルコトアルヲ以テ此場合ニハ最後ノ執行ヲ爲ヨリ更ニ其進行ヲ始ムベキモノトス

第三十五條

一般ニ法令ニ因リ又ハ正當ノ業務ヲ以テ爲シタル行為ハ其責任ヲ免ルモノトス而シテ法令ニ因リ爲シタル行為トハ官吏タル者ガ法律命令ノ規定ニ因リ其ノ職務ヲ執行スルヲ云フ

事ガ令狀ヲ發シタルノミニテ犯人未ダ捕ニ就カザルニ拘ハラズ中斷ノ効アリトスルハ穩當ナラズトスルニ因ルナリ而シテ逮捕ニ依リ時効ヲ中斷スルハ死刑及ビ自由刑ノ犯人ニ對シテ之ヲ云フモノナレドモ罰金科料及ビ沒收ノ刑ノ時効ハ若シ其全數ヲ分テ數回ニ分納セシメントセバ未ダ之ヲ完納セザル前既ニ時効ノ成就スル恐アリ故ニ此場合ニハ時効ハ刑ノ執行行為ニ因リ中斷セラレ從テ時効ハ常ニ最後ノ執行行為ヨリ更ニ其進行ヲ始ムベキモノト規定シタリ

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年

故ニ此執行ノ爲メニ爲シタル行爲ハ罪費ヲ負ハシメズト爲シタルナリ
 正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲トハ例ヘバ醫師方患者ヲ施術スル場合ニ患者ノ身體ヲ傷クルガ如キ又按摩ヲ爲ス者ガ人ノ肩ヲ打チタルガ如キハ皆是レ正當ノ業務ナレバ罪トナラザルナリ

第三十六條

正當防衛トハ自己ノ身體ニ危害ヲ加ヘラルル場合ニ爲スベキ行爲ナリ即チ當然ノ行爲ト云フベキモノナリ正當防衛タルニハ危害ノ急迫ニシテ避クベカラザル時已ムコトヲ得ザルニ出タル行爲ナラザルベ

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

第三十三條 時效ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス

罰金、科料及ヒ沒收ノ時效ハ執行行爲ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

舊法ハ不論罪及ビ減輕ノ語ヲ以テ事實上罪トナラザル場合及ビ罪ト爲ルモ其刑ヲ免除シ若クハ法律上之ヲ減輕スル場合

カラズ此場合ハ自己ニ對スル權利ヲ防衛スルノミナラズ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メニモ正當ノ防衛ト爲リ罪トナラズ
 防衛ノ行爲ガ其必要ナル程度ヲ超エタルトキハ無罪トセズシテ或ハ刑ヲ減輕スルニ止マルコトアリ程度ヲ超エタルトハ例ヘバ危害ハ已ニ去リテ後チ之ヲ追ヒ暴行人ヲ殺シタルガ如キナ云フ

第三十七條

本條ハ自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對シテ現在ノ危難ヲ受ケタルトキハ之ヲ避クル爲メ爲シタル眞ニ必要ナル行爲ハ罪トナラザルヲ原則ト

ヲ包含セシメタリ然レドモ其意義明瞭ナラザルヲ以テ改正法ハ之ヲ改メテ罪ト爲ラザル場合ハ之ヲ犯罪ノ不成立トシ刑ヲ免除シ若クハ減輕スル場合ヲ以テ刑ノ減免ト爲シタリ
 犯罪ノ無責任ニハ二ヶノ場合アリ(一)無能力(二)權利ノ執行即チ是ナリ而シテ第一ノ場合ハ犯罪ノ事實ヲ行フト雖モ之ヲ行ヒタル者ノ上ニ其責任ヲ負ハザル原因アルモノヲ謂ヒ第二ノ場合ハ犯罪ノ事實ハ即チ權利ノ執行ニ屬スルモノニシテ是亦責任ナキ場合ナリ

第一犯罪ノ無能力人ノ行爲ハ其意思ト身體ト相一致セザレバ其行爲ニ付テハ責任ナキモノナリ意思ノ發念アルモ身體之ニ從ハザルトキハ何等ノ責任ヲ生ズベキモノニ非ズ身體ノ行動自由ナルモ意思ノ發動ナキトキハ責任ノ原由ト爲ルベキモノニ非ズ故ニ犯罪ノ責任ヲ論ズルニハ其行爲ガ必ず自由ノ意思ニ因リテ構成セザルベカラズ犯罪ニハ意思ノ缺亡スル場合ト

シ必要ノ程度ヲ超エタル場合ト雖モ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得ルモノトス
 危難トハ例ヘバ暴風賊ニ起リ船ヲ覆シ乘客皆溺レントスル場合ノ如シ
 危難ハ現在ニアリテ過去又ハ將來ノ危難ニアラズ又其危難ヲ避ケントスルモ其方法手段ノナキ場合ヲ云フ

第三十八條

本條ハ犯罪ノ意思ナクシテ犯シタル場合ナリ凡ソ人ハ知覺精神ヲ喪フタル場合ノ外ハ必ズ其所爲ヲ行フノ意思アリテ之ヲ行フモノナリ然ルニ本人ニ於テ其意思ナクシテ即チ豫メ其結果ヲ生ゼシメンコト

身體ニ強制ヲ受ケタル場合トアリ刑法ハ此ニケノ場合ニ爲シタル犯罪行為ハ無罪責ノ行為ト爲セリ

犯罪ニハ意思ノ自由アルヲ要ス而シテ意思ノ自由アルモ其意思ガ辨別心即チ智識アルコトヲ要ス智識トハ第一彼ニ對スル我ナルモノアルコトヲ知リ第二我ガ爲ス所他人又ハ外物ニ對シ如何ナル結果ヲ與フルカヲ知リ第三我ガ爲ス所是ナルカ非ナルカヲ知ルヲ云フ自由トハ已ニ此ノ智識アリテ我アルコトヲ知リ又我ガ爲ス所非ニシテ他人ニ對シ惡結果ヲ與フルコトヲ知リナガラ故ラニ其非ヲ選擇シテ之ヲ行フヲ即チ自由アリテ犯罪ヲ行フ者ト云フナリ

第二權利執行ノ場合智識アリ自由アリ且ツ其事ノ通常ノ場合ニ於テハ犯罪タル可キモノナルコトヲ知リ故ラニ之ヲ行フト雖モ必シモ罪責ヲ負ハシム可キニ非ズ凡ソ犯罪ハ權利ノ侵害ニ因テ成立スルモノナレバ權利侵害ノ事實ナケレバ犯罪アリ

ヲ希望シ若クハ其結果ノ生ズベキコトヲ豫知シタルニアラザレバ其結果ハ意外ニ偶然ニ生ジタルニ過ギズ例ヘバ短銃ニ彈丸ノナキモノトシテ戯レ二人ニ向テ發スル眞似ヲ爲シタルニ豈圖ランヤ彈丸中ニアリテ過テ人ヲ殺傷シタルガ如キ故ニ罪アリト爲スコトヲ得ズ
 本條ハ但書ヲ設ケテ假令ヒ罪ヲ犯スノ意ナキ行為モ法律ニ特別ノ規定アル場合ハ本條ニ依リ無罪責ト爲サズトシタリ而シテ其場合ハ過失殺傷、失火其他違警罪ノ如キハ例外トシテ無罪犯ト稱ス
 罪本ト重カルベクシテ犯ストキ知ラザルトハ例ヘバ未ダ婚姻セザル

ト爲スベカラズ

如何ナル場合ニ於テハ權利侵害ノ事實ナシト爲スベキカ本人其事ヲ行フノ職務若クハ權利アリテ行フタル場合即チ之ナリ之ヲ別テ法令ノ命令所ト職務ヲ以テ行フ場合トナスナリ
 法令ニ依リ爲シタル行為トハ本屬長官ノ命令ニ因リ職務ヲ以テ爲シタル行為ハ勿論本屬長官ノ命令ナキモ直接ニ法律命令ノ命ズル所ニ從ヒ正當ニ職務ヲ執行スルモノト信ジテ爲シタル總テノ行為ヲ包含ス例ヘバ現行犯ニ非ザルモノヲ現行犯ト誤信シ令狀ナクシテ被告人ヲ逮捕スルノ類是ナリ又正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為トハ例ヘバ按摩ガ人ノ肩腰ヲ打チ醫師ガ人ノ手足ヲ切斷スルノ類ニシテ此等ハ舊法ニハ犯意ナシトノ理由ヲ以テ不論罪ト爲スベキハ勿論ナルモ寧特ニ明文ヲ置クヲ優レリトシテ改正シタルモノナリ
 急迫不正ノ侵害

女子ナリト信シテ情ヲ通シタルニ有夫姦ナリシ場合ノ如シ又窃盗ナリト信シテ傷害シタルニ父タリシ場合ノ如シ

第三十九條

心神喪失者トハ精神ガ充分ニ發達セザル者ニシテ是非ヲ辨別スルノ能力ニ缺ケタル場合ヲ云フ

精神耗弱者トハ精神ヲ喪失シタル者ヨリ輕キ狀況ニ在ル者ヲ云フ或ハ一時病氣ノ爲メニ精神ニ障礙ヲ生ジタル者ノ如キヲ云フ此場合ニ於テハ犯人ハ無責任タルコトヲ得ズト雖モ其刑ヲ減輕スルモノトス

第四十條

舊法ハ瘡啞者ノ行爲ハ

強制ノ偶然ニ出ヅル場合換言スレバ思ヒ懸ナキ侵害セラル、コト尙ホ換言セバ不意ニ權利ヲ侵害セラル、コトナリ而シテ權利ヲ侵害セラル、トハ暴行又ハ脅迫セラル、コトヲ云フ又偶然ニ出ヅル強制ニアラザレバ之ニ對スル行爲ハ正當防衛ト云フベカラズ
又強制ヲ避クルニ手段ナキ場合ニ限ルナリ故ニ甲者乙者ニ向ヒ丙者ヲ殺サレバ汝ヲ殺サント脅迫スルモ甲乙二者ノ間數歩ヲ隔テ而モ甲者行步ニ遲キ者ナル場合ノ如キハ乙者ハ疾走遁逃以テ其強制ヲ避クルコトヲ得ベシ然ルニ乙者ノ所爲ニ此ニ出デズ遂ニ甲者ノ言ニ從フ乙者ハ罪責ナシト云フベカラズ又危害ノ目前ニ迫ルコト故ニ人ヲ殺サレバ明日汝ヲ殺サント言フガ如キハ危害切迫セズ又明日ニ至ルマデニハ官又ハ他人ノ保護ヲ得ルナレバ決シテ自由ヲ失フニ至ラズ
右ノ場合ニ於テハ其ノ侵害即チ暴行脅迫者ヲ殺傷スルモ已ム

全ク之ヲ罰セズトシタルモ文明ノ今日ニ在リテハ之等ニ教育ヲ施シ普通ノ智識ヲ得ル便宜ノ備ハリタレバ多少犯罪ノ責任ヲ判別スル者アルニ至リタレバ全ク無罪トスルヲ得ズ故ニ其情況ニ因リテハ減輕シテ之ヲ罰スル者ト全ク無罪トスル者ト二個ニ區別シテ規定シタリ

第四十一條

十四歳以下ノ者ハ知識ノ發達十分ナラザル者ナレバ此等ノ者ノ行爲ハ其責任ナキ者トス

第四十二條

罪ヲ犯スモ其罪ノ未ダ發覺セザルニ犯人先ヅ官ニ自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルナリ是レ

ヲ得ザル正當防衛ナレバ自己ノ爲メト他人ノ爲メトヲ問ハズ無罪責ト爲スナリ但シ其不正ノ侵害ガ自カラ招キタル者ハ此限ニ在ラズトス

必要ナル程度ヲ超ヘザルコト

害ノ大小輕重ハ固リ比較的ノ論ニシテ豫メ一定スルコトヲ得ベキモノニ非ズ故ニ人ヲ殺サレバ汝ヲ毆打セント迫ルガ如キハ毆打ノ害ハ殺人ノ害ヨリ輕小ナルガ如シ又毆打スルモ手腕ヲ以テ爲ストキハ其害小ナルコト知リ得ベキニ之ヲ防衛スル爲メニ刀ヲ以テ殺傷スルガ如キハ必要ナル程度ヲ超ヘタルモノナリ此場合ニハ無罪責トセズ情狀ニヨリ其刑ヲ減輕スルニ止マルノミ

自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ
右第一ハ危難ノ有形的即チ暴行脅迫ナルト無形的即チ自然ニ

官ニ於テ犯罪捜査ノ手
 數チ省キ證據集收ノ勞
 ナキヲ以テ此ノ恩典ヲ
 設ケタル者ナリ而シテ
 官トハ警察署又ハ檢事
 ニ自首スルヲ云フ其他
 ノ官署ニ自首スルモ其
 效力ナシ
 且ツ未ダ事ノ發覺セザ
 ル前チ要ス是レ發覺後
 ハ已ニ官其犯罪捜査ニ
 着手シタル後ナレバナ
 リ舊法ニハ謀殺故殺チ
 除キタルモ本條ハ此規
 定ヲ見ズ舊法ニハ財產
 ニ對スル犯罪ニ付テハ
 被害者ニ首服スルヲ以
 テ相當官吏ニ自首シタ
 ルモノト同一ノ效アリ
 トスト雖モ改正法ハ之
 チ吹メテ被害者ノ告訴
 ナ要スル罪ニ付テハ被
 害者ニ首服スルヲ以テ
 自首ノ效アルモノトシ

來ル危難ト又天爲即チ天災ナルト人爲ナルトヲ問ハザルコト
 是ナリ
 第二ハ強制即チ危難ガ生命身體ニ對スル場合ノミナラズ自由
 若クハ財產ニ對スル場合ニ付テモ已ムヲ得ザル行爲ニ付テハ
 其情狀ニ因リ其刑ヲ減輕シ若クハ之ヲ罰セズトスルナリ
 職務上特別ノ義務アルモノ
 職務上特別ノ義務アル者ハ本條ノ規定ヲ適用スベキニ非ズト
 ス例ヘバ彼ノ人命保護ノ責任アル警察官吏又ハ船長等ガ自己
 ノ危難ヲ免ル、爲メ其保護ヲ受クル者ノ生命ヲ犧牲ニ供スル
 モ不論罪ト爲スニアラズ
 罪ヲ犯ス意ナキノ行爲
 無意犯ニハ固ヨリ犯意ナキヲ以テ其意思ノ發スルコトナク犯
 人ニ於テハ正當ノ行爲ヲ行ハント欲シテ行ヒタルコトガ誤テ
 犯罪ヲ生ジタルモノナリ即チ其ノ結果ノアルコトヲ豫期シタ

第四十三條

未遂犯トシテ罰スルニ
 ハ三個ノ條件ヲ具備セ
 ザルベカラズ
 第一ハ罪ヲ犯サントノ
 意アルコト故ニ若シ其
 ノ犯罪ノ意思ナキ者ハ
 縱ヒ犯罪タルベキ所爲
 ニ直接ナル所爲ヲ行フ
 モ決シテ未遂犯トシテ
 罰スルコトヲ得ズ
 第二其事ヲ行フコト即
 チ犯罪タルベキ所爲ニ
 直接ナル所爲ニ着手シ
 タルコト
 第三犯人意外ノ障礙若
 クハ舛錯ニ因リ其目的
 チ遂ゲザルコト例ヘバ
 人ヲ殺サント欲シ兇器
 ナ探テ之ニ迫ルニ當リ
 他人又ハ對手ノ爲メニ
 其兇器ヲ奪ハレタルニ

ルモノニ非ズ故ニ其ノ犯罪ハ無責任ナルモ元ト是レ不注意ヨ
 リ生ジタル結果ナレバーニ之ヲ無罪責ト爲ストキハ遵守スベ
 キ慣習規則ニ背クニ至ルヲ以テ刑法ハ特ニ之ヲ罰スルコトア
 ルナリ
 犯罪ノ意思ニハ通常ノ意思特別ノ意思最特別ノ意思及ビ熟考
 上ノ意思トス
 通常ノ意思トハ單ニ或ル事ヲ行ハントスルノ意思ニシテ此意
 思アレバ以テ或ル犯罪ヲ構成スルニ足ルモノヲ謂フ即チ社會
 若クハ他人ヲ害シ自己若クハ他人ヲ利センガ爲メニスルト否
 トヲ問ハズ且ツ社會若クハ他人ノ利ヲ圖ルノ趣旨ニ出デ道德
 上尙フベキモノアル場合ト雖モ苟モ其事ヲ行フノ意思アリテ
 之ヲ行ヒタルトキハ罪責ヲ免ル、コトヲ得ザルナリ
 法律上犯人ニ特別ノ意思アルコトヲ要スル犯罪アリ貨幣印章
 又ハ文書ヲ偽造スル罪ノ如キハ單ニ眞物ニ模擬シタルモノヲ

四ノ殺意ヲ遂ケルヲ能ハザルガ如シ

第四十四條

未遂罪ヲ罰スル場合ハ總則ニ於テ之ヲ定メズシテ各本條ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第四十五條

併合罪ハ同一犯人ニ於テ二ヶ以上ノ罪ヲ犯スコト又二ヶ以上ノ罪ガ何レモ未ダ確定判決ヲ經ザルコト故ニ一罪ノ確定判決アリタルトキハ再犯ノ場合ニシテ併合罪ニアラズ
同一犯人ガ數罪ヲ犯シタルトキ其中ノ一罪ニ付確定判決ヲ經タルモ未ダ確定判決ヲ經ザル他ノ數罪ヲ併合罪トシテ處斷スルコトヲ得ベ

造ルノ意思アルノミニテハ其罪成立セズ真物ノ如ク之ヲ使用セントスルノ意思アルコトヲ必要トス即チ詐欺ノ意思アルニ非ザレバ偽造ノ罪ト爲ラザルモノトス
罪本重カルベクシテ犯ス時知ラザル場合
右ノ場合ハ事實ノ錯誤ニ出デタル犯罪ニ付テノ規定ナリ事實ノ錯誤ハ犯人ノ責任上其輕キヲ以テ論ゼザルベカラズ例之ハ隣家ノ父ナリト信ジテ自己ノ父ヲ殺シタル場合ノ如シ此場合ニ於テハ犯人ノ意思ハ唯人ヲ殺害セント欲スルニ在リ特ニ自己ノ父ヲ殺サント欲スルニ在ラザルナリ此殺人罪ノ責任ハ之ヲ免ル、コトヲ得ズト雖モ加重ノ情狀ハ犯人ノ錯誤ニ出デタルモノナリ故ニ其罪責ヲ論ズルコト寧ロ輕キニ從ハザルベカラズ
法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ズ犯罪者本人ニ於テ或ル行爲不行爲ヲ命令禁止シタル法律アルヲ

キナリ

第四十六條

犯罪中死刑ヨリ重キハナシ故ニ死刑又ハ無期刑ニ當ル罪ト他ノ罪ト併發スルトキハ他ノ罪ト併科スルコトヲ得ザルヲ以テ此場合ニハ例外トシテ吸收主義トテ重キ罪ニ他ノ罪ヲ入レテ他ノ罪ハ併科セザルコトトナル
唯ダ沒收ハ犯人ノ一身ノ存在スルト否トニ關セズ故ニ之ヲ併科スルコトヲ得ルモノトス
無期ノ懲役又ハ禁錮ハ死刑ニ次テ重キ刑トシテ之ヲ他ノ刑ト併科スルコトヲ得ザレバ死刑ト同一ノ理由ニテ罰金料及ビ沒收ノ刑ノミヲ併科スルコトヲ得ベ

知ラズ又ハ之ヲ知ルモ其意ヲ誤解シタルトキハ即チ犯罪ノ責ナシト云フベカラズ是レ法律ハ各地ニ等シク施行シアレバ各人ニ對シテ之ガ遵守ヲ責メザルベカラズ
精神喪失者ノ行爲
精神喪失ニ因ル行爲トハ例ヘバ癡癡人等ノ如ク精神ノ充分ナラズ即チ永遠ニ又ハ一時ニ是非ノ辨別ヲ爲スコト能ハザル者ヲ云フ而シテ癡癡者ノ如ク一時ノモノアリテ其精神ノ常態ニ復シタル時ニ於テ罪ヲ犯シタルトキハ固ヨリ罪責ヲ免レズ爾後疾病ノ故ヲ以テ前ノ犯罪ヲ消滅スルコトナシ故ニ其所爲ヲ行フノ當時ノ如何ニ因テ之ヲ區別セザルベカラズ
瘖啞者ノ行爲
舊法ニハ絶對的ニ瘖啞者ヲ罰セザルモ其理由タル無教育ニシテ知識ナク且ツ口言フコト能ハズ且聽クコト能ハザルヲ以テナリトス然レドモ先天的即チ生來ノ瘖啞者ハ無教育ノ者モア

キモノトス 第四十七條

本條ノ規定ハ制限併科主義ヲ採リタルモノナリ此主義ハ二罪ノ場合ト三罪以上ノ場合トヲ區別セズ同一ノ制限ニ從ハシムルヲ以テ十犯以上ノ者モ二罪ノ場合ト同シク處分セラレ、モノナリ而シテ其制限ノ方法ハ併合罪中最モ重キ罪ニ對スル刑ノ長期ニ其半ヲ加ヘタルモノヲ以テ併合罪ニ對スル刑ノ長期ト爲ス然レドモ併合罪中一ノ最モ重キ罪ニ對スル刑ト他ノ罪ノ刑ヲ加フルトキハ其重キ刑ニ之ガ半ヲ加ヘタルモノヨリ長キトキハ併合罪ノ刑期ハ其各罪ノ長期ヲ加ヘタ

リタランガ十分教育ヲ受ケタル後疾病等ノ爲メ聲トナリ啞ト爲リタル者ニハ其ノ理由ヲ適用スルヲ得ズ若シ然ラザルモ方今ノ如キ學校ヲ設ケテ此等ノ者ヲ教育スルニ於テオヤ故ニ絶對的ニ之ヲ無罪ト爲サズ其情狀ニ因リ刑ヲ減輕シ若クハ之ヲ罰セズト改正シタリ但之ヲ罰セザル場合ニ於テハ五年ニ過ギザル時間懲治ノ處分ヲ命ゼラル、モノナリ
 十四歳ニ滿タザル者ノ行
 十四歳ニ滿タザル者ハ其知識ノ發達未ダ十分ナラザルニヨリ之ヲ罰セザルモノトス
 自首減輕
 自首ノ有効ニ付テハ左ノ條件ヲ具備セザルベカラズ
 一事未ダ發覺セザル前ニ於テスルコト 犯罪事件ノ未ダ發覺セザル前ニ於ケル自首ヲ有罪トシ犯罪事件已ニ發覺スル上ハ縦ヒ官ニ於テ未ダ其犯人ノ誰タルヲ知ラザルモ自首ノ效ナシ

ルモノニ超ユルコトヲ得ザルモノトス是レ但書ノアル所以ナリ

第四十八條

改正法ハ成ルベク併科主義ヲ採ルノ方針ナレバ罰金ノ如キ他ノ刑ト併科スベキコトヲ得ルモノハ之ヲ併科スルチ原則トス然レドモ第四十六條第一項ノ如ク死刑ヲ科スベキ場合ハ之ヲ科スルモ犯人ニ於テ納完スルコト能ハザルヲ以テ之ヲ科セザルモノトス

二個以上ノ罰金ハ其罰金ヲ合算シテ其額以下ニ於テ處斷スルモノトス
 第四十九條
 併合罪中重キ罪ニハ附

トスルトキハ自首減輕ヲ與フルノ趣意貫徹セズ是レ犯罪事件已ニ發覺スルモ犯人ノ知レザルトキハ官ニ於テ捜査ノ勞ヲ執ラザルベカラズ若シ之ヲ知ルコト能ハザル場合ニ於テハ訴追處罰ヲ爲スコトヲ得ズシテ公訴權、刑罰權共ニ消滅ニ歸スルナリ然ルニ犯罪事件發覺後ト雖モ自カラ其犯人ナリトシテ自首シ爲メニ捜査ノ勞ヲ省キ又有罪ヲ罰スルコトヲ得ルハ犯罪事件發覺前ニ於テ自首シタル者ト毫モ異ナル所ナシ故ニ從來ノ判決例ニ於テハ事未ダ發覺セザル前ト云ヘル中ニハ犯罪事件ノ發覺セザル場合ト犯人ノ誰タルコトノ知レザル場合トヲ包含スルモノトセリ

自首ハ官ニ告發スルヲ要スレドモ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズル場合ニ付テハ其被害者ニ首服スルモ亦自首ノ效アリトス而シテ被害者ニ自首シテ其罪アルモノトスルハ其犯罪事件ノ財産ニ對スル場合ナルハ勿論ナリ

加刑ヲ科セザルハ第四十六條ノ規定スル所ナレバ他ノ刑ニ附加刑アルトキハ其附加刑ヲ科スルモノトス唯々第四十六條ノ場合ノミハ之ヲ例外トス

第五十條

併合罪中一罪ハ既ニ裁判ヲ經一罪ハ未ダ裁判ヲ經ザル場合ニ於テハ未ダ裁判ヲ經ザル罪ノ刑ヲ以テ處斷スルモノトス

第五十一條

二個以上ノ裁判アリタル場合ハ各裁判ニ對シ其刑ヲ併セテ執行スルモノトス即チ各刑何レモ執行スルモノトス但レドモ刑ノ性質上例ヘバ死刑又ハ懲役ト云フ

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス

防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

如キ其刑ノ性質ノ異ナルモノハ併セテ執行スルコトヲ得ザルモノアリ即チ一罪死刑ナルトキハ沒收以外ノ刑ハ之ヲ執行セズ又無期刑ヲ執行スベキトキハ罰金料、沒收ノ外有期ノモノハ之ヲ執行セズ又

有期ノモノヲ併セテ執行スベキトキハ其刑期ノ合計ガ最モ重キ罪ノ刑期ニ其半ヲ加ヘタルモノニ超ユベカラザルハ第四十六條第四十七條等ノ規定スル所ナリ

第五十二條

併合罪ニ付既ニ處斷セラレタル者方其中ノ一罪ニ付大赦ヲ受クタル場合ハ其罪ハ消滅シテ初メヨリ犯罪ナキ者ノ如クナルヲ以テ大赦ヲ

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十九條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 瘡腫者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ

第八章 未遂罪

受ケザル他ノ罪ニ付更ニ獨立ニ一ノ刑ヲ科セザルベカラズ

第五十三條

舊法ハ違警罪ハ之ヲ併科スベキモノトスルト同シク本條モ亦拘留又ハ科料ハ他ノ刑ト之ヲ併科スルモノトス故ニ拘留又ハ科料ニ處スベキ罪其他ノ重罪ト同時ニ發覺シタル場合ニハ併セテ之ヲ科スルモノトス

第五十四條

本條ハ數罪俱發ノ場合ニ所謂想像的數罪ト稱スルモノナリ想像的數罪トハ一ノ所爲ヲ分標スルトキハ其分子ガ各々一罪ヲ構成シ數罪アルガ如ク見ユルモ其

未遂犯又ハ缺効犯ト云フ法律或ハ之ヲ罰シ或ハ之ヲ罰セズ未遂ハ必ズ犯罪ニ着手セザルベカラズ而シテ如何ナル事ヲ行ヒタルヲ以テ着手ト認ム可キカハ各犯罪ニ付キ又實際ノ模様ニ因リ異同アルベク法律上一定シ得ベキモノニ非ズ故ニ事實ニ付テ之ヲ判定スルノ外ナシトス但シ犯罪ノ着手トハ必シモ犯罪ヲ構成スル有形的即チ事實ニ顯ハレタルコトヲ行フヲ要セズ其要素タル所爲ニ直接ナル所爲ニ着手スルヲ以テ足レリトス例ヘバ竊盜ヲ行フノ意ヲ以テ人ノ家宅ニ侵入シ財物ヲ搜索スルガ如キハ未ダ手ヲ其財物ニ觸レザルモ竊盜ニ着手シタルモノニシテ即チ竊盜ノ未遂犯ナリト爲サザルベカラズ
舊法ハ犯罪ノ實行ニ着手シタル後意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ之ヲ遂ゲザル者ヲ以テ未遂罪ト爲セリ然レドモ一旦犯罪ノ實行ニ着手シタル後犯人ノ遂ゲザリシ場合ニ於テハ其未遂ノ原因以外ノ障礙若クハ舛錯ニ因ルト否トヲ問ハズ總テ之ヲ

實ハ一罪ヲ構成スルニ過ギザルモノヲ云フ例ヘバ人ノ家宅ニ侵入シテ竊盜ヲ行フガ如キ之ヲ法律ニ照ラセバ家宅侵入罪ト竊盜罪トアルガ如クナルモ其家宅ニ侵入シタルハ竊盜ヲ行フニ付テノ必要ナル手段ニシテ此手段ニ依ラザレバ竊盜ヲ行フコト能ハザルモノナリ
本條ハ右ノ場合ヲ規定シタルモノニシテ一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸ル、場合及ビ或罪ガ他ノ罪ノ手段若クハ結果ニ過ギザル場合ニ在テハ其罪名中最モ重キ刑ヲ科スルコト、シタリ

未遂罪ト爲スベキモノトス改正法ハ此主義ヲ採リ犯罪ヲ遂ル目的ヲ以テ之ヲ達スル手段ヲ行ヒ之ヲ遂ルコト能ハザリシハ其原因如何ヲ問ハズ總テ未遂罪ト爲シタリ是ニ於テ舊法ノ着手未遂若クハ缺行未遂ノ區別ヲ認メザルノミナラズ其處分ニ至リテモ必ズ刑ヲ減輕ス可キモノト爲サズシテ一ニ情狀ニ因ルコト、爲セリ是未遂罪ノ結果タル危害ハ既遂罪ノ結果タル危害ニ比シテ多少輕キモノナキニ非ズト雖モ時トシテハ其犯情ノ恕スベカラザルモノアルヲ以テ其刑ヲ減輕スルト否トハ一ニ之ヲ裁判所ノ認定ニ任スコトヲ便宜ナリトス然レドモ犯罪ノ實行ニ着手シタル後自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタル者ハ社會ニ及ボス害惡少ナク且ツ犯情モ亦憫察ス可キ所アルヲ以テ之ヲ罰スル場合ニモ一般ニ減輕スルモノトシ情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得セシメ以テ刑ノ適用ニ不權衡ナカラシメタリ未遂犯トシテ罰スルニ左ノ三個ノ條件アルヲ要ス

條ノ場合ニ之ヲ適用スルモノトス故ニ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ觸ル、場合ノ如キハ隨テ沒收スベキモノモ數個アルナラント想像シテ規定シタルモノナリ

第五十五條

連續犯トハ或ル行為ニ付テ數日若クハ數時間意思ヲ繼續シテ行為ヲ遂クルヲ云フ即チ犯罪カ成立シテヨリ同一ノ狀態ヲ以テ多少ノ時間繼續スルヲ云フ故ニ犯罪ノ實行ニ付テ長キ時間ヲ要スルヲ謂フニ非ズシテ犯罪ヲ遂グタル後尙ホ其成立セシ時ノ狀態ヲ以テ長キ時間繼續スルモノトス右ノ如ク連續シタル行

第一 罪ヲ犯サントシタルコト即チ罪ヲ犯サントノ意アルコト若シ其ノ犯罪ノ意思ナキ者ハ縱令ヒ犯罪タルベキ所爲ニ直接ナル所爲ヲ行フモ決シテ未遂犯トシテ罰スルコトヲ得ズ

第二 其事ヲ行フコト即チ犯罪タルベキ所爲ニ直接ナル所爲ニ着手シタルコト

第三 犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ其目的ヲ遂ゲザルコト

第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第九章 併合罪

爲ガ數個アル場合ニ其行為ガ同一ノ罪名ニ觸ル、トキハ之ヲ數罪トシテ處斷セズシテ一罪トシテ之ヲ處斷スルモノトシタルナリ

第五十六條

再犯トハ先ニ罪ヲ犯シ確定裁判ヲ以テ刑ヲ宣告セラレタル後子再ヒ罪ヲ犯スモノヲ云フ而シテ本條ハ前ニ或種類ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラレタル者ハ其執行ヲ終リタル後チ力又ハ執行ヲ免除セラレタル日ヨリ五年内ニ更ニ同種類ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラレタル刑ト同一ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ再犯トストセリ又死刑ノ執行ヲ免除セラレタル者ニ付

註

併合罪トハ舊法ニ數罪俱發トセルモノナリ法律ニ於テ併合罪ト稱スルハ一罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經ズシテ又他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フ即チ「確定裁判ヲ經ザル數罪ヲ併合罪ト」スト云ヘリ而シテ其數罪ノ同時ニ發覺スルヲ要スルガ如クナルモノ一罪已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發覺スルモ亦併合罪トシテ處分スルガ故ニ發覺ノ日時ハ敢テ問フ所ニ非ズト知ルベシ是レ法律ニ「若シ或ル罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ單ニ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス」ト規定スル所以ナリ

併合罪ニ二種アリ一ヲ想像的併合罪トシ一ヲ實體的併合罪トス想像的併合罪トハ一所爲ヲ分析スルトキハ其分子ガ各一罪ヲ構成シ恰モ數罪アルガ如ク見ユルモ其實一罪ヲ構成スルニ過ギザルモノヲ謂フ例ヘバ内亂ヲ起シテ官兵ヲ殺傷スルガ如キハ外觀上内亂ニ關スル罪トヲ犯シタルガ如クナルモ官兵ノ

テモ亦其免除アリタル日ヨリ五年内ニ同一ノ罪ヲ犯シタルトキハ再犯ヲ以テ論ズルモノトス是レ再犯加重ノ法ニ二様アリテ一般ノ再犯加重、特別ノ再犯加重是ナリ一般ノ再犯加重トハ犯罪ノ性質前後相異ナルニ拘ハラズ苟クモ法律ニ違犯スルコト再度ニ及アモノハ總テ其刑ヲ加重スルノ法ニシテ特別ノ再犯加重トハ特別ニ定メタル同一ノ性質ノ罪ヲ再度犯スニ非サレバ其刑ヲ加重セザルノ法ナリ

第五十七條

舊法ハ再犯ノ刑ハ初犯ノ刑ニ一等ヲ加フトシタルハ再犯加重トシテハ輕キニ失シテ再犯加

殺傷ハ内亂ノ所爲中ニ包含セラルベキモノナレバ法律上別ニ之ヲ一罪ト爲サズ

又人ノ家宅ニ侵入シテ竊盜ヲ行フガ如キ之ヲ法律ニ照セバ家宅侵入罪ト竊盜罪トアルガ如クナルモ其家宅ニ侵入シタルハ竊盜ヲ行フニ付テノ唯一必要ナル手段ニシテ此手段ニ依ラザレバ此竊盜ヲ行フコト能ハズ又竊盜ヲ行フノ意思ナケレバ家宅侵入ノ事ヲ生ゼザルヤ必然ナリ左レバ之ヲ殺スノ必要手段トシテ創傷ヲ負ハス者別ニ創傷ノ罪アリト論ズルコトヲ得ザルト同ジク此場合ニ於テモ二罪アリト論ズベキモノニ非ザルナリ

實體的數罪トハ數多ノ所爲各々獨立シテ一罪ヲ構成スルモノニシテ法律ニ所謂併合罪即チ是レナリ例ヘバ人ヲ殺シタル後其犯跡ヲ蔽ハンガ爲メ火ヲ放チテ且ツ臨時慾心ヲ生ジ被害者ノ懷ニセシ金圓ヲ取去ルガ如キ其各所爲瞬間ニシテ終ルモ

重ノ目的ヲ達スルコトヲ得ザルヲ以テ新法ハ再犯ヲ防グ爲メニ加重ノ分量ヲ増加シ其罪ニ付キ定メタル刑期ノ二倍以下ヲ以テ再犯ノ刑ト定メタルモノナリ

第五十八條

本條ハ再犯者ガ刑ノ加重ヲ免レント計ルヲ防グ爲ニ規定シタルナリ再犯者ガ刑ノ加重ヲ免レントスルニハ再犯ニアラザルコトヲ主張シ其犯罪ノ度數ヲ隱蔽スルニ在リ故ニ之ヲ發見スルコト難シ新法ハ大ニ再犯加重ノ分量ヲ重クシタルバ自然ニ犯罪ノ數ヲ隱蔽スル者ノ増加ハ之レアルニ至ルコトアラントス而シテ舊法ニハ裁判ノ當時ニ於

仍ホ殺人、放火、盜奪等ニ罪アリト爲サザルベガラズ況ヤ其犯時ヲ異ニスル場合ニ於テオヤ又同一ノ性質ナル犯罪ニ付テモ甲家ニ入りテ盜、又乙家ニ入りテ盜ムガ如キハ二罪タルコト勿論ナリ其再度同一ノ家ニ入りテ盜ムモ繼續犯ニ非ザル上ハ是レ亦二罪ト爲サザルベカラズ

第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止々其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但沒收ハ此限ニ在ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半

テ再犯者タルコトヲ發見セラレザルモハ繼令ニ其後ニ至リ再犯者タルコト發覺スルモ其刑期ハ之ヲ加重スルコトヲ得ザルヲ以テ犯人ハ其裁判ノ時ニ當リテ再犯者タルコトヲ隠ケントシタルヲ以テ新法ハ一旦裁判ヲ受ケタル後ト雖モ再犯者タルコトヲ發覺スルニ至レバ更ニ其刑ヲ加重スルコトトシタルナリ

第五十九條

刑ハ再犯ヲ加重スト雖モ三犯四犯ニ至ルモ之ヲ加重スルコトナク猶ホ再犯ト同シクシタルナリ是レ再犯ノ場合ニ十分ノ加重ヲ爲スコトヲ得ベキ範圍ヲ設ケタルヲ以テ三犯以上ト雖

數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス

第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰

モ特別ノ加重例ヲ設ケル必要ナシトシタルモノナリ

第六十一條

共犯ヲ別テ正犯懲罰ノ二ト爲シ教唆者モ亦正犯ト爲ス教唆トハ知識アリ辨別アル者ヲシテ犯罪實行ノ決心ヲ爲サシムルヲ云フ而シテ必スヤ至大ナル勢力ヲ其ノ精神上ニ及ボスモノナカルベカラズ言ヲ換ヘテ云ハハ巧ニ説キ付ケテ人心ヲ動カスベキヲ云フ故ニ教唆ニ止マリ實行ニ手ヲ下サルモ仍ホ實行者ト同一ノ刑ニ處スルコトト爲シタリ是レ犯罪ハ智力ノ働キト體力ノ働キト相合シテ始メテ行ハルルモ

金、科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

ノニシテ發念、決心、計畫等智力ノ働ヨリ豫備、着手ノ體力ノ働ニ移ルヲ誣例トス
 教唆者ヲ教唆シタル者ハ間接ニ犯罪ノ原因ヲ爲スニ止マルナリ然レドモ法律ハ之ヲ正犯ニ准シテ罰スルナリ而シテ教唆者ヲ教唆シタル者トハ例ヘバ甲者アリ乙者ニ對シ汝何人ニテモ教唆シテ是々ノ罪ヲ犯サシメヨト云ヒ又ハ丙者ヲ教唆セヨト言ヒ其被教唆者ヲ指示スルモ甲者ト被教唆者トノ間ニハ何等ノ直接ノ關係ナク被教唆者ガ犯罪ヲ實行シタルハ全ク乙者ノ教唆ニノミ原因シ甲者ノ勢力ハ毫モ之ニ及バザリシ場合ヲ云フナリ

第十章 累犯

註
 再犯加重ノ法ニ二様アリ一般ノ再犯加重、特別ノ再犯加重是ナリ一般ノ再犯加重トハ犯罪ノ性質前後相異ナルニ拘ハラズ法律ニ違反スルコト再度ニ及ブ者ハ總テ其刑ヲ加重スルノ法ニシテ特別ノ再犯加重トハ特別ニ定メタル同一性質ノ罪ヲ再度犯スニ非ザレバ其刑ヲ加重セザルノ法ナリ
 改正刑法ハ特別加重ノ主義ヲ採用シ且ツ再犯トシテ加重スルニハ前罪ノ刑已ニ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ十年内ニ犯シタルモノナルコトヲ要セリ然レドモ同一性質ノ罪ヲ犯スコト再度ニ及ブト雖モ必シモ其刑ヲ加重スルノ必要ナシ即チ盜罪詐欺取財ノ如キ利慾心ニ出ルモノハ慣レ易クシテ懲シ難ク其犯人ノ多クハ之ヲ以テ其營業ノ如ク爲スモノナレバ其再犯以上ニ及ブモノハ十分加重スルノ價值アルモノ一時

第六十二條

正犯ヲ幫助スルハ自由ノ意思ヲ以テ犯罪ヲ決心シ計畫シ進ンテ其豫備ヲ爲ス者アルニ當リ之ニ幫助ヲ與ヘテ以テ誘導指示シ其他豫備ノ所爲ヲ以テ犯罪ヲ容易ナラシムルノ方法ヲ授ケタル者ナリ故ニ之ヲ從犯トス而シテ從犯タルニハ事後ノ從犯即チ犯罪ヲ終リテ後チノ事ニ干與シタルモノヲ云フニ非ズシテ豫備ノ所爲中ニ於テスルコトヲ要ス若シ犯罪ニ着手シタル場合ニ於テ幫助シタル者ハ之ヲ正犯ト爲スベク決シテ從犯ト爲スベカラズ豫備ノ所爲トハ例ヘバ器具ヲ給與シ又ハ場所其他ノ便宜

ノ感情ニ基ク犯罪ニ付テハ其前後ノ罪質同一ナルモ以テ其刑ヲ加重スルノ理由ト爲スニ足ラズ而シテ利慾心ニ出ル犯罪ニ付テモ初犯ト再犯トノ間多クノ年月ヲ隔ツル場合ノ如キ亦罪ニ慣ル、モノト看做スベキニ非ザルヲ以テ之ヲ加重ノ外ニ置クヲ相當ナリトス
 再犯人ハ元來刑罰ノ制裁ヲ受クルモ梭改セザル者ナルヲ以テ之ニ科スル所ノ刑罰ハ特別ナル者ニアラザレバ其目的ヲ達スベカラズ然ルニ舊法ノ規定ニ依レバ再犯加重ハ僅カニ本刑ニ一等ヲ加フルニ過ギザルガ故ニ縱令再犯加重ノ刑ヲ科スルモ其刑罰ハ殆ド通常ノ刑罰ト異ナラズ近年再犯者ノ増加セシハ再犯ノ規定其宜シキヲ得ザルニ由ルモノトス凡ソ人ハ其習慣ヲ改ムルハ常ニ困難トスル所ナリ犯人ノ犯罪ニ於ケルモ亦然リ再三犯シタル者ハ慣習其性ヲ爲シテ遂ニ自カラ改ムルコトヲ知ラサルヲ以テ之ニ對シテ特別ノ處分ヲ行フニ非ズンバ再

ヲ與ヘタルガ如キヲ云フ
從犯ヲ教唆シタル者ハ
從犯ニ準ズトシタルハ
前條ニ於テ教唆者ノ教
唆者ヲ準正犯ト爲シタ
ルト同一理由ナリ

第六十三條

從犯ハ正犯ノ實行ニ力
ヲ加ヘテ實行ヲ容易ナ
ラシメ又ハ途ゲシメタ
ルニ止マル者ナレバ其
情狀ニ於テ大ニ正犯ヨ
リ輕キガ故ニ正犯ノ刑
ニ照シテ減輕スベキモ
ノトス

第六十五條

身分ニ因リ構成スベキ
罪トハ人ノ干タル者ガ
其父母ニ對シテ衣食ヲ
供給セザルガ如キ又官
吏ガ賄賂ヲ收受シタル

犯ノ續發ヲ防グノ效ナキモノナリ是レ改正法ニ於テ再犯者ニ
對シテ特別ノ刑罰ヲ科スベシト爲シ懲役ノ刑ニ處スベキ罪ヲ
再犯シタル者ハ本刑ニ二倍シタル刑ヲ科スコト、シタリ

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免
除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キ
トキハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行
ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執
行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更
ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪
アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ
付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍

以下トス
第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前
條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム
懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セ
ラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍再犯ノ例ニ同シ

第十一章 共犯

註 共犯ト爲スニハ他人ガ罪ヲ犯スコトヲ知リテ之ニ加功即チ
手傳ヲスルヲ要ス共犯ヲ別テ正犯從犯ノ二ト爲シ(教唆者モ
亦正犯ト爲ス)而シテ其正犯ニ對シテハ各自ニ其刑ヲ科シ從
犯ニ對シテハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕スト規定シタリ而シテ犯
罪ニ於ケル加功ニハ犯罪前ニ之ヲ爲ス者ト犯時ニ之ヲ加功ス
ル者ト又其中ニ就テモ重要ナル事業ヲ擔當スル者ト否ラザル

ガ如キヲ云フ此等ハ干
タリ官吏タルガ故ニ此
罪成立スルモノナリ今
此ノ身分ヲ有スル者ヲ
教唆シテ罪ヲ犯サシメ
其他此罪ヲ犯スニ加功
即チ手傳ヲ爲ス者ハ其
情惡ムベキモノナレバ
法律ハ共犯トシテ之ヲ
罰スルナリ
身分ニ因リ別ニ刑ヲ加
重スベキ時即チ身分ニ
基テ刑ノ加重ハ其人一
身ニ限リ他ノ共犯ニ及
ホサザルモノトシテ身
分ナキ者ニハ通常ノ刑
ヲ科スルモノトス例ヘ
バ人ノ子ト共ニ其父ヲ
毆打創傷シタルモ我ト
被害者トノ間父子ノ縁
アルニ非ザレバ我ハ普
通ノ毆打創傷罪ニ問ハ
ルベキモ決シテ加重ヲ
受クル者ニアラザレバ

ナリ
之ヲ要スルニ加重減輕
ニシテ特別ノ身分ニ基
ク上ハ其身分ナキ者ニ
及ボスコトヲ得ザルハ、
共犯中ノ一人ニ對シ酌
量減輕スルモ之ヲ他ニ
及ボサルハト一般ナリ

第六十七條

刑法ハ同一犯罪ニ對ス
ル刑罰ニ付テモ豫メ其
輕重ノ範圍ヲ設ケ裁判
官ニシテ適當ノ刑ヲ適
用スルコトヲ得セシメ
タルモ犯罪ノ情狀ノ變
化ハ法律規定ノ豫想外
ニ出ヅルコトアリテ豫
定ノ範圍ヲ以テ之ヲ處
斷スベカラザルノ場合
多シ即チ茲ニ同一犯罪
ニシテ最下級ノ刑ヲ以
テ罰スベシトセンニ其
犯罪ニ付テモ亦必ズシ

者トアリ是等ノ者ノ罪責必シモ同一ナラズ隨テ其刑罰モ亦異
ニセザルベカラザルナリ然レドモ法律ハ單ニ正犯從犯ノ二者
ニ區別スルノミナリ

共犯トシテノ罪ハ既遂未遂ヲ問ハズ犯罪アリタル時ニ於テ生
ズ故ニ共謀シテ犯罪ニ着手スルモ實行ノ任ニ當リタル者自ラ
中止シテ犯罪ヲ生ゼザルトキハ他ノ共犯ノ罪成立スルコトナ
シ犯人ナクシテ犯人獨存スルノ理ナケレバナリ

右ニ反シ犯罪實行ノ任ニ當ラザル者其非ヲ悔悟シタルモ實行
ノ任ニ當リタル者中止セズシテ實行シタルトキハ如何會テ犯
罪ノ用ニ供スベキ器具ヲ給與シタル後其器具ヲ用ユ可カラザ
ルコトヲ實行者ニ通告スルモ實行者之ヲ聽カズ仍ホ其器具ヲ
用ヒテ犯罪ヲ實行シタルトキハ給與者ノ悔悟ハ何ノ效力ヲモ
生ゼズ而モ加功ハ已ニ遂ゲラレ給與ニ係ル器具ハ現ニ犯罪ノ
用ヲ成シタルヲ以テ給與者ノ罪責ヲ打消スコト能ハザルモノ

モ情狀ノ變化ナシト謂
フベカラズ若シ最下級
ノ範圍ヲ脱スルコト能
ハザルトキハ最下級ノ
刑ヲ以テ最下級以下ノ
刑ニ相當スル者ヲ罰セ
ザルベカラザルニ至ル
然ルニ刑ノ範圍ヲ設ケ
犯罪ノ情狀ヲ酌量スベ
キノ原則ヲ設ケタル以
上ハ最下級以下ノ刑ニ
相當スル犯罪ニ付テ之
が情狀ヲ酌量スルコト
ヲ許ササルノ理ナシ是
レ法律ハ重罪ヲ罰スベ
キ犯罪ニ付テハ酌量ス
ルコトヲ得セシメ輕罪
ニ付テハ其利益ヲ與ヘ
ズト謂フニ至ルヲ以テ
ナリ

第六十八條

舊法ハ刑ノ種類ヲ細別
シ多數ノ階級ヲ設ケ加

トス若シ前ノ加功ノ所爲ヲ打消ス可キ犯罪ヲ妨止シタルトキ
ハ即チ中止犯トシ其加功者ノ罪責ヲ免ゼザルベカラズ

人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ正犯ニ准スト云フ教唆者
ハ智力ノ働ヲ爲シ被教唆者ハ體力ノ働ヲ爲シ彼ト此ト分擔シ
テ一ノ罪ヲ犯スモノナレバ被教唆者ニ付テモ教唆者ニ於ケル
ト同ジク之ニ負ハシムベキ罪責ナカルベカラズ

被教唆者ノ犯シタル罪教唆シタル罪ト至ク其性質ヲ異ニスル
場合例ヘバ竊盜ヲ教唆シタル毆打罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ教
唆ニ出タルモノト謂フベカラザルモ竊盜ヲ教唆シタルニ強盜
ヲ爲シ毆打ヲ教唆シタルニ謀殺ヲ爲シ又ハ之ニ反スル等ノ
場合ニ於テハ其罪同一ノ性質ニシテ元ト教唆ヨリ生ジタルモ
ノナレバ教唆者之ガ責ヲ免ル、コトヲ得ズ共犯中特別ノ身分

アルガ爲メ罪責ヲ重クシ若クハ輕クスベキトキハ其加重減輕
ハ他ノ共犯ニ及ボスベキヤト云フニ法律ハ身分ニ因リ特ニ刑

減スベキ原因數個アル
場合ニ於テ一個毎ニ付
テ計算シテ加減スルコ
トシタリト雖モ改正
法ハ刑ノ種類少ク刑ノ
範圍極メテ大ナルヲ以
テ之ヲ減輕スルトキハ
非常ニ刑ヲ輕クスルコ
トナルヲ以テ縱令ヒ
減輕ノ原因ガ多クアル
場合ト雖モ之ヲ合シテ
一ト爲シ一度刑ヲ減輕
スルニ止ムルナリ此ノ
減輕方法ハ本條第一號
ヨリ第六號ニ至ル規定
ニ從ヒ其間ノ範圍ニ於
テ減輕スルモノトス

第六十九條

改正法ハ刑ノ範圍ヲ廣
クシテ其裁定ヲ裁判所
ノ自由ニ任シタル場合
多キヲ以テ各本條ニ於
テ二個以上ノ刑名ヲ設

ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科スルモノト
ス

又身分ニ因リ刑ヲ加重減輕スルニ非ズシテ其身分アルガ爲メ
罪ヲ構成スル場合ニ於テ他人ニ之ニ共同シタルトキハ其處分
ハ法律ハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ其犯トスト規定ス例ヘバ官
吏ガ賄賂ヲ收受シ又人ノ子タル者其父母ニ衣食ヲ供給セザル
トキハ官吏タリ子タル者ノ身分アルガ故ニ此罪成立スルモノ
ナリ然ルニ此身分ヲ有セザル者其官吏又ハ子タル者ヲ教唆シ
テ罪ヲ犯サシメ其他此罪ニ加功スルハ其情大ニ憎ムベキモノ
アリ故ニ共犯トシテ罰スルモノトス

第六十條

二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

第六十一條

人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準

ス
教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

ケ例ハ懲役及ビ禁錮
若クハ罰金等ノ刑名同
時ニ生ズル場合ニハ裁
判所チシテ其中ニ就テ
孰レカ一ヲ擇バシムル
モノトス此場合ニ於テ
減輕方法ハ先ヅ適用ス
ベキ刑ヲ定メテ而シテ
後チ其刑ヲ減輕スルモ
ノトス

第七十條

減輕スルニハ何日ト何
分ノ一ト云ヘル如キ端
數ヲ生シタル場合ニハ
其端數ヲ除棄シ之ヲ刑
期ニ算入セズ是レ執行
上ノ困難ヲ避ケンガ爲
メナリ

罰金科料ノ減輕ノ結果
何厘何毛ト云ヘル如
キ一錢ニ滿タザル金額
ヲ生ズルコトアリ此場
合ニ於テモ其ノ端數ハ

第六十二條

正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

第六十三條

從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十四條

拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ビ從犯
ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

第六十五條

犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタ
ルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ
刑ヲ科ス

第十二章

酌量減輕

註 酌量減輕ハ他ノ減輕ト異ニシテ犯人ノ情狀ヲ觀察シ其心情
ヲ酌量スルモノナレバ裁判官ニ一任シテ即チ裁判上ノ酌量ナ
ルモノナリ

之ヲ除棄スルモノトス

第七十一條

酌量減輕ハ法律上ノ減輕アリタルニ拘ハラズ情狀ヲ酌量シテ減輕スルモノニシテ法律上減輕シタル刑期ガ犯罪ニ比シ尙ホ重キニ失スル場合ニハ其刑又ハ其刑ニ法律上ノ減輕ヲ爲シタル刑ヨリ第六十八條ノ例ニ從ヒテ更ラニ其減輕ヲ爲スベキモノトス

第七十二條

本條ハ同時ニ刑ヲ加重減輕スベキトキノ順序ヲ規定シタルモノナリ此ノ順序ヲ定ムルニ付キ再犯加重ヲ先キニシタルハ若シ犯罪中再犯ノモノアレバ其刑期ハ

死刑無期刑ハ格別他ノ刑ニ就テハ法律ハ其刑ノ長期短期罰金

ノ多數寡^{クリスウ}設ケ其範圍内ニ於テ裁判官ガ隨意ニ刑期金額ヲ

定ムルコトヲ許シタリ是レ犯罪ノ情狀千差萬別ニシテ一定ノ

刑期金額ヲ以テ之ヲ罰スルトキハ或ハ重キニ過ギ或ハ輕キニ

失スルノ弊ヲ免レザレバナリ已ニ刑ノ範圍ヲ設ケ種々ノ情狀

ニ應ジ適當ノ刑ヲ適用スルコトヲ得セシメタル上ハ復其ノ範

圍外ニ逸出シ更ニ一層ノ輕キ刑ヲ適用スルコトヲ許スノ必要

ナカルベシ然ルニ本法ハ敢テ此酌量減輕ノ規定ヲ爲シタルハ

畢竟本法ニ於ケル刑ノ範圍元ト狭キニ過ギ千差萬別ナル犯罪

ノ情狀ニ應ズルコト能ハザルニ由ル

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕

スルコトヲ得

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ

酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

第十三章

加減例

註 法律ハ特別ノ情狀アル場合ニ於テハ刑ヲ加重減輕スルコト

ヲ命令シ若クハ聽許ス是ニ於テ其加重減輕ハ如何ニシテ之ヲ

爲ス可キモノナルカヲ規定セザルベカラズ本法ニ於テハ常事

犯ト國事犯トノ區別ナキガ故ニ舊法ニ適用セシ流刑、禁獄ノ

刑ヲ廢シタルバ其等級ヲ立タルコト左ノ如シ

一 死刑

二 無期懲役

三 有期懲役

四 無期禁錮

五 有期禁錮

六 罰金科料

左レバ加重減輕ノ方法モ亦右ノ等級ニ從ヒ逐次加減スベシ而

本刑ノ二倍以下トナルコトヲ定メタルヲ以テ第一ニ置キ必要アルト又再犯加重ハ犯人ノ一身ニ附着スル加重ニシテ此原由ハ犯罪ト同時ニ生ズルモノナレバ犯罪後ニ生ズル原由タル他ノ自首減輕、宥恕減輕等ノ法律上ノ減輕ヨリ先キニスベキナリ併合罪ヲ第三トナシタルハ前二ケノ加減例ニ依リ各罪ニ付キ一旦刑ヲ定メ然ル後併合罪ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムル必要アルニ因ル酌量減輕ヲ最後ニ置キタルハ其裁判所ノ任意ニ出ヅル加減ナレバ法律ノ規定ニ因ル加重減輕ヨリ先キニスベモノアラザレバナリ

第七十三條

皇室ニ對スル罪トハ天皇
皇太后皇太子、皇太孫
ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ
加ヘントシタル者ノ罪
ヲ云フ此ノ罪ハ死刑ニ
處スト定メタルナリ是
レ至尊ノ身體ニ對シテ
危害ヲ加フルガ故ナリ
而シテ茲ニ所謂ル三后
ト申シ奉ルハ皇后、皇
太后、太皇太后ヲ奉稱
ス
皇后トハ皇室典範第十
六條ノ規定ニヨリ皇后
ニ立タヒラレタル御方
ヲ云フ皇太后トハ先皇
ノ皇后、太皇太后トハ
先々帝ノ皇后ヲ奉稱ス
隨テ今上天皇ノ御母又
ハ御祖母ハ常ニ必シモ
皇太后又ハ太皇太后ニ
非ズ而シテ舊法ニハ皇

シテ酌量減輕ト他ノ減輕トハ異ナレバ加減例モ亦區別セリ其
區別又ハ加減法ハ法文ニ明白ナレバ茲ニ説明ヲ要セズ
加減順序
同時ニ刑ヲ加重減輕スベキトキ即チ一方ニハ加重スベキ情狀
アリテ他ノ一方ニハ減輕スベキ情狀アル場合ニ於テ其加重ヲ
先キニスルト減輕ヲ先ニスルトハ大ニ其結果ヲ異ニシ犯人ノ
利害ニ大關係アルヲ以テ之ガ順序ヲ定メタルナリ而シテ法律
ハ先ヅ再犯加重ヲ先キニシ其他ノ減輕ヲ後ニシタルナリ此ノ
理由ノアル所ハ上ニ已ニ述べタル如ク再犯加重ハ犯人ノ一身
ニ附着スル加重ニシテ此原因ハ犯罪ト同時ニ生ズルモノナレ
バナリ又法律上ノ減輕、併合罪ノ加重酌量減輕ノ間ニ付キ順
序ヲ立テタルハ單ニ其減輕ノ性質ニ基キタルモノニシテ實際
上毫モ其利益ナシ孰レヲ先ニシ孰レヲ後ニスルモ歸スル所ハ
通ジテ幾等ヲ減ズルモノニシテ其結果ハ同一ナリトス

族ヲ掲ゲタレドモ改正
法ニハ皇太孫ノミヲ列
シタルナリ皇太孫ハ即
チ皇族タルモ他ノ皇族
ハ之レヲ省キタルナリ
是レ皇室典範ニ皇太孫
ノ制アルヲ以テナリ

犯罪ノ行為ハ危害ヲ加
ヘ又ハ加ヘントシタル
コトヲ要スト云フ其危
害トハ如何ナル害ヲ云
フヤ危害ナル文字ハ常
ニ生命又ハ身體ニ對ス
ル害ト云フノ義ニ用ヒ
ラレ決シテ財産等ニ對
スル害ト云フノ義ニ用
ヒラレタルコトナシ去
レバ茲ニ所謂ル危害ナ
ル文字ハ身體ニ對スル
害ノミヲ意味スルモノ
ニシテ天皇、三后、皇
太子、若クハ皇族ノ御
身體ニ對スル加害ノ所
爲ヲ規定シタルモノナ

改正法ハ刑名ヲ減少シ其範圍ヲ廣クシタル結果ニ依リテ減輕
ノ場合ニ關シテノミ之ヲ規定シ法律上ノ加重ノ場合ニ關スル
規定ヲ設ケザルハ其場合ハ累犯若クハ併合罪ノ場合ノ章ニ於
テ既ニ之ヲ定メタルヲ以テナリ

舊法ハ刑ノ種類ヲ細別シテ多數ノ階級ヲ設ケ加減スベキ原因
數個アル場合ニ於テハ一個毎ニ之ヲ計算シテ加減スルコト、
シタリト雖モ改正法ハ刑ノ種類少ク刑ノ範圍極メテ廣大ナル
ヲ以テ之ヲ減輕スルトキハ非常ニ刑ヲ輕クスルコト、爲ルヲ
以テ縱令減輕ノ原因ガ多クアル場合ト雖モ之ヲ合シテ一ト爲
シ一度刑ヲ減輕スルニ止ムルナリ此減輕方法ハ本章第六十八
條第一號ヨリ第六號ニ至ル規定ニ從ヒ其間ノ範圍ニ於テ減輕
スルモノトス

加重ト減輕ト同時ニ其場合ノ生ジタルトキハ其先後ノ順序如
何ニ因リテ大ニ其結果ヲ異ニスルモノナリ是レ其ノ減輕ヲ先

ルコト明カナリ然ラバ所謂ル危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル罪ハ舊法第三編中ニ規定シタル身體ニ對スル罪ト同一ノ意義ナルガ故ニ苟モ身體ニ對スル加害ノ所爲ハ生命ニ對スルト身體ニ對スルト自由ニ對スルト榮譽ニ對スルトニ論ナリ凡テ之ヲ包含スルヤト云ハハ次條ニ於テ別ニ不敬罪ナルモノ、設アリテ之ヲ包含セシメズ

危害ヲ加ヘタルトハ生命ヲ害シ又ハ身體ヲ傷ケタルコトヲ意味スルモノニシテ是其犯罪人ハ君主ノ身體ヲ害シ奉ラント云フガ如キ漠然タル意思ニヨリテ此兇行ヲ爲シタルニ非ズシテ之ヲ弑シ奉ラントノ

ニシテ加重ヲ後ニスルトキハ其結果同一ナラズ隨テ犯人ノ利害ニ關係スルコト大ナリ

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス
 - 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス
 - 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス
 - 六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス
- 第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ

特定ノ意思ヲ以テ其事ヲ行フヲ云フナリ

第七十四條

不敬罪ヲ犯スノ客體ハ天皇皇后皇太子、皇太孫又ハ神皇及前代ノ天皇ナリ

神皇及前代ノ天皇トハ御尊影又ハ皇陵ヲ云フ皇陵トハ御墳墓ナリ不敬ノ所爲トハ皇室ノ尊嚴ヲ汚瀆スル性質ノ所爲ヲ云フ然レドモ單ニ不敬ノ所爲トノミアリテ其ノ如何ナル所爲ガ不敬罪タルヤナリ明言セズ隨テ其結果トシテ或ル一ノ所爲ガ不敬罪タルヤ否ヤハ裁判官ノ認定ニ一任スルモノトス

又不敬罪トナルニハ如何ナル種類ノ所爲タル

個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同シ

第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依ル

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 併合罪ノ加重
- 四 酌量減輕

ヲ要スルヤナ定メズ故ニ天皇三后皇太子皇太孫ニ對シ罵詈訾笑誹毀又ハ侮辱シ若クハ皇陵ヲ汚損毀壞シ又ハ發掘シタル如キ所爲アルトキハ勿論其他ノ所爲ト雖モ不敬ノ所爲ナリト認ムル者ハ皆以テ不敬罪タルベシ又其言語ヲ以テスルト文章ヲ以テスルトト區別セザルナリ斯ノ如ク不敬ノ所爲トハ其ノ範圍甚廣シト雖モ之ヲ罪トシテ論ズルハ不敬ヲ加フルノ意思アル所爲ニ限ルモノトス隨テ假令其結果ニ於テ不敬ト爲ルベキ所爲アルモ決シテ不敬ヲ加フルノ意思ナキモノハ不敬ノ犯罪ト爲ラザルナリ

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪

註

皇室ニ對スル罪トハ本章ニ列記シ奉ル天皇陛下以下皇太孫ニ至ルマデノ貴顯ニ對シテ犯ス罪ヲ云フ此罪ヲ分ツテ二種ト爲ス即チ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ノ罪是レナリ
 天皇トハ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ現ニ我大日本帝國ヲ統御シ給フ所ノ君主ヲ稱奉ツルナリ隨テ外國ノ君主ハ勿論我國ニ於テ假令萬世一系ノ帝位ヲ踐マセラレタル御方ト雖モ一旦位ヲ去リ給ヒシトキハ茲ニ所謂天皇ニ非ズ
 三后及ビ皇太子、皇太孫ノ事ハ上ニ已ニ説キタレバ茲ニ重ネテ述ベズ犯罪ノ所爲ヲ茲ニ所謂危害トハ如何ナル害ヲ意味スルヤ刑法中本章以外ニ於テ危害ナル文字ヲ用キタルノ例ニ依レバ或ハ危害品及ビ健康ヲ害スベキ物品ヲ云ヒ危害ナル文字

御歴代ノ天皇ニ對スル不敬ノ所爲ハ舊法第三百五十九條ニ「死者ヲ誹毀シタル者ハ誹罔ニ出タルニ非ザレバ云々處斷スルヲ得ズ」トアリテ死者ヲ誹毀スルハ現ニ生存スル子孫若クハ親族ニ對スル誹毀ノ罪ナリ即チ私罪ニシテ一個人ニ對スル罪ナリ然レドモ天皇以下皇族ニ對スル不敬罪ハ私罪ナルヤ公罪即チ國家ニ對スル罪ナルヤト云ハバ公罪ナリト云フベシ已ニ公罪ナラバ歴代ノ天皇ニ對スル不敬罪ヲ罰スルニ一個人ニ對スル私罪ノ場合ヲ準用スルコトヲ得ンヤ

第七十六條

皇族トハ皇室典範第三

ハ常ニ生命身體ニ對スル害ト云フノ義ニ用ヒラレ決シテ財產等ニ對スル害ト云フノ義ニ用ヒラレタルコトナシ即チ茲ニ所謂危害ナル文字ハ身體ニ對スル害ノミヲ意味スルモノニシテ天皇三后皇太子皇太孫ノ御身體ニ對スル加害ノ所爲ヲ規定シタルモノナルコト疑ヒラ容レズ然ラバ則チ苟モ身體ニ對スル加害ノ所爲ハ生命ニ對スルト肉體ニ對スルト自由ニ對スルト榮譽ニ對スルトニ論ナク凡テ之ヲ包含スルモノナルヤ否本章ニ於テハ別ニ不敬罪ナルモノ、設アリ身體ニ對スル罪ノ中ニテ榮譽ニ對スル罪ニ相當スル罪ヲ規定セリ因テ茲ニ所謂危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル罪トハ生命ヲ害シ又ハ身體ヲ傷ケタルコトヲ意味スルモノニシテ此點ハ明了ナリ
 次ニ危害ヲ加ヘントシタルハ如何ナル意義ナルカト云フニ蓋シ危害ヲ加ヘントシタルト云フ一個獨立ノ犯罪ヲ規定シタルモノナリト云フコトヲ得ベシ然ラバ危害ヲ加ヘントシタルト

十條ニ列記スル御方ノ内皇后、皇太后、太皇太后、皇太子ヲ除キ其以外ノ御方々ヲ併スルヲ皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王王妃、女王ナ云フ

第七十七條

内亂ニ關スル罪トハ國事犯罪ヲ云フナリ即チ舊法ニハ國事ニ關スル罪ノ内ニ別テ内亂ニ關スル罪ニ付テ定メタルナリ
内亂罪ヲ成立スルニハ三個ノ要素アリ即チ左ノ如シ
第一ハ朝憲ノ紊亂スルコトヲ目的トシタルコトヲ云フ而シテ朝憲紊亂トハ如何ナルコトヲ云フヤ即チ政府ヲ顛覆

云フコトノ危害罪ノ未遂犯罪以下ヲ規定シタルモノナリ而シテ未遂犯罪以下如何ナル程度マデヲ含ムモノナルヤヲ研究セザルベカラズ即チ左ノ如ク區別スベシ

一 本章ニ所謂危害ヲ加ヘントシタルトハ尙ホ罪ヲ犯サントシタルト云フガ如ク廣漠タル文字ニテハナク上ハ着手若クハ缺効未遂ヨリ下ハ決心ニ至ルマデ悉ク之ヲ包含セシムルヲ得ルモノナリト信ス

二 然ラバ此危害ヲ加ヘントシタル云々ノ文字ハ之ヲ制限シテ決心ヲ包含セザルモノトスベキヲ至當トス何トナレバ凡ソ犯行アルモ犯意ナキトキハ勿論犯意アルモ犯行ナキトキハ決シテ犯罪トナラズ是レ刑法全體ヲ貫通スル一大原則ナリ隨テ本問ノ如キ場合ニ於テモ決心ノ如キ犯意ノミアリテ犯行ナキモノハ假令言語文章ニ依リ外部ニ表示セラレタルキト雖モ之ヲ罪トシテ罰スルコトヲ得ザレ

バナリ

三 然レドモ右ノ大原則ハ必シモ如何ナル場合ト雖モ例外ヲ許サ、ル絶對的ノモノニアラズ或ル重大ナル場合ノミニ限り法律ハ例外トシテ或ル種類ノ決心ヲ罰スルノ規定ヲ設ケ以テ此大原則ヲ制限セリ其例外トハ何ゾヤ彼ノ陰謀罪是レナリ陰謀トハ着手ノ所爲ニモアラズ又豫備ノ所爲ニモ非ズ二人以上ノ謀議ニヨリテ成リタル犯罪ノ決心ナリ然ルニ危害罪ハ大罪中ノ大罪ニシテ本罪ノ規定ニ該當ルベキ條ニモ之ヲ罰スルノ規定アリ且ツ危害ヲ加ヘントシタルト云フ如キ用語ノ極メテ廣濶ニシテ苟モ法律ニ禁ゼザル限りハ如何ナル場合ト雖モ皆之ヲ包含セシムルコトヲ得ベキ性質ヲ有スル文字ナルガ故ニ陰謀ヲモ包含スルノ語ニシテ即チ茲ニ危害ヲ加ヘントシタルトアルハ上ハ着手若クハ缺効未遂ヨリ下ハ豫備及ビ決心ノ或ル場

シ邦土ヲ僭窃シ其他ヲ云フ茲ニ所謂朝憲紊亂トハ國家ノ政治的秩序若クハ組織ヲ紊亂スルコトヲ意味スルモノニシテ國家ノ政治的秩序若クハ組織ハ憲法ノ定ムル所ナルガ故ニ畢竟朝憲紊亂トハ憲法ヲ蹂躪スルヲ謂ナラン政府ヲ顛覆シトハ帝國ヲ變ジテ共和國トシ若クハ現在ノ皇統ヲ廢シテ更ニ他ノ帝國ヲ組織セントスルガ如キコトヲ云フモノナリ邦土ヲ僭窃スルトハ日本國土ノ一部ヲ押領スルコトヲ云フ日本國土ノ一部ヲ押領ストハ其部分ニ行ハル、日本ノ主權ヲ奪ヒ若クハ退ゲテ獨立スルコトヲ云フナリ

目的トスルトハ如何ナルコトヲ云フヤ目的トスルトハ或ル結果ヲ得ントノ希望ヲ以テトノ義ニシテ此ニ所謂ル朝憲紊亂ノ結果ヲ得ントノ希望ハ即チ舉兵ノ行爲ヲ爲サントノ決意ヲ發生セシメタル原因ナルガ故ニ茲ニ云フ目的ナル語ハ舉兵ノ遠因チ意味ス而シテ此朝憲紊亂ト云フ舉兵ノ遠因ハ是レ舉兵ノ行爲ヲシテ内亂罪タラシムル唯一ノ要點ナリ故ニ假令ヒ舉兵ノ行爲ト意思トチ俱ニ有スルモ其決意ヲ引起シタル原因即チ舉兵ノ遠因ニシテ朝憲紊亂ニ在ラザルトキハ或ハ他罪ヲ構成スルコトアルモ決シテ内亂罪ヲ成立スルコトナシ

合即チ陰謀マデヲ包含スルモノト解釋スベキナリ
不敬罪

不敬ノ所爲トハ皇室ノ尊嚴ヲ汚瀆スル性質ノ所爲ヲ云フ然レドモ法文ニ如何ナル所爲ガ不敬罪タルカヲ明言セズ隨テ其結果トシテ或ルノ所爲ガ不敬罪タルヤ否ヤハ偏ニ裁判官ノ認定如何ニ在ルモノトス
不敬罪ニ豫備又ハ未遂犯罪アリヤ曰ク之レナシ其理由ハ若シ不敬ト云フハ例ヘバ毆打トカ侮辱トカ云フ如ク所爲ノ状態ヲ意味スルモノナリセバ所爲ノ状態ハ時ノ經過ニヨリテ變遷消長スルコトアルモノナルガ故ニ豫備ヨリ未遂、未遂ヨリ既遂ト云ガ如キ種々ノ状態アルヲ想像シ得ベシト雖モ不敬トハ恰モ道德上ニ於テ或所爲ヲ判定シテ善行ナリ若クハ惡行ナリト云フト同ジキ所爲ヲ意味スルモノニ非ズシテ或所爲ノ性質ニ對シ吾人ガ理想ニ基キテ下ス所ノ一個ノ判定ナリ隨テ判定ノ

首魁トハ發黨人ト云フベキ即チ其内亂ヲ起スコトヲ首唱シ他ノ者ヲ總指揮スルヲ云フ
謀議ニ參與シトハ内亂ヲ起ス企ニ付テ其評議ニ與ルコトヲ云フナリ
其他諸般ノ職務トハ兵器彈藥穀物財物等ノ準備ニ從事スル等ヲ云フ
附和隨行トハ暴動ヲ爲スノ意ヲ贊成シテ之ニ隨テ暴動ニ從事シ其指圖ニ依リテ進退スル者ヲ云フ
單ニ暴動ニ干與シトハ協議ニハ加ハラズシテ竹槍席旗ヲ押立テ暴動ヲ俱ニ爲シタル者ヲ云フ
内亂罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰スルモノニシテ而シテ内亂罪ノ未遂犯トハ

目的體タル所爲ノ状態ハ千差萬別其間或ハ已遂或ハ未遂若クハ豫備ナルコトアルベシト雖モ之ニ對スル判定ノ結果ハ不敬カ不敬ニアラザルカノ一ニ歸スルモノニシテ其間豫備トカ未遂トカト云フ如キコトヲ想像スルコトヲ得ザレバナリ

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

即ち朝露素亂ノ目的ヲ以テ隊ヲ組ンテ今ヤ將ニ出陣ノ途ニ在ルノ際又ハ内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ政府所屬ノ軍用品ヲ劫掠セントスルノ際又ハ政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ其生死ハ以テ政府變亂ノ結果ヲ生ズベキ人ヲ謀殺セントスルノ際意外ノ障礙舛錯ニ因リテ途ガザルヲ云フ

第七十八條

豫備ノ所爲ハ之ヲ罰セザルヲ以テ原則トス然レドモ内亂罪ノ如キニ至リテモ事情重大ニシテ之ヲ不問ニ付スベカラズ是レ内亂ニ豫備ヲ罰スルノ所以ナリ内亂ノ豫備トハ軍隊ヲ募リ又ハ兵器金穀ヲ準

第二章

内亂ニ關スル罪

註 舊法ハ國事ニ關スル罪ノ中ニ更ニ之ヲ内亂罪及ビ外患罪ニ區別スト雖モ此二罪ハ其性質同一ナラズ國事ニ關スルモノハ内亂罪ナルノミナルヲ以テ改正法ハ此二種ノ罪ヲ分チ全ク別章ト爲シ内亂罪ヲ以テ國事ニ關スルモノナルコトヲ明ニシタリ

内亂ニ關スル罪トハ國家ノ主權ヲ侵害スルコトヲ目的トスル犯罪ノ一種ナリト謂フベシ
本章ノ罪ハ直接ニ國家ノ生存ヲ危フクスルモノニシテ危險ノ程度極メテ重大ナリト雖モ其犯人タルヤ敢テ自己ノ利益ノ爲メニ之ヲ企ツルニ非ズシテ多クハ公衆ノ利益ヲ目的トシテ之ヲ行ハントスルモノナリ故ニ此等ノ犯人ニ對シ通常ノ犯人ニ科スベキ懲役ノ刑ヲ科スルハ罪ノ性質ト刑ノ種類ト相應セズ

シテ殆ド科刑ノ趣旨ニ反スル嫌ヒアルヲ以テ舊法ト等シク禁錮ヲ科スルコト、シタリ

舊法ニハ之ヲ國事犯トシテ常事犯ト區別シ國事犯罪人ニハ定役ニ服セシメズト雖モ改正法ハ禁錮場ニ拘留ストシテ定役ヲ科スル規定ナケレドモ舊法ト同一ノ取扱ヲ受クル恩典アルヤ否ヤ然レドモ改正法ガ禁錮場ニ拘留スト爲シタルハ其懲役ト異ナル所ハ唯其ノ定役ニ服セシメザルニ在ルモノ、如シ

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス
- 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

備スル等ヲ云フ其他或ハ海陸ノ測量ヲ爲シ軍備ヲ調査スル等ハ皆豫備ノ所爲ナリ
陰謀 陰謀モ亦豫備ト同シク普通之ヲ罰セザルヲ原則トス而シテ内亂ニ之ヲ罰スルモノハ豫備人ノ所爲ト其理由ヲ同シクスルナリ
陰謀トハ二人以上相集リテ犯罪行爲ヲ謀議計畫スル外形ノ舉動ニシテ之ヲ犯罪進行ノ程度ヨリ云フトキハ未ダ決心ノ狀況ニ在ルモノトス

第八十條

暴動ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖モ未ダ暴動ニ至ラザル前ニ於テ自首シタル者ハ其刑ヲ免ズ

ト云フ是レ自首減輕ニ
關スル通則ニ依ラザル
特例ナリ而シテ本條ノ
恩典ニ浴スル爲メニハ
實ニ未ダ暴動ニ至ラザ
ル前ニ於テ自首スルニ
在リ蓋シ本條ニ於テ特
ニ事ヲ未ダ行ハザルコ
トヲ要スル所以ハ之レ
内亂行爲ノ如キ重大ナ
ル事件ニ於テハ一旦犯
罪ノ着手アルトキハ通
常決シテ事ノ未ダ發覺
セザルガ如キコトナキ
ノ結果自首ノ條件ニ該
當スルノ場合はレナキ
ニ因ルナリ
自首ハ何レニ自首スベ
キヤハ法律ニ明文ナキ
モ必ズ官ニ自首スベキ
ニアリテ其ノ官ハ犯罪
ノ告訴告發ヲ受クベキ
官署ニシテ警察署及ヒ
検事局ナリ

三 附和隨行シ其他軍ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ
禁錮ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限
ニ在ラス
第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年
以下ノ禁錮ニ處ス
第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條
ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス
第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未ダ暴動ニ至ラサル前自首
シタル者ハ其刑ヲ免除ス

第三章 外患ニ關スル罪

註 外患罪トハ國家ノ對外的存在及ヒ安全ヲ攻撃スルノ罪ナリ
且ツ本章ノ規定ハ戰時ニ於ケル帝國ノ軍事上ノ利益ヲ保護ス

第八十一條

外患ニ關スル罪トハ國
家ノ外部ノ安寧ニ關ス
ル罪ヲ云フ此罪ニハ其
一ハ本國ニ背反スル罪
而シテ更ニ之ヲ區別セ
バ甲ハ本國ニ抗敵スル
罪乙ハ敵國ヲ幫助スル
又ハ外國ニ通謀シテ内
應シ帝國ニ對シ戰端ヲ
開カシム罪ナリ其他ハ
外患ノ誘引ヲ成立スル
罪ヲ規定ス何レモ帝國
ノ臣民タルニ缺クベカ
ラザル忠君愛國ノ大義
ヲ忘却シテ帝國ニ背ク
モノナリ

第八十二條

交戰中敵兵ヲ誘導シテ
本國管内ニ入ラシメ城
塞陣營軍隊、港灣、艦
船其他軍用ノ土地建物

ルコトヲ目的トス故ニ其未遂ノミナラズ豫備及ビ陰謀ヲモ罰
スルコト、爲シタリ

本章ノ罪ヲ構成スルニハ二ヶノ條件ヲ要ス

第一外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシムルコト 外國
トハ帝國ノ領域以外ニ一定ノ土地人民ヲ有シ主權者アリテ之
ヲ統治スルモノニシテ各國ガ認メテ國際法上ノ國家タルベキ
モノヲ云フ

第二敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタルコト 敵國トハ我國ニ對
シテ寇ヲ爲シ帝國ヲ危フセント欲スルヲ云フ

帝國ニ抗敵シタル罪ニ付テハ其要素ハ左ノ如ク分ツコトヲ得
ルナリ

- 一 日本人タルヲ要ス
 - 二 帝國ニ抗敵シタルコトヲ要ス
- 日本人トハ日本國ニ國籍即チ日本政府ノ所管タル戶籍簿ニ籍

ナ敵國ニ交付スルヲ云フ
其他兵器彈藥軍用ニ供
スルモノトハ例ヘバ米
穀、石炭、運搬具等ニ
シテ戰爭ニ便益ナル物
ナイフナリ

第八十三條

敵國ニ交付スルニ非ザ
ルモ敵國ニ便利ヲ與ヘ
ル目的ヲ以テ本條ニ記
載スル所ノ物又ハ軍用
ニ供スル場所及ビ物ヲ
損壞シ日本國ノ軍用ヲ
害シテ之ヲ使用スルコ
ト能ハザルニ至ラシメ
タル者ハ本條ノ規定ニ
從ヒテ罰スルモノトス

第八十四條

軍用ニ供セザル兵器彈
藥トハ私有ニ屬スルモ
ノニシテ國家ノ用ニ屬

ヲ有スル者ト云フ義ナリ故ニ日本ニ生ジタル者ト雖モ日本ニ
國籍ヲ有セザル者又ハ嘗テ日本人タル者モ民法上其他法律上
ノ理由ニヨリテ所爲ノ當時日本國ニ國籍ヲ有セザル者ハ日本
人ニ非ズ

帝國ニ抗敵スルコトヲ要ス抗敵トハ即チ公然兵器ヲ執テ日本
軍ニ敵對スルヲ云フ

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵
國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又
ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑
又ハ無期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、
汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞

セザルモノヲ云フ
其他直接ニ戰闘ノ用ニ
供スルモノトハ例ヘバ
糧食、兵馬、石炭等ヲ
云フ

第八十五條

間諜トハ秘密ノ軍事ヲ
探ル者ヲ云フ我國ノ者
ガ我國内ノ軍事ノ機密
ヲ探リテ敵國ニ報ズル
ハ敵ニ利益ヲ與ヘルモ
ノナリ

敵國ノ間諜ヲ幫助スト
ハ軍事ヲ探ルノ誘導指
示シテ其便ヲ與フルヲ
云フ

第八十六條

前五條ニ記載シタル以
外ノ方法トハ例ヘバ陸

シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ
無期懲役ニ處ス

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰闘
ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上
ノ懲役ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シ
タル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事
上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年
以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備
又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

海軍ヨリ委任ヲ受ケ物
品ヲ供給シ及工作ヲ爲
ス者ハ敵國ニ通謀シ又
ハ其ノ賄賂ヲ受ケテ命
令ニ違背シ其ノ行爲ニ
因リテ自國ノ軍備ニ缺
乏ヲ來タス等ノコトヲ
云フ

而シテ陸海軍ヨリ委任
ヲ受ケタル者ノ下請負
ヲ爲シタル者又ハ受任
者ノ使役ニ供セラルル
職工雇人ノ如キ者ハ本
罪ヲ構成セズ

第八十九條

戰時同盟國トハ一國ガ
他國ト戰爭ヲ爲ストキ
ハ其ノ一國ガ之ヲ援ケル
盟約ヲ爲シタル國ヲ云
フ現ニ我國ト英國トノ
同盟中ニ戰時ニ關スル
同盟ヲ締結シタルガ如
シ

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適
用ス

第四章

國交ニ關スル罪

註 本章ノ規定ハ新タニ設ケタルモノニシテ國交トハ外國ト交
際スルコトヲ云フ其目的ハ帝國ニ現在スル外國ノ君主大統領
又ハ使節ニ對スル暴行、脅迫又ハ侮辱ノ罪及ビ外國ニ對スル
罪ヲ規定シタリ

本章ノ規定ニ付テハ二ヶノ法例アリ一ハ相互主義ニシテ外國
ノ刑法ニ於テ本章ノ罪ヲ設ケタル場合ニ限り内國ニ於テモ本
章ノ規定ヲ適用スルモ一ハ單獨主義ニシテ外國法ニ於テ本章
ノ罪ヲ設ケタルト否トヲ問ハズ之ヲ罪ト爲スモノニシテ我刑
法ハ此第二ノ主義ヲ採リタルナリ

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又

此同盟國ニ對シテハ本
章ノ規定ヲ適用シ本國
ト同一ノモノト見做ス
ナリ

第九十條

日本ニ來リテ滞在スル
外國ノ君主又ハ大統領
ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ
加ヘ或ハ侮辱ヲ加ヘタル
者ハ國交ヲ害スルモノ
ナレバ之ヲ罪トシテ
處罰セザレバ國交上ニ
影響スルノミナラズ國
際法上ノ許サマル所ナ
リ

然レドモ其侮辱ヲ受ケ
タル君主又ハ大統領ニ
於テ之ヲ宥恕シ其ノ本
國政府モ之ヲ國際問題
ト爲サマルトキハ之ヲ
罰スルノ必要ナシ故ニ
外國政府ノ請求ヲ待テ
其罪ヲ論ズトセリ蓋シ

ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル
者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論
ス

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ
脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ
二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其
他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又
ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論
ス

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬥ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ
陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シ

侮辱ノ如キハ其ノ性質上親告罪ニシテ特ニ其國風習慣ノ異ナルアリテ我邦ニ於テハ侮辱トスルモ外國ニ在テハ否ラザルモノアレバナリ又之ヲ告訴トセズシテ請求トシタルハ告訴ハ一定ノ方式ヲ要スルヲ以テ之ヲ外國政府ニ命ズルトキハ外國政府ニシテ手續上ノ困難ヲ感ゼシムルヲ以テナリ

第九十一條

外國ノ使節トハ公使館ニ在ル公使又ハ特命全權公使、大使等ヲ云フ此等ノ者ハ本國ノ主權ヲ代表シテ帝國ニ派遣セラレタル者ニシテ相當ノ敬禮ヲ以テ待遇スベキモノナリ故ニ此等ノ人ニ對シテ本條ノ罪

ヲ犯シタル者ハ本條ノ罪ヲ構成スルナリ但シ侮辱罪ハ被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズルモノトス

第九十二條

本條ハ外國ノ國其者ニ對シテ侮辱ヲ加ヘタル場合ナリ外國ノ國旗其他ノ國章トハ艦船ノ旗章、又ハ軍隊ノ用フル國章等ヲ損壞シ又ハ或ル場所ニ立テアリシモノヲ取除キ又ハ之ヲ汚穢シタルハ其國ヲ侮辱シタル所爲ナリ然レドモ侮辱スルノ目的ニ非ズシテ惡意ナク又ハ過失ニ出テタルトキハ本罪ヲ構成セズ而シテ本條モ亦外國其者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズルモノトスル

タル者ハ其刑ヲ免除ス

第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五章

公務ノ執行ヲ妨害スル罪

註 本章ノ規定ハ廣ク公務員ノ職務執行ノ安全及ビ公務員又ハ公務所ノ尊嚴ヲ保護スル目的ヲ以テ廣ク公務員ニ對スル妨害ニ付テ規定シタルモノナリ

本章ノ罪ヲ構成スルニハ要素左ノ如シ

- 一 暴行脅迫ヲ以テ抗拒スルコト
 - 二 公務員ノ職務執行中其職務ニ對シテ之ヲ爲スコト
 - 三 公務員ノ職務執行中ナルコトヲ知リテ之ニ抗拒スルノ意思アルコトヲ要ス
- 職務執行トハ法律規則ヲ執行シ又ハ行政命令ヲ執行スルヲ云

フ之ヲ分析スレバ左ノ如シ

- (1) 法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルコト
 - (一) 法律規則即チ法律タルト勅令省令等ノ命令タルトフ問ハズ之ヲ執行スル場合
 - (二) 行政官署ノ命令ヲ執行スル場合ナルコト即チ處分令ノ執行ナリ例ヘバ收稅官吏ガ收稅怠納ニ付キ行政處分ヲ執行スルガ如シ
 - (三) 司法官署ノ命令ヲ執行スル場合例ヘバ判決又ハ決定ヲ執行スルガ如キ場合ナリ
- (2) 其職務ヲ以テ執行スル場合ナルヲ要ス
 - (一) 職務ヲ執行スルニ當リテ之ヲ爲スコトヲ要ス故ニ其職務執行ニ着手シ執行ヲ始メタル場合ニアラザレバ本罪ヲ構成セズ

第九十三條

本條ハ外國ニ對シテ私ニ戰闘ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタルモノヲ罰スルモノナリ
外國トハ普通ニ云フ所ハ一定ノ土地人民ヲ有シ主權者アリテ之ヲ統治シ各國認メテ國ト爲スモノヲ謂フ故ニ外國ト云フトキハ一國ヲ對手トスルノ意ナリト解釋スベキヲ至當ナリトス然ルニ法文ニ私ニ戰闘ヲ爲ス者ト云フニ依レバ外國ノ沿岸若クハ一村ヲ騷擾シ財物ヲ劫掠スルガ如キ意味ヲ包含スルモノナラン
私ニトハ宣戰布告ノ大權アル日本帝國天皇ノ

(3) 公務員ガ行フ職務ガ正當ノ權限ニヨリ執行スルコトヲ要ス故ニ權限外ノ職務ヲ執行スルニ當リテ妨害ヲ爲シタルモノ本罪ヲ構成セズ

(4) 妨害スルコトヲ要ス職務執行ノ妨害ヲ爲スヲ云フ

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六章

逃走ノ罪

註 舊法ハ唯囚徒ニ關スル罪ノミヲ認ムト雖モ其自由ヲ剝奪セ

命令又ハ許可ヲ得ズシテト云フノ意ナリ故ニ日本人群ヲ爲シテ外國ノ一府府若クハ一村ヲ對手トシテ戰闘ヲ爲シタル場合ノ如キヲ云フ

第九十五條

公務員ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪ハ左ノ行爲ニ在ルヲ要ス
一 暴行脅迫ヲ以テ抗拒シタルコト 本罪ノ暴行ハ未ダ疾病創傷ニ至ラザル程度ニ在ルヲ云フ
脅迫トハ其方法ニアリ一ハ手段ノ如何チ問ハズ總テ人ノ意中ニ畏怖ヲ生ゼシムル行爲ヲ云フト他ハ無形ノ暴行ノ意味ニシテ人ノ心中ニ急迫ナ

ラレテ一定ノ設備中即チ監獄ニ拘禁セラル、者ハ必ズシモ囚人ニ限ラズ懲役場ニ留置セラル、者ノ如キ其最モ顯著ナル事柄ナリトス舊法ニ依レバ囚人逃走ヲ爲シタルトキハ少クトモ刑法爲スト雖モ留置人同一ノ行爲ヲ爲シタルトキハ少クトモ刑法上ノ罪責ヲ負擔セズ其他留置人ノ奪取其逃走幫助等ノ行爲ニ付テモ亦同一ナリトス

改正法ハ單純ノ逃走罪ハ囚人ニノミヲ認ムト雖モ其他ノ罪ニ付テハ汎ク法令ニ依リ拘禁セラレタル者ニ付テモ逃走罪ヲ認メタリ

以上ノ理由ニ依リ逃走罪ハ囚人ノミナラズ被拘禁者ハ皆逃走罪ニ問ハル、者ナリ即チ懲治場ニ留置セラル、者ト雖モ逃走シタル者ハ相當ノ罪責ヲ負ハシムルモノトス是等ノ者ハ多クハ未成年者ニシテ未ダ刑法上ノ罪人タル者ニ非ズト雖モ不正ノ行爲アリタルヲ以テ將來ヲ戒ムル爲メニ監獄内ニ設ケアル

ル危害ヲ受クルコトヲ信ゼシムルヲ云フ而シテ本條ノ場合ハ官吏ガ職務ヲ執行スル場合ハ公權命令ニ服從セザル者ニ對シ強制的ニ執行ヲ爲ス場合ナルガ故ニ輕キ意味ノ脅迫ニアラザルコトハ勿論ナリ

二公務員ノ職務執行スルニ當リ之ヲ爲スベキコトヲ要ス故ニ公務員ニ對シ命令ヒ暴行脅迫ヲ加ヘルト雖モ職務ヲ執行セザルトキナレバ本條ノ罪トナラズ

公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ其職務ヲ妨害シテ執行セシメザルノ意思アルコトヲ要ス是レ其職務ノ執行ハ自己ニ不利益

留置場ニ拘禁セラル、者ナリ

逃走罪ニハ單純ノ者ト複ニモノトアリ單純ノ逃走トハ他ノ囚ニハ關係ナク一人ノ逃走ヲ云フ複雜ノ逃走トハ二人以上相一致シテ犯シタル場合ヲ云フ此場合ハ特ニ罪ヲ加重シテ一等ヲ加フルモノトス

逃走罪ニハ囚人ノ依頼ニヨリ又ハ好意上監獄ヨリ奪取シ去ル者ノ罪又囚人ノ逃走ヲ幫助シタル者ノ罪其他看守又ハ護送シタル者ガ逃走セシメタル罪ニ區別ス

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三

ナル處アルニ依リ此等ノ不正行爲ヲ爲スモノナリ例ヘバ執達吏ガ財産差押ノ場合收稅吏ガ物品取調ノ際巡查ガ拘引ヲ爲サントスル等ノ場合ニ多ク有ルコトナルカ如シ

第九十六條

收稅吏又ハ執達吏ガ職務上ノ處分ヲ以テ財産若クハ物品ニ施シタル封印又ハ差押ヲ爲シタル標示ヲ損壞スルトキハ公權ヲ侵害スル行爲ナルヲ以テ不正ノ所爲トシテ之ヲ罰セザルベカラズ

第九十七條

逃走罪ニハ單純ノ者ト複雜ノモノトアリ單純

月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

証 犯人トハ實際罪ヲ犯シタル者ニシテ有罪ノ判決ヲ受ケタル者其他有罪ノ嫌疑ヲ以テ官ノ搜索中ノ者ヲモ含ム

ノモノトハ他ノ囚人ニハ關係ナク一人ノ逃走ヲ云フ複雑ノ逃走トハ二人以上相一致シテ逃走シタル場合ヲ云フ此ノ場合ニ罪ヲ重クシタルハ犯シ易クシテ防ギ難キガ故ナリ

茲ニ云フ囚人ハ既決未決ヲ問ハズ同一ノ逃走罪ニ處セラル、モノナリ而シテ逃走トハ法令ニヨリ囚徒ヲ監督スル者ノ監督區域ヲ脱シタル所爲ヲ云フ故ニ必ズシモ獄内ヨリ逃走シタルノミニ限ラズ外役先ニ於テ逃ゲタル者モ亦本罪ヲ構成スベキモノトス

逃走罪ノ既途ト未途ヲ區別スルニハ監督區域ヲ脱シ終リタルトキヲ既途トシ未ダ追跡スル

本條ノ罪ヲ構成スルニハ左ノ要件ヲ以テ罪ヲ犯スニ在リ

- 一 罰金以上ノ刑ニ該ル可キ罪ヲ犯シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシムルコト
- 二 拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者藏匿スルモ罰金刑ニ該ル者ハ本條ノ問フ所ニアラズ而シテ藏匿トハ藏匿者ニ於テ犯人ノ身ヲ隠スニ適當ナル場所ヲ與ヘテ之ニ居ラシムルヲ云フ故ニ罪人自カラ其場所ヲ撰ンデ之ニ隠レ居ルヲ默許シタルガ如キヲ云フニ非ズ此場合ハ官ニ告ゲザルノミナレバ罪トナラズ

第二ノ要件 拘禁中逃走シタル者ナルコトヲ要スルガ故ニ既決未決ヲ問ハズ拘禁セラレテ居ル者ヲ云フ故ニ若シ逃走ノ囚ニアラズシテ未決ノ者ノ保釋ヲ許サレタル場合又ハ既決囚ノ執行猶豫ノ如キハ此限ニ在ラズ

本罪ハ他人ノ犯罪ヲ庇護スルノ罪ニシテ犯人自ラ本罪ヲ

看守ノ眼界ヲ脱セザルトキハ未途ト云フベシ

第九十八條 法令ニ因ル拘禁トハ相當吏ノ監督ノ下ニアル者ヲ云フ拘禁場トハ監獄内ヲ云フ械具トハ手足ヲシバルモノヲ云フ

犯スコトヲ得ザルモノトス故ニ犯人ガ他人ヲ教唆シテ自己ヲ藏匿セシムルモ本罪ノ教唆ヲ以テ論ズルコトヲ得ザルモノトス然レドモ共犯者ノ一人ガ他ノ共犯者ヲ藏匿隠避セシムルトキハ本罪ヲ構成スルモノトス是レ本罪ハ獨立ノ犯罪ニシテ共犯者モ亦藏匿者ヨリ見レバ一ノ犯人タレバナリ

第九十九條 奪取スルトハ囚人ノ依頼ヲ受ケ又ハ好意上獄舎ヨリ引出シテ逃走セシムルヲ云フ故ニ此場合ハ監督者ノ隠ヲ窺ヒ若クハ監督者ニ抗拒シテ之ヲ遂グルモノナリ

第一百條 本條ハ囚人ノ逃走ヲ幫助シタル者ナリ幫助ヲ爲ス手段ハ或ハ獄舎ヲ

第一百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變造ノ證據ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

破壊スベキ器具ヲ給與シ其他逃走ニ便宜ヲ與ヘテ之ヲ容易ナラシムベキ行為ヲ爲シタル者ナリ
第二項ハ囚人ヲ逃走セシムルノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル場合ノ規定ナリ

第百三條

犯人トハ實際罪ヲ犯シタル者ニシテ有罪ノ判決ヲ受ケタル者其他有罪ノ嫌疑ヲ以テ官ノ捜索中ノ者ヲモ含ムナリ而シテ之ヲ藏匿スルニハ藏匿者ニ於テ犯人身ヲ隠スニ適當ナル場所ヲ與ヘテ之ニ居ラシムルヲ云フ故ニ罪人自ラ其場所ヲ擇ンデ之ニ隠レ居ルヲ見テ知ラヌ顔シタルガ如キヲ云フニ

第八章 騷擾ノ罪

註

本章ハ舊法ニ兇徒聚衆ノ罪トアリシヲ改正シタルモノナリ其理由ハ兇徒聚衆ト云フモ夫ノ博徒又ハ強盜等ノ相集リテ不良ノ事ヲ企ツルガ如キ所爲ヲ規定シタルニ非ズ單ニ多衆嘯聚シテ暴動ヲ爲スノ所爲ヲ規定シタルモノニシテ暴動ヲ企ツルノ前ニ於テハ未ダ之ヲ兇徒ト云フヲ得ザルガ故ナリ

本章ノ要素トスル所ハ其目的ノ如何ヲ問ハズ多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルコト而シテ暴動ヲ爲スニハ首魁トナリ又ハ指揮シ若クハ他人ニ率先シ其勢ヲ助ケタル者又ハ之ニ附和隨行シタル者ノ三個ニ區別ス又暴行脅迫ヲ以テ目的ヲ達セントシ官吏又ハ公吏ノ説諭ヲ受ケテ速ニ解散シタル者ハ其罪ヲ論ゼズ單ニ其説諭ニ服セズ解散セザル者ヲ罰スルノミナリ蓋シ着手ノ場合ト雖モ尙ホ豫備ノ場合ニ於ケルガ如ク未ダ一

非ズ此場合ハ之ヲ官ニ告ゲザルノミナレバ罪トナラズ
既決未決ヲ問ハズ拘禁セラレタル者ガ逃走シタル場合ニ之ヲ藏匿スルヲ云フ隠秘トハ第三者ヲシテ隠匿スル場所ヲ與ヘシメ自分ハ罪人ナ之ニ行カシムルノ便利ヲ與フルヲ云フ

第百四條

本條ハ未決囚ノ場合ニ關スル規定ニシテ此刑事被告人ノ罪責ヲ取調ベルニ必要ナル證據物件及ビ之ニ關スル書類ヲ湮滅シタル者ニ付テノ規定ナリ
又被告人ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ利益トナルベキ證據物件ヲ偽造變造シ若クハ之ヲ偽造變造

定ノ實害ナキノミナラス凡ソ多衆聚合ノ所爲ハ國事犯ト異リ多クハ犯人一時ノ憤激等ニ基クモノナルガ故ニ往々説諭ニ因リテ解散シ以テ大事ニ至ラザルコトアレバナリ然ルニ若シ夫レ既ニ着手ニ至リタリトテ必ズ之ヲ罰ス可キモノトスルトキハ徒ニ罪人ヲ増加スルノミニシテ益スル所ナキニ因ルナリ
第百六條 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及ブモ仍ホ解散セザルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓

シタルニ非ズシテ偽造
變造ノ證據ヲ使用シテ
被告人ヲシテ或無罪或
ハ刑ヲ輕カラシメタル
モノナリ
湮滅トハ之ヲ破棄シ又
ハ滅却シテ全ク之ヲ無
クスルヲ云フ而シテ罪
ヲ免レシムルニハ逮捕
又ハ處罪ヲ免レシムル
ノ義ナリ罪證トナルベ
キ物件トハ例ヘバ死
體、刀劍、衣類、窃盜具
具等ナリ

第百五條

被告人又ハ逃走者ノ親
族ニシテ此等ノ者ノ利
益ノ爲メニ本章ノ罪ヲ
犯シタル者ハ其罪ヲ罰
セズトシタルハ親族ハ
相互ニ庇護スルハ人情
ノ然ラシムル所ナレバ
法律モ之ヲ許スベキモ

以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及ヒ失火罪

註

本章ノ罪ヲ構成スルニハ左ノ要件ニ依テ成立スルモノトス

第一火ヲ放ツテ燒燬スルコトヲ要ス 燒燬トハ如何ナル程度
ニ達シタルトキヲ云フヤハ法文ノ解釋トシテハ其目的物ガ火
力ノ爲メニ其原形ノ一部ヲ失ヒタルトキ即チ通常ノ使用ヲ不
能ナラシムル程度ニ達シタルトキヲ以テ既遂トスト云フヲ以
テ今日ノ學者ノ確説トス
第二放火ノ目的物ハ現ニ人ノ住居ニ使用シタル家屋又ハ家屋
ニ非ザルモ人ガ現ニ在ル所ノ建物又ハ汽車、電車、艦船若ク
ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ナルコト
又山林田野ノ如キ財産ニ放火スルモ他人ノ物ト自己ノ所有物
トニ依テ區別セリ

第百六條

本罪ヲ構成スルニハ第
一多衆聚合スルコト
第二其目的ノ如何ナル
ヲ問ハズ之ヲ達スル爲
メニ暴動又ハ脅迫ヲ爲
スニ在ルコト暴動ヲ爲
ス者ニハ首魁タル者ア
リテ總テノ指揮ヲ爲ス
者又ハ他人ニ先ダチテ
其勢ヲ助ケル者又ハ其
趣意ノ是非ヲ知ラス之
ニ附和隨行シタル者ノ
三個ニ區別ス
何等ノ目的ヲ問ハズト
爲シタルハ本條ノ罪ノ
成立スルニハ一定ノ目
的ヲ要スルコトヲ明カ
ニシタルモノニシテ從
テ村社ノ祭禮等ニ多衆
ガ興ニ乘ジテ暴行又ハ
脅迫ヲ爲シタル場合ノ

過失ニ因ル場合即チ失火ニテ他人ノ財産ヲ燒燬シタル者モ亦
本罪ヲ構成スルモノトス

茲ニ注意スベキハ人ノ住居ニ使用シタル家屋ト云フトキハ放
火ノ當時ニ偶々住居者ガ不在ナルト否トハ問フ所ニアラズ又
人ノ住居シタル家屋トハ犯人以外ノ者ガ現ニ住居ニ使用スル
家屋ニシテ其家屋ノ所有權ガ犯人以外ノ者ニ屬スルト否トハ
問フ所ニ在ラズ

第百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建
造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又
ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セザ
ル建造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期
懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ

如キハ本條ノ罪トナラズ

第百七條

暴行脅迫ヲ以テ目的ヲ達セント多衆聚ルシタルモ公務員ノ説諭ヲ受ケテ速ニ解散シタル者ハ其罪ヲ論ゼズ唯ダ三回マテ説諭シタルモ之ニ服セズシテ解散セザル者ヲ罰スルモノトス是レ多衆聚台ノ所爲ハ多クハ一時激昂ノ餘リニ出ヅルモノニシテ其心意ニ於テハ不正ノ念アルコトナケレバナリ故ニ其暴行モ亦人家ヲ破壊シ器物ヲ破損シ或ハ公務所ニ押寄セ公務員ニ強迫シ或事ヲ請願センガ爲メ竹槍旗旗ヲ押立ツルガ如キモノナ

處ス但公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第百十條

火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十一條

第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百十二條

第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百十三條

第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ

第百八條

本條ニ云フ家屋トハ現ニ人ノ住居ニ使用シタル家屋又ハ家屋ニ非ザルモノガ現ニ在ル所ノ建物例ヘバ工場、演劇場、博物館等ノ如シ其ハ汽車、電車、艦船、鐵坑ノ如キモ現ニ人ノ在ル場合ヲ云フ

其刑ヲ免除スルコトヲ得

第百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

ナリ
 本條ヲ構成スルニハ第一火ヲ放ツコト第二燒キタルコト而シテ燒キタルニハ假令ヒ一部分ト雖モ其目的物ガ火力ノ爲メニ其原形ノ一部ヲ失ヒタルトキ即チ通常ノ使用ヲ不能ナラシムル程度ニ達シタルトキチ以テ既遂トナス

第百九條

本條ハ他人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル物ニ火ヲ放チタル場合ト自己ノ所有ニ係ル物ヲ燒キタル場合トヲ規定シタルモノナリ人ノ住居ニ使用セザル家屋トハ既ニ破損ニ及ビ人ガ住居スルコト能ハザル家ヲ云フ建造物即チ工場、劇場

第百十七條

火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第百十八條

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ財產ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章

溢水及ヒ水利ニ關スル罪

其他人ノ在ルコトアル物ニ火ヲ放ツモ現ニ人ガアラザル時ハ本條ノ規定ニ照シテ處斷スルモノトス

第百十條

山林田野ノ竹木等ヲ燒燬シタル者モ亦人ノ財產燒燬シタルモノナレバ其罪亦重シ而シテ右ノ物ガ自己ノ所有ニ係ルヤト雖モ他人ノ物ニ其害ヲ及ボスベキノ虞アラザルトキハ其罪ヲ問ハザルモ若シ他人ノ物ニ其ノ危害ヲ及ボスノ虞アリタルトキハ公共ヲ驚カシ騒ガシメタルヲ以テナリ

第百十一條

自己ノ所有ニ係ル物ニ火ヲ放チ燒燬スルモ他

註

本章ニ規定スル溢水ノ罪ハ放火ノ罪ト其性質ヲ同フシ本罪ハ其危險ノ狀況ヲ發生シタル所ノ自然力ガ水力ニ在ルノミ故ニ同ジク靜謐ニ關スル罪トス

本罪ヲ構成スルニハ

第一 溢水セシムルコト

第二 人ノ現ニ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽

車電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタルコト

第百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在

スル建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又

ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第百二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ

因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役

ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負

人ノ所有物ニ危険ヲ及
ホサマルル其罪輕キ
モ若シ之ガ爲メニ現ニ
人ノ住居ニ使用シ又ハ
人ノ現在スル建造物、
汽車、電車、船舶等其
人ノ住居ニ使用セズ又
ハ人ノ現在セザル建造
物、船舶等ニ延焼セシ
メタルトキ其罪ヲ加重
スルモノトス

第百十二條

放火ノ既遂未遂ハ諸説
アレドモ要スルニ目的
物ノ一部ニテモ燒失燬
損シタルトキテ以テ既
遂トス故ニ假令ヒ燃焼
ノ爲メニ家屋ガ燬壞ノ
程度ニ達セザル場合ト
雖モ燃焼シタル事實ア
レバ即チ燒燬ノ事實ア
ルガ故ニ既遂トナル未
遂ハ燃焼シテ一部ノ燒

擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ
依ル

第百二十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其
他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲
役ニ處ス

第百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタ
ル物ヲ浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ
因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト
爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以
下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章

往來ヲ妨害スル罪

註 舊法ハ船舶覆没ノ罪ヲ以テ單ニ財産ニ對スルモノト爲スト

燬ニ至ルマデニ人目ニ
見エテ消シ止メタル場
合ハ之ヲ未遂ト云フベ
キナリ

第百十三條

放火ノ準備トハ或ハ燃
燒物ヲ運ビマツチノ用
意ヲ爲シタル等ノ場合
ヲ云フ

第百十五條

差押チ受ケ又ハ他人ニ
其物ヲ擔保即チ抵當又
ハ質入シタルカ貸與シ
若クハ保險ニ附シタル
家屋船舶等ガ燒燬シタ
レバ其物ハ自己ノ所有
ニ係ルト雖モ己ニ之ニ
義務ヲ負擔シ他人ノ擔
保物トナリタル上ハ他
人ノ物ヲ燒燬シタル者
トシテ同一ノ刑ニ處セ
ラルベシ

雖モ改正法ハ放火及ビ失火ノ罪溢水及ビ水利ニ關スル罪ト同
ジク靜謐ヲ妨害スル罪ト認メ本章ニ規定シタル所以ナリ而シ
テ舊法ハ道路、橋梁、河溝、港埠ノ損壞ニ付キ規定セルヲ以
テ改正法ハ之ヲ改メテ廣ク公共ノ用ニ供スル陸路又ハ水路ト
シ損壞ノ外尙ホ壅塞ヲ加ヘタリ

第百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ
妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰
金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較
シ重キニ從テ處斷ス

第百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ
汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上ノ有
期懲役ニ處ス
燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危

第百十六條

過失ニ依リ失火シタル者ハ自由刑ニ處スベキ者ニ非ズトシテ此等ノ者チ金刑即チ罰金ヲ科スルモノトス過失ハ不注意ニ出ヅルモノナレバ之ヲ罰セザルヲ得ザルナリ

火藥、蒸氣鑪其他激發スベキ物品チ故意ニ破裂セシメテ他人ノ物件チ燒燬シタル者ハ放火ノ罪ト同一ニシ過失ニ出タル者ハ失火ノ罪ニ處スルモノトス

第百十九條

溢水トハ水門ノ鎖鑰チ開キテ洪水チ流ヌチ云フ即チ堤防又ハ水閘チ破壞シテ一時ニ水ノ自然力ニ對シテ其制限チ

險ヲ生セシメタル者亦同シ

第百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ
前二項ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第百二十七條 第百二十五條ノ罪ヲ犯シテ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第百二十八條 第百二十四條第一項、第百二十五條及ヒ第百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

取除キテ水ノ自然力ヲ自由ナラシムル行爲ナリ

第百二十條

前條ニ記載シタル以外ノ物トハ田圃、牧場、公園等ノ如キモノヲ云フ此等ノモノチ水ニ浸シテ荒廢セシメ其實質チ毀損シタル程度ニ及ビタル場合ナリ
故ニ其害ノ結果ナキモノハ本罪チ構成セズ又其實質チ毀損シタルモノガ人工其他ノ原因ニ依リ再ビ原狀ニ復スルト否トハ問フ所ニアラズ

第百二十三條

水閘トハ河水チ堰止メルモノチ云フ之アル爲メニ水流レズ故ニ之チ

其業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以上ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二章 住居ヲ侵ス罪

註 舊法第百七十一條第一項ニハ晝間ノ二字ヲ置クト雖モ改正法ハ侵入スルニハ晝間ナルト又ハ夜間ナルトニ依リ刑ノ輕重ヲ認ムル必要ナシトシテ晝間ノ二字ハ之ヲ削除シタリ又同條ニ人ノ住居シタル邸宅云々トアル爲メ從來往々ニシテ狹シ其意義ヲ解シ人ノ住居トシテ借受ケタル室内ニ侵入スル場合ノ如キハ罪ト爲ラズト謂フ者ナキニアラズ是ヲ以テ改正法ニ於テハ之ヲ人ノ住居ト改メ其住居ノ場所ヲ問ハザルコト、シ又從來艦船内ニ侵入スル罪ヲ規定セザル爲メ實際上不便ヲ感シタルヲ以テ新タニ艦船ヲ加ヘタリ尙ホ舊法ニハ唯侵入ノ行爲ヲ罰スルノミニシテ縱令正當ニ入リタル者ト雖モ要求ヲ受ケ

破壊スレバ水ハ一時ニ奔流シテ被害ヲ被ラスモノナリ

第二百二十四條

陸路トハ衆人ノ常ニ往來スベキ道路ヲ云フ水路ハ船舶ヲ以テ往來スベキ渡船場ノ如キ衆人ノ常ニ往來スベキ往來スベキ場所ヲ損壞シ又ハ木石ヲ以テ壅塞シテ往來ヲ爲スベカラザル妨害ヲ生ゼシメタル者ニ處ス
壅塞トハ陸路、水路ニ妨害物ヲ置キ往來ヲフサグコトヲ云フ

第二百二十五條

標識トハ凡テ鐵道ニ關スル人ノ目印ト爲ルベキ爲メニ建設シタルモノヲ云フ此等ノ物ハ汽

テ退去セザル場合ノ規定ヲ缺キタル爲メ新タニ其規定ヲ設ケタリ

住居トハ一時ト永久トヲ問ハズ故ナクトハ住居者又ハ看守者ノ意思ニ反シタルト其許可ヲ受ケズシテト云フ意義ナリ而シテ人ノ住居スル家屋ナルトキハ其留守中ト外出中ニ入ルモ本罪ヲ構成ス

人トハ他人ヲ云フ自己ヨリ他ノ者ヲ指ス故ニ親族ヲモ含ム而シテ其住居ガ自己ノ所有家屋ナルモ本罪ヲ爲ス

又一戸ヲノミ住居ト云フニ在ラズ人ノ住居トシテ借受ケタル室内ヲモ含ム

第二百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタ

車電車ガ往來スルニ殊ニ夜間ナドニ目印トスベキモノニシテ此物ナキトキハ危険ヲ生ズルコトアリ

其他ノ方法
木、石其他ノ物ヲ以テ軌道ニ妨害ヲ爲スヲ云フ

燈臺浮標ハ汽車ノ鐵道標識ト同一ニシテ船舶ガ之ヲ目印トシテ危険ヲ避クルモノナレバ之ヲ損壞スル者ハ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタル者ト其罪同一トス

第二百三十六條

前條ノ罪ヲ犯シ汽車又ハ電車ヲ損壞シ又ハ破壊シタル者ハ其罪重クシテ無期懲役又ハ五年以上ノ懲役ニ處スルナ

ル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第二百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

註 本章ハ信書其他ノ秘密書類ヲ保護スル規定ナリ人ノ信書ハ秘密ニスベキモノナレバ之ヲ開封スベキ理由ナク權利ナクシテ猥リニ開封スルトキハ人々其ノ秘密ノ漏泄スルコトアリテ名譽ヲ害シ利害ニ關スルコト少ナカラズ是レ本章ノ規定アリタル所以ナリ

信書ハ開封スルコトヲ許サルノミナラズ之ヲ隱匿スル者ヲモ本罪ヲ構成スルモノトス

本章ノ罪ヲ區別シテ(一)秘密ヲ侵ス罪(二)陰私漏告ノ罪ノ二種トス陰私漏告ノ罪ヲ犯ス者ハ醫師、藥劑師、藥種商、產婆

船舶ヲ覆没シ又ハ破壊シタル者モ亦同シトス

第二百二十七條

前條ノ規定ハ單一汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタルノミニ付テノ場合ナレドモ若シ此危険ヲ生ゼシメタルガ故ニ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ之ニ因リテ人ヲ死ニ致シタルコトアレバ前條ト同一ノ罪ニ處スルモノトス

第二百二十九條

過失ニ出ヅル場合ハ不注意ヨリ生ズル事ナレバ其不注意ヲ宥恕スルトキハ不注意ニアラザルトキモ不注意ヨリ生

辯護士、辯護人、公證人等ナリ此等ノ者ハ皆職業ニ關シ委託ヲ受ケタルコトニ因リ知得タル事件ニ付テ漏告セザルヲ守ルベキ義務アル者トス

第二百三十三條

故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十四條

醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十五條

本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十四章

阿片煙ニ關スル罪

シタル事ナリトシテ其罪ヲ免ルコトトナレバ過失ナリトシテ無罪責トスルコトヲ得ズ其業務ニ從事スル者ガ本罪ヲ犯シタルトキハ一般ノ者ノ過失ト同一ニ視ルコトヲ得ザルハ當然ノコトナリ

第二百三十條

人ノ住居ハ常ニ人ノ城郭トシテ此中ニ安シクテ起臥スル者ナレバ妄ニ他人ノ侵入スルコトヲ許スベキモノニ非ズ故ナクトハ權利者ノ意思ニ反シテト云フ義ナリ而シテ其侵入ハ晝間ト夜間トナ間ハザルナリ

改正法ガ舊法ニ比シ本章ノ罪ヲ輕クシタル所以ハ舊法ノ當時ニハ阿片煙ノ取締ヲ嚴重ニスルノ必要ガアリタルヲ以テナリ然ルニ今日ニ在リテハ其刑ガ犯罪ニ比シ酷ニ失スル嫌アルヲ以テナリ

阿片煙ヲ嚴禁スルハ其害スル大ナルニ因ルナリ聞ク阿片煙ヲ吸食スルトキハ神心恍惚トシテ其快言フベカラズ而シテ一たび之ヲ吸食スレバ必ズ慣習ヲ成シ遂ニ人ヲ廢スト然ラバ之ヲ吸食スルハ實ニ自カラ害スルノミナラズ亦人ヲ殺シ延テ國家ヲ滅亡セシムルモノナリ

法律ハ如何ニシテ之ヲ禁ズルヤト云ハ先ヅ之ヲ輸入シ製造シ又ハ販賣スル者ヲ重キ刑ニ處シ次ニ之ヲ吸食スル器具ヲ輸入シ製造シ又ハ販賣スル者ヲ罰シ次ニ稅關官吏ガ阿片煙又ハ

構成スルモノトス
然レドモ侵入権アル者
即チ判檢事ガ家宅搜索
令狀執行、巡查ノ家宅
侵入權ノ如キ是ナリ
如何ナル者ガ住居内ノ
權利者ナルカハ其邸宅
住居内ノ主人又ハ其代
理人若シ其各室ニ別々
ノ人ガ居ルトキハ其人
々又ハ其家ニ於テハ書
生室、下女下男ノ部屋
ト區別シアルガ故ニ此
下宿人、下男下女書生
ノ意思ニ反セザルトキ
ハ主人ノ意思ニ反スル
モ本罪ヲ構成セズ

第三百三十一條

皇 居 天皇陛下ノ宮殿
即チ禁裏ナリ
禁 苑 皇居ノ御園ヲ云
離 宮 天皇陛下ノ御別
荘ナリ

其器具ノ輸入ヲ爲サシメタルヲ罰シ其他阿片煙ヲ吸食スル爲
メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖ル者又ハ阿片煙ヲ吸食シタル者及ビ
阿片煙吸食ノ器具ヲ所有シ若クハ所持シタル者ヲ罰スルモノ
トス

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目
的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ
若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以
下ノ懲役ニ處ス

第三百二十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ
又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處
ス

第三百二十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月

行在所一時假リニ御住
居ニナル處
皇 陵 御先祖御墳墓ヲ
云フ

第三百三十二條

本條ハ故ナク封緘シタ
ル信書ヲ開披シ隱匿シ
又ハ毀棄シタル罪ヲ規
定ス
開封スベキ理由ト權利
トアル者ノ外ハ何人ニ
モ之ヲ開封スルコトヲ
許サルナリ
職權上之ヲ開クコトヲ
得ベキ者ハ司獄官ガ囚
人ノ信書ヲ開披シ郵便
局長ガ其ノ信書ニ疑ハ
シキ點アル場合ニ之ヲ
開封スルカ如キハ職權
ノアルガ爲メナリ
隱匿 秘密ノ信書及ビ書
類ヲ開披セズトモ
之ヲ隱匿シタル者ハ其

以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一
年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章

飲料水ニ關スル罪

註 飲料ノ淨水ハ一人ノ私人ニ屬スルモノト公衆ニ關スルモノトア
リ一般公衆ノ健康ニ關スル犯罪ノ一種ナルガ故ニ茲ニ所謂飲
料ノ淨水ハ公衆ニ關スルモノヲ云フ即チ水道井水等ニ泥土塵
芥等ノ汚穢物ヲ投シ又ハ其水底ヲ攪亂シテ之ヲ汚穢シ因テ用
ユルコト能ハザルニ至ラシメタル所爲ト又劇藥毒藥等凡人
ノ疾病ヲ醸スベキ有害ノ物品ヲ淨水中ニ混入シ因テ水質ヲ不
良ナラシメ又ハ腐敗セシメタル所爲ヲ規定ス公衆ノ飲料ニ供
スル淨水ノ水道ヲ損壞シ又ハ壅塞シタル者ハ十年以下ノ懲役

ノ間披シタルト否トハ問ハズ罪ニ處セラレ、ナリ而シテ隠匿シタル者方問披シタルトキハ其罪重シト爲スハ必然ナリ

第三百三十四條

醫師、産婆、藥劑師、辯護士等ハ其職業上人ヨリ委託セラレタルコトニ秘密ヲ守ルベキ事アリ此等ハ職分トシテ之ヲ知ル者ナレバ亦其ノ職分上之ヲ守ラザルヲ得ズ若シ此等ノ者ガ秘密ヲ漏ストキハ之ヲ知ルコト易クシテ委託者モ亦信用ヲ置キ之ヲ委託スレバ普通人ノ漏ラシタルヨリハ其罪重キナリ
然レドモ辯護士ガ呼出ヲ受ケテ事實ヲ陳述ス

ニ處スルモノトシ因テ溢水セシメタル者ハ前節溢水ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷スルナリ
本節ハ尙ホ人ノ健康ヲ害フベキ物ヲ飲食物ニ混和シテ販賣スル者ノ罪ヲ規定シ此等ノ所爲ニ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷スルモノトス是レ人ノ身體ニ害ヲ生ズベキ所爲ヲ爲シタルヨリ當然發生シタル結果ニシテ恰モ人ヲ傷害シテ疾病死傷ニ致シタルト同一ナレバナリ

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

ルハ此限ニアラズトス
第三百二十六條

阿片煙ヲ輸入シトハ外國ヨリ買入レルヲ云フ製造トハ日本ニ於テ之ヲ製造スルヲ云フナリ販賣ハ輸入者及製造者ヨリ之ヲ販賣スルコトヲ約束シテ販賣スル者ト輸入者ガ之ヲ販賣スルコトヲモ兼テ又ハ製造者ニ於テ販賣ヲ兼ネルモノアリ

第三百二十七條

阿片煙ハ之ヲ吸食スレバ大ニ衛生ニ害アルヲ以テ堅ク輸入製造販賣ヲ禁シタルモノナリ故ニ之ヲ吸食スル器具ヲ外國ヨリ買入又ハ之ヲ製造シ販賣スル者モ之ヲ罰セザレバ禁止ノ效

第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第十六章 通貨偽造ノ罪

註 舊法ハ通貨偽造罪ノ成立ハ偽造又ハ變造ノ行爲ト行使トノ二要素ヲ必要トシ單ニ偽造ノ場合ニハ刑ヲ減輕スルコト、爲

ナキナリ是レ器具ナケ
レバ之ヲ使用スルコト
能ハザレバナリ

第三百二十九條

房屋トハ座敷又ハ一戸
ヲ云フ此ヲ給與スルト
ハ貸スコトヲ云フ阿片
ハ公然之ヲ吸食スルコ
ト能ハザルモノナレバ
之ヲ吸食スル爲メニ房
屋ヲ貸與シ其貸賃ヲ受
クルコトヲ爲ス者モ亦
之ヲ罰セザルベカラズ
故ニ利ヲ得ル爲メニ非
ズシテ貸シタル者ハ罪
ト爲スコトヲ得ズ何ト
ナレバ利ヲ圖ル者ハ吸
食者ヲシテ安ンシテ且
少益々増長セシムルハ
自然ノ理ナレバナリ

第四百條

阿片煙ニ付テノ法律上

シタリ然レドモ改正法ニハ通貨偽造ノ罪ハ通貨偽造又ハ變造
ノ成リタルトキニ成立スルモノトナシ從テ偽造又ハ變造ヲ罰
スルコトハシタリ

貨幣ヲ偽造變造スルニハ其目的行使スルニ在ルト行使スルノ
目的ナキトニ因リテ其罪ニ輕重ヲ設ケタリ行使ヲ目的トスル
者ハ利ヲ圖ルノミナラズ社會ニ害毒ヲ流スコト大ナルモノナ
レバ其罪ヲ重シトス

本罪ヲ成スニハ通用ノ貨幣、紙幣又ハ兌換銀行券ナルコトヲ
要ス國家ガ一定ノ文字紋章ヲ以テ證明シタル價額ノ標準ナリ
故ニ此一定ノ文字紋章ニ異ナル所アリテ一見知分ルコトノ出
來得ル者ハ本罪ヲ成サズ

其標準トスベキ眞價アルヲ要ス材料ノ如何ヲ問ハズ金銀貨ヲ
偽造スルニ標準セル貨幣ト觀ルコトヲ得ルモノナラバ足レリ
若シ標準ニ依リ造ラザルモノニシテ流通ノ際常人ノ使用スル

ノ禁止ハ要スルニ吸食
ヲ禁ズルニ在リ故ニ吸
食セザレバ輸入モ製造
モ之ヲ禁ズルノ必要ナ
シト云フモ可ナリ又器
具ヲ所持スル者等ヲモ
罰スルノ必要ヲ見ズ然
ラバ本條ノ規定ハ最モ
必要ナラン

第四百十一條

所有トハ自己ノ物トシ
テ自己ニ所分權ヲ有ス
ルヲ云フ所持トハ現ニ
攜帶シ又ハ家ノ内ニ置
キアルモノヲ云フ而シ
テ所持ノ場合ハ自己ノ
モノニアラザルコトモ
アレドモ所持シ居レバ
吸食スルカ又ハ他人ニ
賣ルカニアレバ之ヲ罰
スルモノトシタルナリ

第四百十三條

トキニ一見識別シ得ルモノナルトキハ假令之ヲ行使スルモ詐
欺取財トシテ處罰スベキモノナリ而シテ其ノ眞正貨幣ニ類似
スルコトヲ要スル程度ニ付キテハ之ヲ定メ難キモ眞正貨幣ト
誤信スルニ足ルモノナル以上ハ假令一時ノ誤信ニ過ギザルモ
偽造貨幣タルニ於テ缺ケル所ナキモノナリ

第四百十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券
ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的
ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第四百十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、
紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲
役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使
ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

淨水ヲ汚穢シトハ不潔ナル物ヲ以テ之ヲ用ユルコト能ハザルニ至ラシムルヲ云フ例ヘバ不潔ナル物ヲ洗ヒ又ハ之ヲ流スガ如キ是レナリ而シテ此ノ場合ハ其飲料水ガ一個人ニ使用スル所ノ水ニシテ井又ハ器物ニ入レアル場合ヲ云フ

第四百四十四條

水道ノ水源池ニ汚穢物ヲ流シ及ビ水道ニ依リ用ヒアル水ヲ汚穢シタル者ハ其害衆人ニ及ホスヲ以テ刑罰セ亦重カラザルヲ得ズ

第四百四十五條

前條ハ汚穢物ヲ以テ淨水ヲ使用スルコト能ハザルニ至ラシメタル場

第五百十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第五百十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五百十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ

人ニ交付シタル者ハ其名價ニ倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

第五百十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供

スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年

以下ノ懲役ニ處ス

第十七章

文書偽造ノ罪

註 文書ノ偽造變造ニ關スル一般ノ成立要素ヲ知ルニハ先ヅ文書偽造變造罪ノ何物タルヤヲ知得セザルベカラズ抑モ文書ナ

合ナレバ之ヲ使用スルモ其ノ害甚シカラズトシテ其罪輕キモ毒物其他人ノ健康ヲ害スベキ物ヲ混入シタルトキハ其害ノ及ブ甚シキヲ以テ之ヲ重ク罰スベキナリ而シテ一個人ノ飲料水ニ混入シタル者ト公衆ニ供給スル淨水ニ混入シタル者ハ何レノ場合ニモ懲役ニ處セラレ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以下ノ懲役ニ處スルモノトス

第四百四十六條

本條ハ前三條ノ犯罪ノ行爲ノ結果ニ因リテ罪ヲ定ムル規定ナリ即チ前三條ノ罪ニ因リテ或ハ病ヲ生シ或ハ中毒シテ人ヲ死ニ至ラシムル

ルモノハ言語若クハ動作ト同ジク或事實若クハ思想ヲ他人ニ對シテ發表スル機關ナリ故ニ其機關ニシテ正確ナルトキハ之ニ依テ表示セラル、所ノ事實又ハ思想モ亦自ラ正實ナルベシ而シテ文書偽造罪トハ或事又ハ思想ヲ表示スル機關タル文書其ノ物ヲ偽ルノ所爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キ以テ真正ノ文書ナリト誤信セシムルノ意思ト他人ヲ欺クニ足ルベキ偽文書ヲ作製スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分トス

又文書ニ依テ文書ノ證明セントスル事實又ハ思想ノ眞實ヲ偽ルノ行爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キテ文書ガ表示スル事實ヲ眞正ナリト誤信セシムルノ意思ト虚偽ノ事實ヲ記載シタル文書ヲ作ルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分トス尙ホ文書偽造罪一般ノ成立要素ヲ示セバ即チ左ノ如シ
一 文書ニ依ルコト即チ文書ヲ作成シ又ハ増減變換シテ之

ノ結果ヲ生ジタル場合
ナレバ其罪亦重キニ從
テ處斷セザルベカラズ

第百四十七條

本條ノ罪ハ左ノ區別ニ
因リテ處斷スルモノト
ス

- 一 水道ニ由リ公衆ニ供
給スル飲料ノ淨水又
ハ其ノ水源ニ毒物其
他人ノ健康ヲ害スベ
キ物ヲ混入シタル者
- 二 因テ人ヲ死ニ致シタ
ル者

第百四十八條

水道ヲ損壞シ又ハ壅塞
スルトキハ俄力ニ飲料
ノ淨水ニ缺乏ヲ來タシ
非常ノ困難ヲ生ズルヲ
以テ其難ヲ被ムルコト
廣キガ故ニ其罪比較的
重キモノトシタルナリ

ニ依ルコト

- 二 事實ノ眞實ヲ偽ルコト
- 三 文書ガ證明セント欲スル所ノ事實ニ關スルコト
- 四 害ヲ生ジ得ベキコト
- 五 害ヲ生ゼシムルノ意思即チ惡意アルコト

第一ノ要素即チ文書ヲ作成シ又ハ増減變換シテ之ニ依ルコト
是レ本章ノ印證偽造罪又ハ偽證罪等ト區別セラル、所以ナリ
舊法ハ文書ノ偽造ノミヲ罰ス繪圖ノ偽造ニ關スル規定ナシト
雖モ改正法ハ文書偽造ノ罪ナル章目ノ下ニ廣ク文書若クハ繪
圖ノ偽造罪ヲ規定シタリ

舊法ハ文書偽造罪ノ成立ニハ原則トシテ偽造ノ行爲ト行使ノ
行爲トノ二要素ヲ必要トセリ從テ單ニ偽造シタルノミニテハ
未ダ罪トナラズ改正法ハ通貨偽造罪ニ於ケルト同ジク文書偽
造罪ハ行使ヲ待タズシテ既ニ偽造ノ時ニ成立スト爲シ行使ノ

損壞トハコソシテ使用
スルコトヲ得ザルニ至
ラシムルコト
壅塞トハ水ノ通ゼザル
橫防ギ止メルヲ云フ

第百四十九條

本條ノ罪ヲ構成スルニ
ハ第一行使ノ目的ヲ以
テスルコト
行使スル目的ナクシテ
偽造變造スルモ或ハ
技術研究ノ爲メトカ或
ハ戲レニ爲シタル者ナ
ルトキハ何等ノ罪ヲモ
構成セザルナリ
偽造トハ眞物ニ模擬ス
ルコトニシテ一見眞物
トスルニ足ルベキモノ
ナルヲ要ス即チ其標準
トスベキ眞貨アルヲ要
ス即チ標準トセル貨幣
ノ外觀ヲ有スレバ足ル
モノトス若シ標準ニ因

有無ヲ問ハザルコト、爲シタリ

舊法ハ公務員ガ其職務上虛偽ノ文書ヲ作り又ハ不正ニ官ノ文
書ヲ増減變換シタル場合ヲ以テ同ジク官文書ノ偽造、變造ト
爲スト雖モ改正法ハ之ヲ改メ虛偽ノ文書ノ作成又ハ文書ヲ不
正ニ増減變換シタル罪ト爲シタリ

第百五十四條

行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用
シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若ク
ハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ
三年以上ノ懲役ニ處ス
御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變
造シタル者亦同シ

第百五十五條

行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若ク
ハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖
畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署

リ造ラザルモノニシテ流通ノ際何人ノ使用スルニモ一見知り分ケルコトヲ得ルモノナルトキハ假令ヒ之ヲ行使スルモ偽造行使ナリトスルコトヲ得ズ

變造トハ眞價ニ變更チ加ヘテ他ノ眞價ニ模擬スルヲ云フ例ヘバ一圓ヲ二圓トシテ數字ヲ變更スルガ如キ其變更ニハ必ず眞價ノ價值ヲ高クスルヲ普通トスルナリ

變造ノ場合ニ假令ヒ其材料ハ眞正ノ貨幣ヲ變更スルモノ之ガ變更ノ程度ヲ超エテ一旦貨幣ノ原體ヲ失フニ至ルトキハ更ニ不正ノ貨幣ヲ造リ出シタルモノニシテ變造ニアラズ

名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

第百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ

第百五十條

外國ノ貨幣ハ現ニ内國ニ流通シツ、アルモノニ限リテ之ヲ偽造變造シタル者ハ本罪ヲ成スモノトス然レドモ行使ノ目的ナキトキハ罪ヲ成サ、ルモノトスルハ内國ノ貨幣ノ場合ト同一ナリトス

第百五十一條

本條ハ情ヲ知テ偽造變造ノ貨幣紙幣又ハ兌換銀行券ヲ他人ヨリ取得シタル罪ナリ

取得トハ他人ヨリ受取ルコトニシテ之ヲ買受ケタルモ支拂トシテ受取リタルモ又ハ贈與セラレタルモ包含ス

行使ノ目的ヲ以テ受取リタルコトヲ要ス故ニ

記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三

月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ

取得シタルノミニテハ
假令ヒ其情ヲ知りタリ
ト雖モ本罪トナラズ

第百五十二條

豫備ノ所爲ヲ罰スルハ
其事ノ重大ナルニ因ル
モノニシテ本罪ノ如キ
ハ社會ニ害ヲ及ボスコ
トノ甚大ナルヲ以テ豫
備ノ所爲ヲモ罰スルモ
ノトス

第百五十三條

初メ取得シタルトキハ
偽造、變造ノ貨幣、紙
幣又ハ兌換券ナルコト
ヲ知ラズシテ取得シタ
ル後ヲ初メテ之ヲ知リ
タル者ニシテ之ヲ行使
シタル者ハ其名價ノ三
倍以下ノ罰金又ハ科料
ニ處スルモノトス
各價トニ貨幣、紙幣、

事實證明ニ關スル文章若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文章若クハ圖畫
ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス

第百六十條

醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡
證書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百
圓以下ノ罰金ニ處ス

第百六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル

者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲
シタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十八章

有價證券偽造ノ罪

註 本罪モ亦行使ノ目的ヲ以テ之ヲ偽造變造又ハ變造シタルモ

又ハ兌換銀行券ノ種類
ヲ區別シ其名目ト價額
トヲ云フ

第百五十四條

本罪ノ豫備トハ其器械
及ビ原料等ヲ備ヘ準備
ヲ整ヘタル場合ヲ云フ
而シテ本條ノ規定ニ依
レバ豫備ニモ其程度ニ
從テ罪ヲ輕重スルモノ
トシタルナリ故ニ僅カ
ニ一ノ器械ヲ調ヘタル
場合ト器械原料共ニ完
備シタル場合トニ依リ
區別スルモノトス

第百五十五條

行使ノ目的ヲ以テ御璽
國璽若クハ御名ヲ不正
ニ使用シテ詔書其他ノ
文書ヲ偽造スルコト御
璽トハ天皇陛下ノ御印
ヲ云フ國璽トハ帝國ノ

ノニ適用スルモノニシテ虛偽ノ記入トハ有價證券トシテ無効

タルコトヲ記入スルモノナリ何トナレバ無効ニ歸セザル記入

ハ之ヲ以テ他人ヲ害スルコト能ハザレバナリ總テ有價證券ノ

如キハ形式上ノモノナレバ其記入ニシテ形式ニ違ヒタルトキ

ハ其效力ナキナリ然ルニ虛偽ノ記入トハ其形式上ノ事項ハ備

ハレリト雖モ其文面ニシテ偽リアル場合ヲ云フモノナリ

本章ノ罪ハ特別ノ性質ヲ有スル流通證券ニ關スルモノニシテ

普通ノ文書ト異ナル所アリ且主トシテ直接ニ財産上ノ利益ヲ

目的トスルモノナリ

第百六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社

ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十

年以下ノ懲役ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

第百六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虛偽ノ記入ヲ爲シタ

印章ヲ云フ
詔書トハ勅命ノ書類ヲ
總テ云フナリ
之ヲ偽造スルニハ眞物
ニ模擬スルモノニシテ
其印章等ハ現ニ在ル眞
物ナルヲ要ス
御印ヲ使用スルトハ之
ヲ相當ノ場所ニ押捺ス
ルヲ云フ之ヲ押捺セバ
其物品書類ヲ使用セザ
ルモ印章ノ使用ハ途ゲ
タルモノトス

第百五十六條

公務所トハ國家ノ政事
ノ事務ヲ執ル所ニシテ
公務員ハ此ノ事務ヲ執
ル者ヲ云フ
公務所ノ印章トハ公務
所ガ公用即チ事務ヲ執
ルニ當リ其公務所ヲ證
明スル爲メニ用フル印
章ナリ

ル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若
クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章 印章偽造ノ罪

註 舊法ハ官印偽造罪ニ付テハ各其偽造又ハ使用ノ行爲ヲ罰シ
タリ改正法モ亦印章偽造罪ニハ偽造ノ一行爲ヲ以テ成立ノ要
件ト爲シタリ然レドモ其偽造印ヲ使用シテ文書ヲ偽造シタル
場合ハ之ヲ文書偽造罪中ニ規定シ本章ニ於テハ單ニ印章ノミ
ヲ偽造シ眞印ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造印ヲ使用スルモ文書ヲ
偽造セザル場合ノミヲ規定シタリ又舊法ハ私印偽造罪ニ付テ
ハ偽造及ビ使用ノ二行爲ヲ以テ犯罪成立ノ要件ト爲スト雖モ
改正法ハ之ヲ改メテ偽造ノミヲ以テモ成立ノ要件ト爲シ使用
ノ場合ハ官印ト同ジク此ニ因テ文書ヲ偽造シタルトキハ之ヲ

公務員ノ印章モ亦事務
ヲ執ルトキニ自己ノ職
務上ヲ証明スル爲メニ
用フルモノナリ

第百五十七條

本條ノ罪ハ公務員ガ其
職務ニ關シテ作ルモノ
ナリ即チ公務員ガ其權
限ニ於テ正當ノ形式即
チ書式ニ從ヒ作成スル
文書ヲ偽造シ其文書ニ
ハ事實ト異ナリタル偽
リノ文書ヲ作ルナリ而
シテ之ヲ行使セントノ
意思アリテ作りタルモ
ノヲ云フ
變造ノ場合ハ其變造シ
タル文書繪圖ニシテ元
ト公務所ノ印章若クハ
原作成者ノ署名アルト
キト之無キトノ二個ノ
場合ニ依リテ其刑ヲ輕
重スルモノトス

文書偽造罪ト爲シ單ニ眞印ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造印ヲ使用
シテ文書ヲ偽造セザル場合ノミヲ本章ニ規定シタリ

官印ヲ偽造スルニハ眞實ニ官署ノ印アルヲ要ス而シテ其影蹟
ガ眞印ニ類似スルヲ要ス即チ眞物ト誤信セラル、マデニ類似
セザルベカラズ
私印ニ在リテハ眞物ニ類似スルヲ要セズ唯ダ其人ノ印章ノ如
ク信用セシムルニ至ルコトヲ要ストセリ故ニ假ニ設ケタル氏
名ナルモ他人ヲシテ之ヲ現實ニ在ル人トシテ信ゼシムルコト
ヲ得タルバ偽造罪ヲ構成スベシ然レドモ其標準ニ模擬スルヲ
要ス何物ニテモ可ナリト謂フニアラズ

第百六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シ
タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國
璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

第百五十八條

虚偽ノ申立トハ事實ト全ク異ナリタル而カモ不正ノ事實ヲ申立テ不實ノ記載ヲ爲サシムルヲ云フ

免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタルトハ例ヘバ屬籍身分氏名ヲ詐稱シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケタルモノヲ云フ

第百五十九條

前條マテハ官文書偽造罪ナレドモ本條ハ私印私書偽造罪ナリ
他人ノ印章若クハ姓名ヲ使用シテ行使シタル者ハ假令ヒ不正ノ事ニアラザルモ之ヲ罰スルモノトス若シ之ヲ不正ニ使用シテ即チ惡事ニ

第百六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第百六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

第百六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第百六十八條 第百六十四條第二項、第百六十五條第二項、第

使用シテ權利又ハ義務ニ關スル文書例ヘバ金錢貸借ノ證書ヲ偽造シタルガ如キヲ云フ

茲ニ注意スベキハ他人トハ親族ヨリ對スル他人ニ非ズ故ニ親族ノ印ヲ偽造シ署名ヲ使用スルヲモ包含ス而シテ其ノ印章トハ實印ノミチ云フニ非ズ其權利義務ヲ證スルノ效力アルモノヲ總テ一ノ私印ナリトス

又茲ニ他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用スルトハ此ノ證書ヲ以テ他人ヨリ財物ヲ詐リ取ル場合ヲ云フモノニシテ只印章ヲ盗用シタルノミチ云フニ非ズ

第百六十條

本條ノ規定ハ醫師ガ證

百六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十章 偽證ノ罪

註 裁判官ナル者ハ自己ノ私ニ知覺シタル所ノモノニ依リテ漫ニ判斷ヲ下スコトヲ得ズ必ズヤ諸般ノ證據ヲ蒐メテ之ニ依テ

正確ナル判決ヲ爲サザルベカラズ而シテ所謂證據ハ物證ト證人トノ二ニ歸スル者ニシテ共ニ神聖公平ナル判決ヲ下スニ必須ノ要件トス然ラバ若シ私人ガ無責任ニ物證シ隱蔽又ハ滅失シ或ハ證言ヲ拒ミ又ハ之ヲ爲スモ眞實ヲ吐カザレバ裁判ノ公平ハ遂ニ得テ望ム可カラザルニ至ルベシ是ニ於テカ法律ハ本節ヲ規定シテ嚴重ニ之ヲ罰スルコト、シタリ

舊法ハ刑事ニ關スル證人ト民事商事又ハ行政裁判ニ關スル證人トヲ區別スト雖モ畢竟偽證シタル刑事ノ證人ニ對シ科スベキ刑ニ付詳細ナル區別ヲ爲シタル結果ニ過ギズ改正法ハ刑事

書ノ作成名義ヲ詐ルニ非ズシテ疾病證書作成ノ囑託ヲ受ケタル醫師ガ其證書ヲ作成スルニ當リ虚偽ノ事實ヲ記入スルヲ云フ例ハハ徵兵忌避者ノ囑託ヲ受ケテ故意ニ疾病ノ證書ヲ作成シテ之ヲ免レシメンコトヲ謀リタルガ如シ檢察書ハ死體ヲ検査シタル時ニ作ルベキ書類ナリ

第百六十二條

有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲ストハ有價證券トシテ無効タルコトヲ記入スルモノナリ無効ニナラヌ記入ハ之ヲ以テ他ヲ害スルコト能ハザレバナリ有價證券ノ如キハ形式上ノモノナレバ其記入ニシテ形式ニ

ニ關スル證人ノ偽證ニ科スベキ刑ヲ變更シタルヲ以テ刑事ト他ノ民事商事又ハ行政裁判事件トヲ區別スルノ必要ナキニ至レリ是ヲ以テ何レノ裁判所ニ於テスルヲ問ハズ證人トシテ偽證シタル場合ニ關シテ設ケタルナリ。

舊法ハ刑事ニ關スル偽證ヲ分チ被告人ヲ曲庇スル目的ニ出タルモノト之ヲ陷害スル目的ニ出タルモノトニ區別シ其刑ヲ異ニシ又偽證ニ因リ被告人正當ノ刑ヲ免レタル場合ハ曲庇ノ刑ニ一等ヲ加重シ或ハ偽證ノ爲メ被告人刑ニ處セラレタル場合ニ在テハ反坐ノ刑ニ科スルコト、シ罪ノ情狀ニ因リ細密ナル規定ヲ設クト雖モ爲メニ却テ適用上ノ不便ヲ來ス等ノコトアルヲ以テ改正法ハ此弊ヲ避ケンテ總テ此等ノ情狀ヲ裁判所ノ認定ニ一任シ適宜ノ刑ヲ科セシメンコトヲ期シテ煩雜ナル規定ヲ避ケタリ

證人ガ陳述ヲ爲スニハ獨リ刑事裁判ノミナラズ民事、商事又

違ヒタルトキハ其效力ナキナリ虚偽ノ記入ハ其形式上ノ事項ハ備ハレリト雖モ其文面ニシテ偽リノアル場合ヲ云フモノナリ

第百六十四條

印ヲ押捺シタルトキハ印影トナル之ヲ偽造スルトハ印ノ影蹟ヲ造ルチ云フ即チ標準ニ因リ之ニ類似シタルモノヲ造ルコトトリ故ニ印章盗用トハ偽造スルニ非ズシテ影蹟ヲ盗用スルナリ

官印ヲ偽造スルハ眞實ニ官署ノ印アルヲ要ス私印ニ在リテハ眞物ニ類似スルヲ要セズ唯ダ其人ノ印章ノ如ク信用セシムルニ至ルコトヲ要ストセリ故ニ現ニナ

ハ行政裁判事件ニ於テ陳述ヲ爲スモ本罪ヲ構成スルモノトス

第百六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第百七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第三十一章 誣告ノ罪

誣告ノ罪ヲ構成スルニハ他人ヲシテ刑事即チ犯罪又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ事實ニ相違セル事ヲ構ヘテ官ニ告訴發スルニ在リ故ニ被告ヲシテ罪ニ陥ル、ノ惡意アルコトヲ要ス若シ誣告スルモ其ノ意思ナキトキハ罪ヲ構成セザ

キ人モ之ヲ現實ニ在ル人ノ如ク信ゼシムレバ足ル然レドモ其標準ニ模擬スルヲ要ス
 盗用トハ他人ノ印影ヲ權利ナクシテ押用スルヲ云フ而シテ官印私印共ニ同一ナリ
 盗用ノ既遂ト未遂トハ官印ニ在リテハ偽造ヲ以テ既遂ナリトシ私印ニ在リテハ行使ヲ以テ既遂トセリ行使トハ押捺スレバ足ル

第百六十六條

公務所ノ記號トハ物品ニ押用スル記號印章ニシテ例ヘバ大藏省圖書之印トシテ書籍ニ押用スルガ如ク又産物ニ押捺スル印章ヲ指スナリ

第百六十七條

私印ハ眞印ニ類似スルヲ要セズ唯々其人アルガ如クニ信用セシムルノ程度ヲ以テ本罪ヲ構成スルモノトス私印偽造罪ニハ偽造シタルノミナラズ其使用ヲ要スルガ故ニ使用ノヲ以テ作り而シテ行使シタルトキニ始メテ其罪ヲ成スナリ
 他人ノ署名ヲ偽造シタルトハ假想ノ人ナリトモ眞實之レアル人ナリト信ズルニ至リタルハ本罪ヲ成スナリ必ズシモ其人アルヲ要セザルハ印章偽造ノ場合ト同一ナリ之ニ反シ眞實現在スル印章若クハ署名ヲ盗用シタルトキハ眞實ナルヲ要ス而シテ之ヲ不正ニ使用スルニ在リ若シ代理人ガ本人ノ

ルハ勿論ナリ偽證ノ罪ト相似タル所アリ偽證ノ罪ニ於テハ被告人ヲ利スル爲メニ陳述スルコトアルノ一點ノミ異レリ故ニ何レモ裁判確定前自白シタルトキハ即チ全ク事實ヲ誤リタルコトヲ申立タルトキハ其ノ罪ヲ減免セラル、ナリ
 告訴告發ハ書類又ハ口頭ヲ以テスルトヲ問ハズ不實ノ事ヲ告グルノ意ニシテ唯々裁判官ノ訊問ニ應答シタル者ニ非ザルヲ要ス而シテ告訴告發ニ限レルモノニアラズ被告人ト爲リ審問ヲ受クルノ際自カラ其罪ヲ免カレンガ爲メ他人ヲ誣告スル者モ亦罪トシテ罰スルナリ
 第百七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第百六十九條ノ例ニ同シ
 第百七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十二章

猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

註 猥褻トハ淫事ニ關シ見ニ堪ヘザルコトヲ云フ其果シテ淫事ニ關シ見ルニ堪ヘザルコトナリヤ否ヤハ行爲ノ當時ニ於ケル一般ノ慣習ヲ標準トシテ決スベキ法律上ノ問題トス而シテ猥褻ノ所行トアリテ犯人ノ行動ガ直接ニ猥褻ト評定セラルベキ性質ヲ有スルコトヲ要ス故ニ言語又ハ文書ヲ以テ猥褻ナル事項ヲ發表スルモ茲ニ所謂猥褻ノ所行ニ非ズ
 又公然之ヲ爲シタルコトヲ要ス公然トハ公ノ場所又ハ公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ノ義ナルガ故ニ道路公園等公衆ノ自由ニ往來スベキ場所ハ勿論假令自宅ノ一室又ハ庭内ト雖モ現ニ道路等ヨリ公衆ノ目撃シ得ベキ場所ニ於テスルモノハ皆公然トス例ヘバ汽車汽船乗合馬車内等モ亦公ノ場所ナルガ故ニ其内ニ於テスルモノハ假令ヒ他人ノ現ニ之ヲ目撃スル者ナキモ亦茲

名義ヲ使用シ又使用人
ガ主人ノ名ヲ用ヒタル
ガ如キハ不正ニ使用シ
タルモノニアラズシテ
正當ノ行為ナリ又自己
ガ偽造シタルニ在ラズ
シテ他人ガ偽造シタル
印章若クハ署名ヲ使用
シタル場合ハ偽造者ト
使用者ト獨立シテ一罪
ヲ成スナリ

第百六十九條

法令ニ依リ宣誓シトハ
法律命令ノ定ムル所ニ
依リ證人トシテ裁判所
ニ呼出サレタル者ガ其
證言ヲ爲スニ當リ眞實
ノ事ヲ申立ツル者ヲ誓
ヒテ而シテ後チ裁判官
ノ訊問ニ對シ申立ツル
ヲ云フ

第百七十一條

ニ所謂公然タルヲ失ハズ
又公然之ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス即チ公然タル場所又ハ
他人ノ面前ナルコトヲ知テ之ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス故
ニ例ヘバ戸障子ガ偶然倒レタル爲メ公衆ノ目ニ觸ルベキ状態
ニ至リタルヲ知ラザリシ場合ノ如キハ本罪ヲ構成セズ然レド
モ苟モ淫事ニ關スル事タルコトヲ目撃シタルト同時ニ公然タ
ル場所又ハ他人ノ面前タルヲ知テ之ヲ爲シタルノ事實アル
トキハ直チニ本罪ヲ構成シ其事ノ果シテ猥褻ト形容スルモノ
タルヤ否ヤハ之ヲ知ルコトヲ要セズ
又公然猥褻ノ圖畫其他ノ物品ヲ陳列シ又ハ販賣スル者モ罪ト
ス茲ニ公然トハ陳列ト販賣トニ係ル陳列販賣共ニ公然タルコ
トヲ要ス故ニ例ヘバ懸架上竊ニ自己ノ所有品ヲ他人ニ賣渡シタ
ルガ如キハ罪ヲ構成セズ然レドモ商人ガ自己ノ營業上ニ於テ
賣買スルハ假令ヒ秘密ニスルモ營業ソレ自身公然タルベキモ

偽證ハ獨リ證人ノミナ
ラズ鑑定人又ハ通事ト
ナリタル者モ其虚偽ノ
鑑定又ハ通譯ヲ爲シタ
ルトキハ偽證罪ト爲ル
ナリ

鑑定人トハ或業務ニ專
門ノ者ヲ云フ通事トハ
通譯人ノコトナリ

第百七十二條

本條ノ罪ヲ構成スルニ
ハ三個ノ要件アリ
一 犯罪アリト官ニ申
告スルコト
二 不實ノ事タルコト
三 惡意アルコト
官トハ司法警察官若ク
ハ檢事ニ告ケルヲ云フ
不實ノ事タルヲ知リテ
不實ノ事ヲ告ケルヲ云
フ故ニ申告者自カラ進
ンテ告ケルニ在リテ裁
判官ノ訊問ニ應ジテ答

ノナルガ故ニ本罪ヲ構成ス

又十三歳ニ滿タザル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ用ヒザルモ猥褻ノ
所行ヲ爲シタル者ハ本罪ヲ構成ス

十三歳未滿ノ者ニ對シ單ニ猥褻ノ所行ヲ爲スト十三歳以上ノ
者ニ對シテ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタルトノニ二分
ツ所以ハ十三歳未滿ノ男女ニ對シテハ假令ヒ承諾アリテ爲シ
タリト雖モ尙ホ無智無識ナルガ故ナリ強姦罪ハ交接ヲ以テ既
遂ト爲ス即チ一ニ交接ニ止マリ若シ交接シタルノ證據ナキト
キハ未遂犯タリ或ハ猥褻ノ所行ニシテ強姦罪ハ成立セズ

強姦ノ罰スベキハ婦女ノ意ニ反シテ強テ之ヲ姦シ其貞操ヲ破
リ其身ヲ汚辱スルガ故ナリ而シテ承諾ナキ時ハ勿論假令ヒ承
諾アルモ強姦ト爲ルモノナリ何トナレバ是レ承諾ナキニ姦ス
ル者ヲ強姦トスレバ睡眠中ニ姦セラル、ニ當リ之ヲ知りテ假
眠ヲ装ヒ暗ニ承諾シ後ニ至リテ其強姦ヲ訴フルガ如キ弊ノ生

辯スルコトヲ云フニア
ラズ然レドモ被告人ト
爲リテ審問ヲ受クル際
自カラ其罪ヲ免カレン
ガ爲メ他人ヲ陷害スル
コトヲ告ケルヲモ本罪
ヲ成ス而シテ誰モ其
氏名ヲ指シテ明ニスル
コトハ必要ニアラズ特
ニ指示セラレタル状況
ニ依テ其何人タルコト
ヲ確定シ得ルコトヲ以
テ足レリトス

第百七十四條

猥褻ノ行爲トハ色情ヲ
喚發スベキ行爲ヲ云フ
公然トハ人目ニ觸ル
場所ニ於テスルコトヲ
云フ猥褻ノ行爲ハ男女
二人ナルヲ要セズ一人
ニテモ陰部ヲアラハシ
且ツ醜態ヲ示ストキハ
本罪ヲ成ス

ゼンコトヲ防ガン爲メナルモノナリ

第百七十四條

公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第百七十五條

猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ
又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第百七十六條

十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥
褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三
歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第百七十七條

暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シ
タル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ
滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第百七十八條

人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシ
テ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ
爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

夫婦間ノ適法ノ處爲モ
公然ナルトキハ本罪ヲ
成ス要スルニ衆人ガ見
テ惡感情ヲ起ス行爲ハ
之ヲ罰スルナリ

第百七十五條

猥褻ノ文書トハ淫事ヲ
甚ダシク醜態ニ書キタ
ル文書ナリ圖畫ハ春畫
ノ如キ淫事ヲ書キタル
モノヲ云フ其他ノ物品
トハ總テ陰部淫事ニ屬
スル「ハリカタ」ナドノ
類ナリ
頒布トハ廣ク衆人ニ與
ヘルヲ云フ

第百七十七條

強姦ハ交接シタルヲ以
テ既遂トナス故ニ若シ
交接シタル所爲ナキト
キハ未遂犯ト爲ス
強姦ハ不法ニ暴行又ハ

第百七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第百八十一條 第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ
人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シ
テ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處
ス其相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ但本夫姦通ヲ縱容シタ
ルトキハ告訴ノ効ナシ

第百八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年
以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

脅迫ヲ以テ淫事ヲ遂グ
ルヲ云フ若シ婦女ニシ
テ其ノ暴行又ハ脅迫ニ
對シ暴行ナリトシ又ハ
恐怖シテ意思ノ自由ヲ
失ヒタルニ非ザレバ強
テ姦淫セラレタリト云
フヲ得ズ

第百七十八條

心神喪失トハ癡愚アル
カ又ハ狂人ノ如ク辨別
スルノ知識ノナキ者ヲ
云フ抗拒不能トハ昏醉
シテ前後不覺若クハ睡
眠中ニシテ姦淫セラ
ルハ知ラザルガ如キ場
合ヲ云フ
心神喪失者ニ非ザル者
ニ藥酒等ヲ用ヒテ昏醉
セシメ或ハ麻醉劑ヲ用
ヒテ抵抗力ヲ失ハシメ
テ姦淫シタル場合モ強
姦ヲ以テ論ズルモノト

第二十三章

賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

註 勞ヲ厭ヒ逸ヲ希フハ人生ノ常ナリ是ニ於テカ若シ一朝賭博
富籤ノ類ヲ許スニ於テハ一部ノ國民ハ此ガ爲メ生業ヲ抛テテ
遊惰ニ流レ國遂ニ貧弱ニ陥ルノ恐アリ法律ガ罰スル所以茲ニ
在リ法律ハ賭博ニ關スル三種ノ犯罪ヲ規定セリ曰ク偶然ノ輸
贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル罪曰ク常習トシ
テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル罪曰ク博戲場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ
結合シテ利ヲ圖リタル罪是ナリ

本罪ヲ構成スルニハ左ノ三個ノ要素トス

第一 博戲ヲ爲シタルコト

第二 財物ヲ以テ爲シタルコト

舊法ハ現ニ博奕ヲ爲シ云々ト規定スルヲ以テ發覺ノ當時現ニ
博奕ヲ爲スニ非ザレバ罪トナラストノ解釋ヲ爲シ極メテ不便

第百八十二條

本條ハ從來淫行ノ常習
アル者ニ淫行ヲ勸メテ
爲サシメタル者ヲ罰ス
ルニ非ズシテ未ダ淫行
ノ常習ナキ者ニ勸メ或
ハ他ノ場所ニ誘ヒテ姦
淫セシムルヲ云フ淫行
ノ常習ナキ者トハ品行
方正ニシテ未ダ淫實ナ
ドヲナシタルコト無キ
者ヲ云フ而シテ本罪ハ
營利ノ目的ヲ以テ爲サ
シメタル場合ニ限ルモ
ノトス

第百八十三條

有夫ノ婦トハ婚姻シタ
ル婦ニシテ夫アル者ヲ
云フ
相姦スル者トハ一方ノ
姦通者ヲ云フ故ニ婦ガ

ヲ感ズルヲ以テ改正法ハ現ニ二字ヲ削リタリ又舊法ハ但書
ニ於テ飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラズト規定シタル爲メ遂
ニハ飲食物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラズト判斷スルヲ以テ飲
食物ト雖モ金錢ニ代用シタル場合ノ如キハ之ヲ罰シ飲食物ニ
非ズト雖モ單ニ娛樂ニ供スルモノナルトキハ之ヲ罰セザルコ
ト、爲シ其認定ハ全ク之ヲ裁判所ニ一任シタリ

博戲場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者モ亦法律
ハ罪トスルナリ是等ハ賭博ノ興行者ニシテ豫メ之ヲ備ヘテ博
戲者ヲ引誘スル者即チ一種ノ教唆ニ類ス舊法ニハ房屋ヲ給與
スル者ニシテ利ヲ圖リタル者ヲ罰スト雖モ此ハ是レ博戲場ヲ
開張シ云々ノ中ニ包含セシメタルナリ富籤ニ關スル罪ハ其手
段ノ性質上ニ於テハ博戲ト大ナル相違アリト雖モ人ノ僥倖心
ヲ養成シ社會ヲ害スルノ點ニ至テハ全ク同一ニシテ毫モ人ノ
技藝又ハ能力ヲ要スルモノニ非ザルナリ

罰セラル、トキハ男子モ亦罰セラル、ト云フモノナリ
本夫ニ於テ姦淫ニ縱容シタル場合ハ告訴ノ效ナキモノトス縱容スルトハ婦ト相談シテ故ラニ姦淫セシムルヲ云フ

第百八十四條

重婚罪ヲ成立スルニハ第一ノ婚姻ガ成立スルコトヲ要ス故ニ第一ノ婚姻ガ成立セザルモノナルトキハ配偶者アリト雖モ私通ニシテ第二ノ婚姻ヲ爲スモ本罪ヲ成サズ
又第一ノ婚姻ガ成立シタルモ其婚姻ガ解消セラル、トキ例ヘバ一方ノ死亡、離婚トナリシトキハ第二ノ婚姻ヲ爲スニ妨ゲナシ

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開帳シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四章

禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

註 本章ノ罪ヲ構成スルニハ神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲ヲ爲シタルコト信教ノ自由ヲ害スルコトノ所爲是レナリ

第一 神祠佛堂墓所其他禮拜所トアリ故ニ必ズシモ殿堂其他ノ建造物内ニ於テスルコトヲ要セズ苟モ人ノ禮拜スベキ場所ヲ云フ

第二 公然不敬ノ所爲ヲ爲シタル者公然タルコトヲ要ス故ニ隱密ニ行ハレタルモノハ有形ノ行爲ニ依テ行ハレタル

場合ニ限り犯罪タルベキ場合アルモ本節ノ罪ヲ構成セズ
第三 說教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者即チ信教ノ自由ヲ害スル罪單ニ說教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者トアリテ其手段ヲ

第二ノ婚姻ガ成立セザルトキハ第一ノ婚姻ニ對スル重婚ト云フコトヲ得ズ第一第二トモ婚姻ガ成立セザレバ本罪ヲ成サズ

第百八十五條

博戯ハ偶然ナル事實ニ因リ勝敗ヲ争フヲ要ス偶然トハ之ヲ爲ス者ニ於テ豫メ結果ヲ知り難キヲ云フ固ヨリ勝タンコトヲ期スルニ在リト雖モ希望ニ止マリテ豫期シタル如ク結果ヲ得ルコト能ハザルコトア
賭事ハ專ラ自己ノ信ズル意思ヲ主張シテ勝敗ヲ争フモノニシテ例ヘバ角力ノ勝敗ニ付テ東方ガ勝ツトカ西方ガ勝ツトカ二者ニ分レテ各

意思ヲ主張スルヲ云フ然レドモ其結果ニ於テハ偶然ノ勝敗ニ關スルハ博戯ト同一ナリ娛樂ニ供スルトハ勝敗ノ目的ヲ利チ得ルニアラズシテ唯其ノ勝敗ヲ以テ一座ノ興トスルニ在ルナリ

第百八十六條

常習トシテトハ常ニ職業ノ如ク爲スチ云フ所謂博徒ト云フ者ナリ賭博場ヲ開張シトハ博奕ヲ爲ス場所ヲ設ケ置キ此所ニテ爲サシムルヲ云フ博徒ヲ結合シトハ博徒ヲ多ク集ムルノミナラズ集メテ博奕ヲ爲サシムルヲ云フ

第百八十八條

限定セズト雖モ言語又ハ動作等ニ依リ現在其場所ニ於テ行ハル、コト例ヘバ喧囂騷擾シテ聽聞ヲ妨ゲ又ハ禮拜者ヲ抑留シテ之ヲ妨グルガ如キコトヲ要ス又死屍ニ關スル罪ハ左ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス
第一 死屍タルコト
第二 埋葬スベキモノタルコト
第三 毀損シ若クハ遺棄シタルコト
第一ノ要素死屍トアリテ生命ヲ亡失シタル者ニ係ルコトヲ意味スルガ故ニ生存者ノ手足ノ斷片等ハ茲ニ所謂死屍ニ非ズ
第二埋葬スベキモノタルコト 人ノ死體ハ固ヨリ埋葬ヲ要ス
第三毀損シ若クハ遺棄シタルコト 即チ死體ヲ損傷シ又ハ道路原野ニ暴露シ河海ニ投棄スルノ類ヲ云フ埋葬スベキ

本條ノ罪ヲ構成スルニハ不敬ノ行爲ヲ爲スニ在リ而シテ其不敬ハ公然タルコトヲ要ス如何ナル行爲ヲ不敬ト爲スベキヤハ事實問題ナレドモ衆人ノ感念ヲ惡クスル行爲ハ不敬トセザルベカラズ禮拜所トハ公衆ガ瞻仰上參詣スル神祠佛堂墓所等ヲ云フ

第百八十九條

墳墓トハ死體ヲ埋ムル所ヲ云フ之ヲ發掘スルトハ掘出シテ外面ニアラハスチ云フ本條ハ其目的ノ如何ナルチ間ハズ單ニ發掘シタルノミニテ本罪ヲ構成スルモノトス

第百九十條

場所以外ニ埋葬スルハ遺棄ニ非ズ而シテ毀損遺棄ヲ罰スルハ道義又ハ宗教感情ヲ害スルガ故ナリ
第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
說教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス
第百九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
第百九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以

死體ハ人ノ死シタル遺骸ヲ云フ遺骨ハ死體ノ一部ノ骨ナリ之ヲ損壞スルトハタゞキコリスナ云フ遺棄トハ道路山野ニ棄テルヲ云フ棺内ニ藏置シアルモノトハ死者ガ生前ニ愛シタル物ナドヲ入レテ置クコトアレバ此等ノモノヲ云フナラン之ヲ領得スルトハ取出シテ自己ノ物トスルコトナリ本條ノ場合ハ未ダ墳墓ニ埋葬セザル前ニ之ヲ爲スモノナリ

第百九十一條

本條ハ墳墓ニ埋葬シタル死體遺骨等ヲ發掘シテ之ヲ損壞シ遺棄シ又ハ領得シタル者ノ場合ヲ規定シタルモノナリ

下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十五章

瀆職ノ罪

註 公務員タル者ハ皆國家ガ目的ヲ達スル爲メニ行動スルモノナリ其行動ハ官制ノ定ムル所ニ從ヒテ各其職務ヲ執ル者ナリ而シテ其職務ニハ權限アリテ其權限ノ範圍ヲ脱シテ之ヲ行フヲ越權トシ即チ權限外ノ事ヲ行フ者ナリ所謂ル職權濫用ナリ此等ノ行爲ハ之ヲ罰セザレバ人民ニ其害ヲ及ホスヲ以テナリ本罪ヲ構成スルニハ公務員ガ其職權ヲ濫用シテ左ノ行爲アリタルトキニ成立スルモノトス

- 一 人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ
- 二 行フベキ權利ヲ妨害シタルコト
- 三 人ヲ逮捕シ又ハ監禁スルコト
- 四 刑事被告人、囚人、監置人、留置人、又ハ懲治人ニ對

第百九十三條

本條ノ罪ヲ成スニハ公務員ガ其職權ヲ濫用シテ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタルニ在リ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシムトハ例ヘバ租稅其他諸般ノ收入ヲ徵收スル公務員ガ正數外即チ餘分ニ金額ヲ徵收スルガ如シ其他執達吏又ハ公證人市町村役場ノ公務員ガ徵收スル手数料ノ如キヲ云フ

シ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲シタルコト

第百九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十五條 裁判、檢察、警察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法分ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

際ニ付テノ問題ナレバ
一ニ裁判所ノ認定ニ任
ズベキモノトス

第百九十五條

本條ノ罪ヲ成ス人ハ裁
判官、檢察官、警察官
其職務ヲ補助スル人ナ
リ此等ノ人ガ左ノ者ニ
對シテ爲シタル行爲ナ

刑事被告人、囚人、監
置人、留置人又ハ懲治
人ニ對シテ暴行又ハ凌
虐ノ行爲ヲ爲シタルコ
ト
法令ニ因リ拘禁セラレ
タル者ヲ看守又ハ護送
スル者被拘禁者ニ對シ
暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ
爲シタルトキ
刑事被告人ト未決囚ノ
者ニシテ囚人ハ既決囚
ノ者ナリ

第百九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ囚テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又
ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因
テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以
上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又
ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價格ヲ追徴ス
第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束
シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除
スルコトヲ得

第二十六章

殺人ノ罪

凌虐トハ奇酷ナル取扱
ヲ爲スコトニシテ或ハ
衣食ヲ給與セザルガ如
キヲ云フ

法令ニ因リ拘禁セラレ
タル者トハ正當ニ拘禁
セラレタル者ニシテ不
法ニ拘禁セラレタル者
ニアラザルヲ云フ

第百九十七條

本條ノ罪ハ公務員仲裁
人ガ其職務ニ關シ賄賂
ヲ收受シ又ハ之ヲ要求
若クハ約束シタルコト
其職務ニ關シトハ他人
ヨリ職務ヲ行爲ニ關シ一
定ノ囑託ヲ受クルヲ云
フ一定ノ囑託トハ他人
ガ自己ノ利益ノ爲メニ
或事ヲ依頼スルモノナ
リ其依頼スル目的ノ行
爲ガ職務ニ付テノ行爲
ナルコト尙ホ其職務權

註

本章ノ犯罪ノ客體タルベキ者ハ人ナリ其人ハ胎兒ニアラズ
死亡者ニ非ズ出產後ヨリ死亡ニ至ルマデノ現ニ生存シタル人
ヲ指ス而シテ本罪ヲ犯ス要素ハ左ノ如シ

- 第一 破壊セラレタル人ノ生命ガ豫メ存在シタルコト
- 第二 他人ノ死ヲ惹起シタル原因トナリタル所爲アルコト
- 第三 犯人ニ於テ死ト云フ結果ヲ惹起サシメントノ意思アルコト是ナリ
- 第一 破壊セラレタル人ノ生命ガ豫メ存在シタルコト是レ
殺人テフ犯罪行爲ニ付テ目的上ノ要件ニシテ之ナクンバ
殺人罪ヲ構成セズ乃チ既ニ死亡シタル人ニ對シテハ犯人
ニ於テ人ヲ殺スノ意思アリテ人ヲ殺スニ足ルノ行爲ヲナ
スモ尙ホ犯罪ノ未遂ダモ構成セズ
- 第二 他人ノ死ヲ惹起シタル原因タルベキ所爲ハ殺人罪成
立ノ第二要素ナリ即チ死ト云フ結果ト犯人ノ行爲トガ原

限内ニ在ルヲ要ス
 賄賂ヲ收受ストハ依頼
 セラレタル事ヲ承諾シ
 テ行フニ依リ報酬トシ
 テ受クルヲ云フ又之ヲ
 要求スルトハ公務員ヨ
 リ自カラ提出スルコト
 ナラムルナリ而シテ其
 要求ト約東ノ場合ハ其
 引渡テ後日二期スルナ
 リ此要求ト約東トハ双
 方ノ合意ニ因テ已途ト
 ナル
 其全部又ハ一部ヲ没收
 スルモノトス然ルニ之
 チ收受スルコト能ハザ
 ル場合例ヘバ金錢ヲ收
 受シタル者之ヲ以テ衣
 服ヲ買ヒタル如キ場合
 又ハ物件ヲ他ニ贈リテ
 所持セザル場合ノ如キ
 ハ其價額ニ相當スル代
 價ヲ取立ルモノトス

因結果ノ關係ヲ有スルコトヲ要セズ
第三 犯人ニ於テ死ト云フ結果ヲ惹起サシメタルノ意思アルコト是レ殺人罪ニ付テノ意思ニ關スル要素ナリ凡ソ人ノ舉動ニ因テ死ナル結果ヲ生ズルモ其舉動ニ意思アリテ爲スモノト意思ナキモノトアリ而シテ其ノ舉動ニ意思ナキ場合ハ總則ノ所謂意思ノ自由ヲ失ヒ若クハ特別意識ヲ失フタルモノニシテ犯罪ヲ構成セザルハ明ナリ
 以上ハ殺人罪構成ニ普通ナル要件ナリ之ハ如何ナル殺人行爲ニモ必ズ無カルベカラザルノ必要條件ナルヲ以テ何等ノ殺人行爲ヲ研究スルニモ此要件ヲ具備スルヤ否ヤヲ明ニスベシ
 殺人罪ニ付テノ意思ニ關スル要素ナリ凡ソ人ノ舉動ニ因テ死ト云フ結果ヲ生ズルモ其舉動ニ意思アリテ爲スモノト意思ナキモノトアリ其意思ナキ場合ニハ無意ノ犯罪ナレバ罪成立セズ意思アリテ目的ガ殺人ニアルトキハ假令其人ハ犯人ノ殺サ

第百九十八條

舊法ハ賄賂ヲ贈リ又ハ提供シ約束シタル者ヲ罰スルノ規定ナカリシガ爲メニ收賄ノ罪ヲ犯ス者ヲ防グニ困難ナルヲ以テ改正法ハ新タニ本條ノ規定ヲ設ケテ此等ノ者ヲ罰スルコトヲシタルナリ
 自首ト自白ノ異ナル點ハ自首ハ其罪ガ未ダ發覺セザル前ニ當リ自カラ官ニ申出ルヲ云ヒ自白トハ法廷ニ於テ裁判官ノ訊問ヲ受クル際ニ事實ヲ申立ツルヲ云フ

第百九十九條

殺人罪ハ其意思アルコトヲ要ス其意思強キ場合ハ無意ノ犯罪ナレバ殺人罪タル本條ノ罪ハ

ント欲セシ所ノモノニ非ザルモ犯罪構成ノ條件ニ缺クル所ナシ
 苟モ殺人ノ意思アルニ於テハ甲ヲ殺サント欲シ誤テ乙ヲ殺シタルガ如キ場合ニ於テモ人ヲ殺スノ行爲ニ付テハ錯誤ナキヲ以テ其目的ノ人タルト否トニ關セズ殺人ノ犯罪ヲ爲スモノトス
 殺人行爲ニ付テ舊法ハ謀殺故殺ノ區別ヲ爲スト雖モ理論上殺人行爲ニ付キ豫謀ノ有無ヲ區別スルコト能ハザルヲ以テ此區別ヲ認ムル結果實益ナキ上訴提起ノ弊ヲ生ズルノミナラズ之ヲ實際ニ徵スレバ謀殺必ズシモ重シト謂フベカラズ故殺必ズシモ輕シト謂フベカラズ改正法ハ刑ノ範圍ヲ擴張スルニ在レバ害弊アリテ何等ノ實益ナキ謀殺故殺ノ區別ヲ全廢シテ廣ク殺人行爲ニ對シテ範圍ノ廣キ刑ヲ科シ其情狀ニ應ジ裁判所ヲシテ相當ナル刑ヲ科セシムルコトヲ得ト云フニ在リ

成立セズ意思アリテ目的が殺人ニアルトキハ假令七其人ハ犯人ノ殺サント欲セシ所ノモノニ非ザルモ犯罪ヲ構成スルモノトス即チ殺人ノ意思アルニ於テハ甲チ殺サント欲シテ誤テ乙チ殺シタルガ如キ場合ニ於テモ人ヲ殺スノ行為ニ付テハ錯誤ナキヲ以テ其目的ノ人タルト否トニ關セズ殺人ノ犯罪ヲ成立スルモノトス

第二百條

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬即チ祖父母父母ヲ殺シタル者ハ人倫ヲ亂スコト最モ甚ダシク酷瀆殘忍ノ行為ナレバ其罪ヲ重シトスルハ當然ナリ

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第九十九條、第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七章 傷害ノ罪

第二百一條

殺人罪ノ未遂罪ハ殺スノ意思アリテ其手段方法ヲ施シタル場合ニ死亡ニ至ラザルヲ云フ而シテ殺人ノ所爲ト死亡ノ結果トノ時間ノ長短ヲ問ハズ故ニ殺害シタル當時ニハ死亡セザル者モ數日ヲ經テ死亡スルモ之ガ爲メニ死亡シタルハ未遂罪トナラズ然レドモ一旦殺人未遂罪ノ判決確定シタルトキハ其後ニ死亡スルモ之ヲ未遂罪トス是レ一事不再理ノ原則ニ從フガ故ナリ

第二百三條

人ヲ教唆シテ自殺セシムルトハ他人ニ死ヲ勸メルヲ云フ例ハバ情死

註

舊法ニハ本章ノ罪ヲ毆打創傷罪ト名ケタリト雖モ其語穩當ナラザルヲ以テ改正法ハ傷害ノ罪ト名ケ汎ク身體傷害ニ關スル規定タルコトヲ明ニセリ是ヲ以テ毆打以外ノ方法ニ依リ又ハ外部ニ創傷ヲ生ゼズシテ傷害ヲ生ジタル場合ノ如キモ皆之ヲ包含セシメタリ

其語ハ異ナルモ其所爲ニ於テハ異ナル所ナシ唯ダ毆打以外ノ方法ニ依リ又ハ外部ニ創傷ヲ生ゼズシテ傷害ヲ生ジタル場合ニモ本章ノ罪トスルガ故ニ毆打創傷トスルトキハ毆打シタル結果ノ創傷ニ限ルガ如キ觀アルヲ以テナリ要スルニ人ヲ殺スノ意ナクシテ人ノ身體ヲ傷害シタル罪ナリ

- 一 犯罪ノ客體ハ生活セル人ノ身體ナルコト
- 二 生活セル人ノ身體ヲ傷害スルノ所爲アルコト
- 三 其所爲ノ結果トシテ人身ニ傷害ヲ生ジタルコト

チ勸メルが如シ
 被殺者ノ囑託ヲ受ケテ
 人ヲ殺ストハ自殺者ノ
 依頼ニ依リテ其生命ヲ
 絶ツベキ行爲ヲ爲スチ
 云フ而シテ其自殺者ノ
 決意ハ強制ヲ受ケタル
 ニ非ズ任意ノ依頼ノ依
 頼ナルヲ要ス
 本罪ヲ犯スニハ左ノ要
 素アルヲ要ス

(一) 自殺者ノ依頼ト
 依頼ヲ受ケタル者ノ
 殺害行爲トハ其主要
 ナル點ニ於テ相一致
 スルヲ要ス例ヘバ自
 殺者ガ定メタル殺害
 ノ方法、日時場所ノ
 異ナラザルヲ要ス

(二) 自殺者ノ囑託ア
 ルモ殺人者ニ於テ此
 囑託アルコトヲ知ラ
 ズシテ自殺者ヲ殺害
 シタル場合ノ如キハ

四 不法ノ所爲ナルコト

五 人身ニ傷害ヲ與フベキ所爲ヲナスノ意思アルコト

右五個ノ要素ヨリ身體傷害シタルニ因リ第二百四條ノ結果ヲ
 生ゼシメタルトキハ何レモ同一ノ刑ニ處ス而シテ身體傷害ニ
 因リ人ヲ死ニ致シタルトキハ最モ重キ罪ニ處ス死ニ致シタル
 場合トハ犯人ノ行爲ガ原因ト爲リテ死ノ結果ヲ惹起シタルヲ
 云フ故ニ犯人ノ所爲以外ノ影響即チ風土氣候等特別ノ事項ニ
 ヨリ死ノ結果ヲ生ジタルトキハ之ヲ傷害致死ト云フコトヲ得
 ズ其行爲ト死トノ間ニ原因結果ノ關係アリシヤ否ヤハ事實上
 ノ問題ニシテ法律ノ問題ニアラズ

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五
 百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ
 有期懲役ニ處ス

之ヲ含マズ

第二百四條

本條ハ不法行爲ノ結果
 トシテ人ノ身體ニ傷害
 ナシズルニ在レバ單ニ
 毆打セシモノニシテ身
 體ニ傷害ナキトキハ本
 條ノ罪トナルベキモノ
 ニアラズ

不法ノ所爲ナルコトヲ
 要スルガ故ニ例ヘバ父
 母ガ子弟ヲ教訓スル爲
 メニ折檻シタルガ如キ
 ハ不法ノ所爲ニアラズ
 又醫師ガ治療ノ目的ヲ
 以テ爲シタルトキハ不
 法ニアラズ然レドモ醫
 術界ニ於ケル學術ヨリ
 施ス常法ノ行爲ニ限ル
 モノトス故ニ研究ノ爲
 メニシテ治療ノ場合ニ
 アラザルトキニ身體ヲ
 傷害スルハ不法行爲ト

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ
 三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル
 者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下
 ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於
 テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者
 ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依
 ル

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ
 一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料
 ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

スルナリ
 傷害ノ程度ハ現狀ヲ使
 害スレバ足レリトス現
 狀ノ侵害ハ身體ノ傷害
 ハ勿論内臓ニ對スルト
 筋肉ニ對スルト皮肉ニ
 對スルト毛髮切斷ニ
 對スル等ヲモ包含ス又
 毒物ヲ使用シテ身體ニ
 異狀ヲ生ズルモ本罪ヲ
 成スモノトス本罪ハ意
 思アルヲ要ス故ニ毆打
 スレバ其ノ結果トシテ
 創傷ノ生ズベキヲ豫見
 スルト否トテ問ハズ唯
 其結果ノ程度ガ如何
 ナルカヲ豫見セザルノ
 ミ
 改正法ガ舊法ノ毆打創
 傷ノ語ヲ廢シタルハ毆
 打以外ノ方法ニ依リ外
 部ニ創傷ヲ生ゼズシテ
 内部ニ傷害ヲ生ジタル
 場合ノ如キモ包含スル

第二十八章

過失傷害ノ罪

註
 過失殺傷トハ無意犯ニシテ而シテ此ノ構成二種アリ例ヘバ
 甲ヲ殺サントシテ過テ乙ヲ殺傷シタルガ如キ場合ト固ヨリ人
 ヲ殺スノ意ナクシテ殺シタル場合ノ如キ即チ獵夫ガ山林ニ入
 リ獸ナリト信ジテ人ヲ殺シタルガ如キ是レナリ前例ハ元ト人
 ヲ殺スノ意思アリシモ其人ヲ誤信シタルモノナリ後例ハ全ク
 殺人ニ意ナキモノナリ而シテ人違殺人ノ所爲ハ過失殺人ノ罪
 ニ比スレバ重カルベキナリ
 法律ハ人違ノ場合ヲ本章ヨリ省キテ規定セズ本章ハ無意犯ニ
 シテ所謂疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セザルノ過失ニ依リ人
 ノ身體ヲ損傷シ又ハ死ニ致シタル場合ヲ規定セリ疎虞懈怠ト
 ハ不注意ナリ人トシテ不注意ハ之ヲ免ズルコトヲ得ズ故ニ無
 意犯ト雖モ之ヲ罰スルナリ然レドモ其ノ情狀ハ宥恕スベキ所

ヲ以テナリ

第二百六條

前二條ノ犯罪者アル時
 ニ其現場ニ居合ハセ之
 ニ勢ヲ助ケタル者ハ自
 カラ手ヲ下シテ人ヲ傷
 害シタルニアラズシテ
 犯罪者ヲ使喚シテ力ヲ
 添ヘタル者ハ本條ノ罪
 ナ成スモノトス

第二百七條

共犯トハ共同シテ實行
 スルヲ云フ而シテ數人
 ガ數罪ヲ犯スニ非ズシ
 テ數人共同シテ一罪ヲ
 犯スヲ云フ教唆者ハ實
 行者ニ非ズト雖モ共犯
 者ニ準シ其責任ニ於テ
 ハ同一ナリトス然ラバ
 則チ茲ニ謂フ共犯者ハ
 實行スル者ヲ謂フナリ
 本條ノ罪ヲ犯ス者ガ共

アルヲ以テ罰金ノ刑ニ止メタリ

過失ニ付テ尙ホ茲ニ一言セバ凡ソ一ノ事實ガ或人ツ有意行爲
 ヨリ生ジタル不期ノ結果ナル場合即チ其事實ニ關與シタル人
 ハ有意ニテ或行爲ヲ爲シタルモ之ヨリ生ジタル結果ハ其人ノ
 管テ豫期セザルモノナルコト是レテリ故ニ無意犯ナリト云フ
 ハ其ノ結果ニ付テ云フモノニシテ一ノ事實ハ有意ナルコトア
 リ即チ山林ニ入り獸類ヲ獵セントノ意思ハアリシモノヲ殺シ
 タルハ過リニシテ無意ナルベシ
 舊法ニハ職務ニ關スル過失傷害ノ場合ニ付キ特別ノ規定ヲ設
 ケズト雖モ改正法ニハ之ヲ必要ナリト認メ新タニ其規定ヲ設
 ケタリ
 要スルニ過失傷害トハ前章ノ傷害ノ罪ト異ナル所ハ人ヲ傷害
 セントノ意思ナクシテ過ツテ人ヲ傷害シタルモノナリ故ニ其
 刑罰モ亦罰金刑ナリ且ツ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズルモ

犯ナルトキハ總則ノ共
犯例ニ依リテ之ヲ罰シ
共犯ニ非ザルトキハ各
自ニ爲シタル傷害ノ正
犯トシテ之ヲ罰スルコ
トトセリ
人ヲ傷害シタル場合ニ
於テ何レノ行爲ガ傷害
ノ輕キヤ重キヤヲ知ル
コト能ハズ又ハ其共犯
者ニシテ何レノ行爲ガ
傷害ヲ生ゼシメタル者
ナルコトヲ知ルコト能
ハザル場合アリ此場合
ニハ共同者ニ非ズト雖
モ即チ實行シタル者ニ
非ザルモ共犯例ニ依リ
各自ヲ最モ重キ傷害ノ
正犯トシテ處分スルモ
ノトス

第二百九條

過失トハ無意ニ出ヅル
ヲ云フ無意犯ハ法律ニ

ノトス

第二百九條

過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金

又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二百十條

過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金

ニ處ス

第二百十一條

業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シ

タル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章

墮胎ノ罪

註 墮胎ハ父母タル者多クハ養育ノ途ニ窮シ若クハ其原因タル
不名譽ノ結合ヲ蔽ハシガ爲メニスルモノニシテ不品行ニ出ヅ
ルモノト養育ニ困難ヲ慮リテ犯ス罪ナレバ法律ハ將來ノ人ヲ
殺ス罪ヲ罰シ間接ニ不品行ヲ防遏スルニ在ルナリ

墮胎罪ヲ成スニハ左ノ二個ノ行爲アルヲ要ス

一 分娩期ニ達セザル前ニ母胎外ニ墮胎シ之ヲ死セシムル

コト

二 母體內ニ於テ死セシメタル場合

本罪ハ墮胎スト雖モ死セザルヲ以テ之ヲ養育セントシ後日死
シタルモ其原因タル墮胎ノ行爲ニ在ルヲ以テ之ヲ罪トナス是
レ墮胎罪ハ自然ノ分娩期ニ先ダチ人爲ヲ以テ母胎ヨリ胎兒ヲ
分離セシムルニ依リテ成ル從テ胎兒ガ其結果トシテ死亡スル
ト否トハ犯罪ニ影響ヲ及ボスコトナシ而シテ犯人ガ墮胎行爲
ヲ了リタル後尙ホ其兒ノ生息スルヲ見テ更ニ殺意ヲ以テ之ヲ
殺害シタル所爲ハ墮胎及ビ故殺ノ二罪ヲ構成スト爲スハ近キ
判決例ニ見ルナリ

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮

胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

於テ之ヲ罰セザルコト
ハ前ニ已ニ述ベタルガ
如シ假令ヒ人ヲ傷害ス
ト雖モ過失ニ出ヅルト
キハ罪ナシトスルカ否
決シテ然ラズ不注意ノ
點ヲ以テ法律ハ之ヲ無
罪トセズ即チ死ニ至ラ
シメズシテ傷害ニ止マ
ル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス
過失ニ因リ人ヲ傷害シ
タル場合ニハ之ヲ親告
罪ト爲シタリ
過失ト爲ルベキ結果ヲ
生ズル所ノ原因ニ二個
アリ即チ一ハ所爲者ノ
思慮ガ毫モ其結果ニ及
バザル場合他ハ思慮ガ
必ズシモ結果ニ及バザ
ルニアラザルモ此ノ結
果ナカルベシト誤信シ
注意ヲ怠リシ場合是レ
ナリ

第二百十一條

本條ハ職業上必要ナル
注意ヲ怠リタル場合ノ
規定ナリ危險ノ事ニ關
スル職務例ヘバ汽車ノ
機關手、汽船ノ船長等
ノ如キ普通ノ注意ヨリ
以上ノ注意ヲ爲サル
ベカラザル職務ナリ

第二百十二條

隨胎罪ヲ爲スニハ分娩
期ニ先チテ母胎ヲ離レ
シムルヲ云フ而シテ本
罪ハ隨胎スト雖モ死セ
ザルヲ以テ之ヲ養育セ
ントシテ後日死シタル
モ其原因タル隨胎ノ行
爲ニ在ルヲ以テ之ヲ罪
トナスコトハ下ニ述べ
タルガ如シ

第二百十三條

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ隨胎セシメ
タル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者
ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受
ケ又ハ其承諾ヲ得テ隨胎セシメタルトキハ三月以上五年以下
ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年
以下ノ懲役ニ處ス

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得スシテ隨胎
セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十章 遺棄ノ罪

本條ハ婦女ガ自カラ墮
胎ノ行爲ヲ爲スニ在ラ
ズシテ他人ニ囑託シ又
ハ他人ノ勸メニ依リ之
ヲ承諾シ他人ニ其行爲
ヲ爲サシムルヲ云フ

第二百十七條

遺棄スルトハ見捨テ、
保護セザルノ義ニシテ
之ヲ二個ニ區別ス一ハ
無人寂寥ノ地ニ棄テル
ヲ云フ一ハ養育ヲ爲サ
ズ衣服ヲ給セズ打棄ツ
ルヲ云フ然レドモ本條
ノ場合ハ家内ニ置テ扶
助ヲ缺キタル場合ヲ云
フニ非ズ必ズ家ヲ離レ
テ遺棄スルヲ云フ者ナ
リ必ズ他ノ場所ニ移シ
テ保護セザルヲ云フ其
保護ヲ欠ク爲メニ生命
ニ危險アルヲ要ス而シ
テ他ノ場所トハ必ズ無

註

本章ノ罪ハ人ノ身體、生命ニ對シ傷害ヲ生スベキ危險行爲
ノ一種ニシテ遺棄ナル意義ハ保護ヲ缺キタルニ因リテ生ズル
ナリ

老幼不具者ハ何レモ獨立自活スルコト能ハザル者ナレバ常ニ
他人ノ扶養保護ヲ受ケザルベカラズ其扶助又ハ保護者ノ責任
アル者等ニシテ之ヲ遺棄シタルトキハ忽チ生存スルコト能ハ
ズ

遺棄ノ所爲ハ現在ノ狀況ヨリ生命、身體ニ害ヲ生ジ得ベキ危
險ナル狀況ニ陥ラシムルヲ云フ故ニ假令ヒ現在ノ狀況ヲ變ズ
ルモ第三者ニ依テ保護ヲ受クルナラントノ希望ノ意思アル場
合ハ之ヲ遺棄シタリト謂フコトヲ得ズ然レドモ其希望ノミニ
テハ遺棄タラザルコトヲ得ベカラズ例ヘバ往來ノ道路ニ遺棄シ
去リタルトキハ或ハ同情者ノ保護ヲ受クルコトアランモ果シ
テ其希望ノ得ラル、ヤ否ヤハ固ヨリ保シ難ケレバ猶ホ遺棄ト

人ノ地ニアラザルモ他人ノ家ノ前後ニ遺棄スルモ本罪ヲ爲ス者ナリ

第二百十八條

本條ハ老幼不具者ヲ保護スベキ責任アル者ガ之ヲ遺棄シ又ハ生存ニ必要ナル保護ヲ爲サザル者ニ付テノ規定ナリ責任アル者トハ其委託ヲ受ケタル者又ハ保母ノ如ク給料ヲ得タル者其他醫師ガ治療ノ委託ヲ受ケテ病院ニ入院シタル者ヲ保護セザルガ如キヲ云フ

第二百十條

本條ハ職權ナキ者ガ濫リニ人ヲ逮捕監禁スル罪ニシテ本罪ヲ構成スルニハ(一)人ヲ逮捕シ又ハ監禁スルコト(二)不法ナルコトヲ要ス故ニ一私人ガ官ニ告ゲテ

云フコトヲ得ベシ

遺棄トハ一ハ寂寞タル無人ノ地ニ遺棄スルヲ云ヒ一ハ養育ヲ爲サズ衣食ヲ給セズ打捨テテ云フナリ遺棄セラレタル者ガ直系尊旗親ナルトキハ其罪重シトスルハ是レ人情ニ於テ最モ忍ビザル所ノ事ヲ爲スニ由ルナリ

第二百十七條

老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十八條

老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキ

ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上

七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ

傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十一章

逮捕及ヒ監禁ノ罪

註 人ハ法令ノ命ズル所ニ依ルノ外ハ妄リニ逮捕監禁シテ身體ノ自由ヲ束縛スベキモノニ非ズ假令職權アル者ト雖モ法令ノ命ズル所ニ依ラズシテ人ヲ逮捕監禁スルトキハ職權濫用トシテ其罪ヲ免ル、コトヲ得ズ況ンヤ一私人ニ於テオヤ是レ人ハ法律ノ結果ニヨラズンバ逮捕監禁セラレズトハ憲法ニモ規定セラレタルニ非ズヤ

本罪ヲ構成スルニハ左ノ條件ヲ要ス

- 一 人ヲ逮捕監禁シタル所爲アルコトヲ要ス
- 二 逮捕監禁ノ所爲ハ不正ナルコト
- 三 惡意アルコト

逮捕ト監禁トハ何レモ人ノ去來ノ自由ヲ失ハシムルノ行爲ナリ唯少シク異ナル所ハ逮捕ハ時間ノ觀念ト關係ナキモ之ニ反

許可ヲ得ズシテ逮捕監禁シタルトキハ不法ノ行爲ナリ故ニ許可ヲ得テ自宅ニ監禁スルガ如キ場合ハ不法ニアラズ

第二百二十二條

脅迫トハ人ノ心ニ畏怖セシムルヲ云フ其ノ畏怖ヲ生ゼシムルニハ有形ノ行爲ト無形ノ行爲トアリ有形ノ行爲トハ直接ニ人ノ身體生命、財產ニ對シ危害ヲ加ヘント云ヒ例ヘバ殺害スルトカ放火セントカ打毆セントカ云フガ如キ是レナリ無形ノ脅迫トハ或ハ人ヲ逮捕監禁シ或ハ猥褻ノ行爲ヲ爲スガ加ク人ノ身體ニ對シテ無形ノ損害ヲ與フルモノヲ指ス

名譽ニ對スル脅迫トハ

名譽ヲ毀損スル方法ヲ以テ新聞紙上ニ記載スルト脅迫スルカ如キヲ云フ而シテ口ニ脅迫スベキ行為ヲ言フノミニシテ未ダ暴行ヲ用ヒザルト已ニ暴行ヲ用ヒテ脅迫シ或ハ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害スル場合トアリ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシムトハ例ヘバ債務ノ辨濟スベキモノナキニ其ノ支拂ヲ爲サシムルカ如キヲ云フナリ

第二百二十五條

本罪ヲ成スニハ其要件左ノ如シ
 一 父母其他ノ監督者ノ承諾ナクシテ畧取誘拐スルコト
 二 偽計又ハ威力ヲ用

シテ監禁ハ時間ノ觀念ト關係ヲ有スルコト是ナリ
 第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十二章 脅迫ノ罪

註 脅迫トハ意思ノ自由ヲ妨害シ或ハ爲サント欲スルコトヲ爲スヲ得ズ或ハ意思ヲ枉ゲテ之ニ從フ觀念ヲ惹起セシムルコトヲ云フ即チ相手方ニ於テ現ニ危害ヲ受クベキコトヲ確信シ意思ノ自由ヲ妨止セラル、コトヲ要ス然レドモ脅迫ヲ行フ者ニ於テ眞實ニ危害ヲ加フルノ意思アルコト又其手段方法ガ危害

ヒテ爲スコト

監督者ノ承諾ナクシテ未成年者ヲ畧取誘拐スルトキハ監督者ノ權利ヲ侵害スル者ナレバ本罪ノ被害者ハ監督者ニアリ而シテ幼者ニ對スル場合ハ畧取ト誘拐トノ二個ノ行為ニ出ヅル者アリ若シ成年者ナルトキハ暴行ヲ加ヘテ略取スルコト能ハザレバ甘言ヲ以テ誘惑スルニ在リ例ヘバ亞米利加ニ行ケバ金儲ケガアルトカ或ハ好キ仕事ガアルトカ被害者ノ意中ヲ動カスニ足ルベキ事ヲ以テスルニ在リ故ニ監督者ノ承諾ヲ得タル場合ニ在テモ尙ホ被拐取者ガ承諾セザレバ誘拐スルコト能ハズ之ニ反シ被拐取者ガ承諾シタル

ヲ加フベキニ足レリトスルコトヲ必要トセズ
 而シテ脅迫ヲ行フ者ニ於テ假令ヒ眞實ニ危害ヲ加フルノ意思アルモ其相手方ニ於テ之ヲ確信セズ即チ畏怖シテ意思ノ自由ヲ失ハザルトキハ脅迫ノ未遂ナリ故ニ脅迫ノ既遂ハ相手方ニ於テ畏怖シタルヲ以テ犯罪ヲ構成スベシ
 脅迫スル場合ヲ左ノ事項ニ對スルモノトナシタリ

- 第一 人ノ生命
- 第二 身體
- 第三 自由
- 第四 名譽
- 第五 財産
- 第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

トキハ監督者ノ承諾ヲ得ルヲ要セズシテ誘拐スルコトアリ

第二百二十六條

本條ハ左ノ目的ヲ以テ畧取誘拐スル場合ナリ營利、猥褻、又ハ結婚ノ目的ヲ以テスルコト營利トハ利益ヲ得ンコトヲ目的トスルヲ云フ故ニ淫賣ノ行為ヲ爲サシムルカ或ハ淫賣屋ヲ業ト爲ス者ニ渡シテ利ヲ得ルカ又ハ娼妓ニ賣ルカ如キヲ云フ猥褻ノ目的ハ自家ニ置キ猥褻ノ行為ヲ爲ス目的ニ在ルナリ

第二百二十七條

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ畧取誘拐スルハ近年大ニ行ハル、ヲ見ルナリ

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條

生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三章

略取及ヒ誘拐ノ罪

註 人ヲ畧取誘拐スル本罪ハ二十歳未滿ノ未成年者タル場合ト成年者タル場合トアリ法文ハ未成年者ノ場合ハ其目的ヲ掲ケ

ル之ヲ密航者ト云フ犯罪人ハ偽計ヲ以テ誘惑シ彼地ニ到リテ多ク淫賣ヲ爲サシメ又ハ外國人ノ妾ナドニ賣渡スモノナリ

第二百二十八條

本條ノ罪ハ總テノ場合ガ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ニ出タル行為ナルベシ收受トハ受取ルノ意ニシテ誘取者又ハ賣却者ノ手ヨリ受取り監護者支配ノ下ヲ離レシムルノ行為ナリ
藏匿トハ自己ノ家ニ匿キ人目ニ觸レシメザルヲ云フ
隠秘トハ汎ク他人ノ發見ヲ妨ケル行為ニシテ例ハ他人ノ家又ハ船底等ニ潜伏セシメ或ハ

ズ單ニ畧取誘拐スル場合ヲ規定シタリ而シテ營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テスル場合ハ成年者ヲ云ヒシモノナリ

本罪ヲ構成スル上ニ未成年者タルトキハ其未成年者ヲ監督スル權利アル者即チ親權者、後見人、保證人等ニ對スル監督權侵害罪ト爲ル故ニ未成年者ノ承諾アルモ本罪ヲ成ス是レ畧取誘拐ハ監督權者ノ監督ヲ事實上離レシムル行為ナレバナリ而シテ其ノ離レシムル手段ガ犯人ノ暴行脅迫ニ依ルトキハ畧取ト謂ヒ誘惑偽計ニ出ヅルトキハ誘拐トナル

- 一 父母又ハ其他ノ監督者ノ承諾ナクシテ爲スコト
- 二 偽計又ハ威力ヲ用フル場合
- 三 畧取者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被畧取者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシムル者

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上

衣服容貌ヲ變ゼシメ其
場ヲ逃レシムルヲ云フ

第二百三十條

本章ノ罪ハ被害者ノ名譽ニ關スル事ナルヲ以テ親告罪ト爲スベキモノ、如クナレドモ法律ハ悉ク之ヲ親告罪ト爲ササルナリ其理由トスル所ハ略取誘拐タル所爲ハ幼者ノ自由ヲ害スルト同時ニ又一面ニ於テ被害者タル幼者ノ名譽ヲ害スル結果ヲ生ズルコトアリ從テ若シ被害者ノ告訴ヲ待タズシテ之ヲ公訴シ處罰スルモノトセバ幼者ヲ保護セントシテ却テ其利益ヲ害スルニ至ルヲ以テナリトノ普通親告罪ノ場合ト同一ナルハ勿論ナルベシト雖モ被害者

五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目

タル幼者ヲ犯人ト式ニ從テ法律上有効ノ婚姻ヲ爲シタルトキハ假令被害者又ハ其親族ノ告訴アルモ犯人タル夫ヲ處罰スルトキハ夫婦間ノ平和ヲ破リ家族ノ名譽ヲモ害スルコト、ナルヲ以テ此場合ニ於テハ本罪公訴ノ效力ハナキモノトスベキナリ而シテ法文ノ式ニ從テ婚姻ヲ爲シタルトキハ告訴ノ効ナシト規定シ婚姻ノ取消ニ依テ夫婦關係ノ消滅シタル場合ニ付テハ何等ノ明文ナキガ故ニ一旦婚姻ノ有效ニ成立シタル以上ハ取消後ト雖モ告訴ノ効ナキモノト解セザルベカラズ故ニ改正法ハ本條ノ如ク規定シタルナリ本條ノ規定ニ依レバ營

第三十四章

名譽ニ對スル罪

註 本章ハ舊法ニ於テ誹毀罪トセリ而シテ本罪ヲ構成スル要件ハ左ノ如シ

第一 惡事醜行ヲ摘發スルコト

第二 惡意アルコト

第三 公然之ヲ摘示スルコト

第一ノ要件 惡事醜行ハ誣告ノ如ク刑事上ノ制裁ヲ要セズ只其被害者ノ名譽ヲ毀損スルコトヲ摘發セバ足レリ

利ノ目的ニ出テザル場
合ニ限リ親告罪トシテ
告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズ
ト爲シタリ是レ犯人ガ
營利ノ目的ヲ以テ本罪
ヲ犯ストキハ犯人ノ情
狀最モ憎ムベキ行爲ナ
ルヲ以テ此ノ如キ場合
ニモ親告罪ト爲ストキ
ハ此犯人ヲシテ益々社
會ニ蔓延セシメ風俗上
捨置キ難キヲ以テ訴追
條件ト爲シタリ

第二百三十一條

惡事醜行トハ被害者ノ
名譽ヲ毀損スベキ事實
ト名譽ヲ毀損スベキ行
爲トナシテ例ヘバ何月
何日窃盜ヲ爲シタリト
力現ニ姦通ヲ爲シツ、
アルトカ云フガ如シ之
ヲ摘發スルトハ多數ノ
人ガ知ルベキ方法ヲ以

第二ノ要件ハ 惡事醜行ヲ公ニスルモ惡意ナキトキハ本罪ヲ

成立セズ例ヘバ裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル事實ヲ新
聞紙ニ掲載スルガ如キハ罪トナラズ

第三 公然ナルヲ要スルガ故ニ新聞、雜誌若クハ演説ニ述ブ
ルガ如キヲ云フ

人ノ名譽ヲ害スルハ唯生存者ニ對スルノミニ非ズ其死者ニ對
スル者アリ其ノ死者ニ對スル者ハ事實ノ無キコトヲ有ルガ如
クニ云フ場合ニ非ザレバ罪トナラズ而シテ直接ニ害ヲ被ル者
ハ死者ニ非ズシテ其ノ遺族ナリ故ニ親族ノ告訴ヲ待テ罪ヲ論
ズルモノトス

第二百三十條

公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其
事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以
下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレバ之ヲ罰

セズ

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者

ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十五章

信用及ヒ業務ニ對スル罪

註 本章ハ舊法ニ於テハ公益ニ關スル罪トシテ商業及ヒ農工ノ

業ヲ妨害スル罪ニ區別シタルモノニ該當スルモノナリ

本罪ヲ成スニハ左ノ要素アルヲ要ス

第一 虛偽ノ風説ヲ流布スルコト

第二 偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害ス
ルコト

第三 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者

第一ハ舊法第二百七十二條ニ「虛偽ノ風説ヲ流布シテ毀類其

テ告知スルヲ云フ故ニ
多數ノ人ニアラズシテ
一二人ニ告知スルガ如
キハ摘發ニアラズ又告
知スルニハ自己ガ目ニ
見タルト風聞ナリトシ
テ告知スルヲ問ハズ又
必ズ形ヲニアラハスチ
要セズ
惡意アルコトヲ要ス故
ニ惡意ナクシテ惡事醜
行ヲ公ニシタルモ本罪
ヲ成サズ例ヘバ裁判所
ニ於テ刑ノ宣告アリタ
ル事實ヲ新聞ニ掲載ス
ルガ如キハ惡意アルニ
非ズ
公然ナルコトヲ要ス
公然トハ一般ニ知ルベ
キ方法ヲ以テスルヲ云
フ新聞ニ記載シ演説ニ
述ルガ如キヲ云フ
人トハ廣ク社會ニ立テ
名譽ヲ有スル人ヲ云フ

而シテ一人ナルト敷人ナルト法人ナルトチ間ハズ誰某ト指名シテ特定ノ人チ云フ
 事實ノ有無ヲ問ハズ被害者ニ於テ果シテ事實アルモ之ヲ罰ス若シ事實ナクレバ固ヨリ罰スベシ決シテ事實ノ有無ニ關セザルナリ
 然レドモ死者ノ名譽ヲ毀損スル場合ニ在テハ事實ノナキ場合ノミ之ヲ罰スルモノトシテ其事實ノアリシトキハ之ヲ罰セザルモノトス誣妄トハ事實無根ノコトチ云フナリ
 死者ニ對シテ名譽ヲ毀損シタル場合ニ其事實ノナキトキハ之ヲ罰スル所以ハ死者其人ノ名譽ヲ害スルニ非ズト雖モ其死者ノ遺族ノ名譽

他衆人ノ需用物品ノ價值ヲ昂低セシメタル者」トアルヲ云フ

第二ハ詐欺ノ計策ヲ用ヒ物品ノ賣買其他一般ノ商取引ヲ妨害スルヲ云フ

第三ハ威力即チ汎ク暴行脅迫ノ手段ニ因リ農工業ヲ妨害スルガ如キヲ云フ

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第三十六章

竊盜及ヒ強盜ノ罪

註 竊盜ノ罪ヲ構成スルニハ左ノ三個ノ要素アリ

第一 竊取スル罪

第二 他人ノ所有物ニ係ル事

第三 惡意アル事

以上ノ要素ヲ具備セザレバ竊盜ノ罪ヲ構成セズ第一ノ竊取ニ付テハ單ニ取ルノ一事ヲ云フニ非ズシテ他人ノ承諾ヲ得ズ又ハ覺知セザルニ乘ジテ之ヲ取ルヲ云フ此ノ竊取ハ動産ノミニ關シ決シテ不動産ニ付テアルコトナシ

竊取シタル品物他人ノ所有物ニ非ザレバ之ヲ竊盜ト云フベカラズ故ニ他人ノ家ニ在ル自己ノ物品ヲ其他人ニ屬セリト信シテ之ヲ竊取シタルモ竊盜ニ非ザルナリ

自己ノ所有物ト雖モ竊盜ノ目的物タルコトアリ共有物是ナリ共有物ハ自己ノ持分ト雖モ他人即チ共有者ノ承諾ヲ得サレバ處分スルコトヲ得ザルナリ

自己ノ所有物ト雖モ他人ニ質入シ又ハ差押ラレタル物件ハ他

ヲ害スルヲ以テナリ

第二百三十四條

虚偽ノ風説ヲ流布シトハ事實ナキウラサチ言ヒテラシテ世間ニ傳播セシムルヲ云フ
 偽計ヲ用ヒトハ不實ノ計略ニ依リテ人ノ信用ヲ害スルヲ云フ

第二百三十五條

本條ノ場合ハ例ヘバ農工ノ雇人其雇賃ヲ増サシメ又ハ農工業ノ景況ヲ變ゼシムル爲メ雇主及ビ他ノ雇人ニ對シ偽計威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害シタルガ如キチ云フ

威力トハ暴行脅迫ヲ用フル意ナリ

第二百三十六條

窃盗ハ第一ノ條件ハ奪取ナリ即チ犯人其ノ欲スル所ノ物品ヲ手ニ觸レ之ヲ取ルヲ云フ而シテ單ニ取ルノ所爲ヲ云フニ非ズシテ他人ノ承諾ヲ得ザルカ又ハ人ノ知ラザルニ乘ジテ之ヲ取ルヲ云フ而シテ惡意アルコトヲ要スルナリ夜間又ハ晝間ニテモ人ノ不在中ニ盗ムヲ云フ而シテ屋外ト屋内トヲ問ハズ

要スルニ窃取ハ保管者ヲシテ其保管ヲ失ハシメ自己ノ保管ニ移シテ取得スルニ至リテ窃取ノ既遂ナリトス故ニ窃盗ノ目的ヲ以テ他人ノ家宅ニ侵入シ目的物ヲ探索中ハ勿論其目的物ニ手ヲ觸ルト雖モ未ダ保管ヲ自己ニ移サザ

人ノ看守スル場合ハ之ヲ處分スレバ窃盗罪ヲ成ス
 他人ノ保管ニ係ル物ヲ盗ムコトヲ要ス
 強盗罪ノ構成ハ暴行又ハ脅迫ノ行爲ナケレバ之ヲ構成セズ故ニ此ノ行爲ナクシテ盗ミタルトキハ決シテ強盗ト云フベカラズ而シテ其ノ暴行脅迫ヲ受ケル者ハ被害者ノミナラズ其ノ被害者ニ於テ救護スベキ者ニ對シテ爲シタル場合ニモ現ニ其害ヲ被ムルモノナリ

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盗ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百三十七條 強盗ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年

ル間ハ窃盗ノ未遂ニシテ實行ニ着手シタル場合ナリ

故ニ其着手ハ物ニ對スル他人ノ保管侵害ニ始マルト雖モ窃盗罪ノ着手ト否トハ侵害セラルベキ保管物ノ状態ニ依リテ決スベシ例ヘバ牧場ニ在ル牛、森林ノ材木ノ如キハ自己ノ手ニ所持スル以前ニ於テハ着手ノ行爲ハ之レナキモ家宅ノ如キ門戸アル場所ニ在ル物ニ對シテハ犯人ガ窃取スベキモノヲ撰擇スルト否トヲ問ハズ其場所ニ侵入スルハ着手シタルモノトスベキナリ

以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十八條 竊盗財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盗ヲ以テ論ス

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盗ヲ以テ論ス

第二百四十條 強盗人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盗婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付

テ他人ノ財物ヲ盗ムチ云フ而シテ其ノ暴行脅迫ヲ受クル客體ハ現ニ被害者ト又ハ被害者ニ於テ救護スベキ者即チ例ヘバ家主ガ被害者ナラバ其ノ主ノ父母妻子等ニシテ此等ノ者ノ生命身體自由若クハ財産ニ對シ危害ヲ加ヘント脅迫スルニ在リ故ニ此ノ脅迫ヲ受クル者ガ戸主ニ非ザルモ戸主ノ親族ナルトキハ戸主ニ於テ之ヲ傍觀スルコト能ハザレバ脅迫ニ依リ財物ヲ奪ハル、コトヲ承諾セザルベカラズ強盜ノ暴行ハ着手ノ際ニ之ヲ爲スコトヲ要ス又其暴行ハ人ニ對シテ爲スモノニシテ又其人ハ財ヲ奪フトキニ妨害スル者チ云フ

テハ他人ノ財物ト看做ス

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

第二百三十七條ニ記載シタル強盜ノ場合ノ暴行脅迫ハ兇器

其他ノ有形的ノ物ヲ以テ直接ニ生命身體自由若クハ財産ニ對シ危害ヲ加ヘントスルヲ云フモノナレドモ本節ノ罪ハ無形的

脅迫ハ現ニ之ヲ爲スチ云フ今直チニ殺害スルトカ毆打スルトカ若クハ財産ニ對シ危害ヲ加ヘルトカ云フニ在リ

第二百三十八條

強盜ノ豫備トハ強盜ニ用フベキ兇器ヲ所持シ居タル場合ノ如キハ其準備ヲ爲シタル場合ナリ是レ準備ハ着手ノ豫備ナレバ之ヲ罰セザレバ既ニ危險ヲ生ジタルモノニシテ之ヲ罰セザルトキハ犯人ハ其意思ヲ遂ケルニ至ルヲ以テ強盜ノ豫備ヲ罰スル所以ナリ

第二百三十九條

本條ハ竊盜ガ財物ヲ奪取シタル時家人ノ目撃スル所トナリ家人之ヲ

ノ脅迫ニシテ兇器等ヲ用フルニ非ズシテ被害者ノ心ニ畏怖ヲ生ゼシムルヲ云フ 此ノ場合ニハ被害者ニ於テ脅迫セラレ

カ公然摘示スルトカ脅迫シ人ノ動産ヲ強取スルヲ云フ茲ニ注意スベキハ脅迫ハ其事實ノ眼前ニ迫リタルモノニシテ猶豫ナ

キ場合ヲ云フモノナレトモ恐喝ハ迫リタルニ非ズシテ十分猶豫アルモ恐喝ヲ爲スベキ事實ノ去ラザルコト是ナリ故ニ脅迫ハ普通猶豫アラバ其ノ危害ヲ免ル、コトヲ得ベキモノナリ宜シク混ズベカラズ

本罪ヲ成スニハ左ノ要素ヲ以テ成ル

第一 人ヲ欺罔スルコト

第二 財物ヲ騙取スルコト

第三 恐喝シテ人ヲ畏怖セシメテ財物ヲ交付セシメタルコト

取返サントスルニ因リ之ヲ拒グニ暴行又ハ脅迫ヲ爲スヲ云フ
逮捕ヲ免レントシテ暴行又ハ脅迫ヲ爲スコトアリ此場合ハ屋内又ハ屋外ニ在ルトナ間ハズ窃盗ヲ行ヒタル中巡査ガ來リテ逮捕セントスルニ因リ之ヲ免レントシテ暴行又ハ脅迫ヲ爲スヲ云フ
罪跡ヲ湮滅スル爲メナルコト自己ガ窃盗ヲ爲シタル證據ヲ滅失スルヲ云フ

第二百四十一條

強盜傷人罪ヲ成スニハ其暴行カ財物ヲ奪取スル手段タルコト又ハ其實行中妨害ニ對スル所爲ナルヲ要ス故ニ強盜傷人ノ所爲ハ單一ノ犯

第二百四十六條

人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十七條

他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ

罪ヲ構成シ強盜ト傷人ノ二罪ヲ構成スルモノニアラズ又死ニ致スト云フモ殺スト云フ意思即チ死ノ結果ヲ豫期シタルニ非ザル場合ト之ヲ豫期シタル場合トヲ含ムモノトス

第二百四十二條

本條ノ罪ヲ成スニハ強盜ノ目的ヲ以テ家宅侵入シタル場合ニ婦女ヲ強姦シタルノ罪ニ限ラズ婦女ヲ強姦シテ後チ強盜ヲ爲シタル場合チモ含ムモノトス而テ後ノ場合ニハ家宅侵入ノナキ場合多シ例ヘバ途中ニ於テ婦女ヲ強姦シ其婦女ノ所持シタル金錢物品ヲ強奪シタルトキハ強姦罪ト強盜罪ト併發シタルモノニアラ

得セシメタル者亦同シ

第二百五十條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十八章

横領ノ罪

註 本章ハ他人ノ爲メ占有スル動産不動産ヲ横領シタル者ノ罪ヲ定ム即チ自己ニ未ダ所有權アラザルモノヲ自己ノ所有ト爲スニ在リ故ニ他人ノ物ニシテ他人ノ爲メニ占有スル場合ニ非ザレバ本章ノ罪ヲ構成セズ而シテ他人ノ爲メニ占有スル場合アルコト多シ又自己ノ物ト雖モ官署又ハ公署ヨリ保管ヲ命ゼラレタル場合アリ是等ハ單純ナル自己ノ動産ニ非ザレバ他人ノ物ト見テ可ナリ其他ハ業務上他人ノ爲メ占有スルモノ又一時無主物タル遺失物及ヒ漂流物等ノ如シ

ザルナリ唯ガ家宅ニ侵入シタル時ニ限リテ當初強盜ガ目的タリシコト明カナリ

第二百四十三條

自己ノ財物ト雖モ他人ガ占有スル場合例ヘバ質入チシタルトキハ其質權者ニ於テ之ヲ占有シ其質物ノ義務チ果タサザル間ハ自己ノ處分スルチ得ザルモノトス公務所ノ命ニ依リ他人ノ看守シタルモノトハ例ヘバ財產差押チ受ケタル物件ノ如シ

第二百四十五條

電氣ハ天然ノ財ニシテ空氣日光等ト同一ノ性質ノ物ナリシカ今日ハ之ヲ使用シテ他ノ財物ト同一ナレバ之ヲ使用

舊法ニハ本章ノ罪ヲ冒認罪、受寄物費消罪等ト爲ス業務上他人ノ物ヲ占有スルトハ例ヘバ通運會社ガ他人ノ荷物ヲ運送スル爲メ預リ居ル場合又倉庫會社ガ他人ノ荷物ヲ預リタル場合ノ如シ

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十九章

贓物ニ關スル罪

註 贓物トハ強盜竊盜其他詐欺取財等ニ關スル犯罪ニ依テ得タル物件ヲ云フ此等ノ物ヲ以テ本罪ヲ構成スルニハ左ノ所爲ヲ以テ成ル

- 一 寄藏
- 二 故買
- 三 牙保
- 四 運搬

右四個ノ所爲ハ犯罪ニ依テ得タル所ノ物件タルノ情ヲ知り即チ前ニ犯罪ニ依テ得タル不法ナル財産ノ狀況ヲ更ニ安全ナラシメ以テ前ノ犯罪ニ於ケル被害者ヲシテ其被害物件ニ關スル返還請求權ノ行使ヲ更ニ困難ナラシムルニ在リ

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

スルニハ其對價チ以テ使用セザルチ得ザルニ至リタレバ之ヲ他ノ財物ト同一ニ看做スモノトシ供給者ノ承諾チ得ズシテ約東外ニ使用シタルトキハ竊盜ノ罪ヲ構成スルモノトス

第二百四十六條

脅迫罪ノ脅迫ト恐喝ノ場合トノ區別ハ強盜罪ノ脅迫ハ精神ノ自由チ全ク失ヒタル場合チ云ヒ恐喝ハ被害者ニ於テ精神ノ自由チ全ク失フモノニアラズシテ之ニ對シ反抗スルコトヲ得ベキモノトス脅迫ハ現ニ危害ノ迫リタル場合ナレドモ恐喝ハ現ニ危害ノ生ズルニアラザルノミナラズ其被害者ニ對シテモ直接ナル場合

ト間接ナル場合トアル
ドモ脅迫ハ總テ直接ナ
ルモノナリ

第二百四十七條

欺罔トハ不實ノ事ヲ構
ヘテ人ヲ欺キ信用ヲ置
カシメテ其信ニ背クノ
所爲ヲ謂フ即チ有ル
チ無シト云ヒ若クハ無
キトチ有リト云フ如ク
然レドモ例ヘバ物品ヲ
賣ルニ當リ粗悪ナル品
ヲ以テ善良ト云ヒ金圓
ヲ借り明日返還スベキ
ヲ約シ之ヲ返還セザル
ガ如キハ茲ニ所謂罪ト
スル所ニ非ズ茲ニ云フ
欺罔ハ物品ヲ賣ルト云
ヒ先ツ代金ヲ受取其實
賣ルベキ物品ナキニ其
代金トシテ欺キ取ルチ
云フナリ之ヲ騙取ト云
フベシ騙取トハ欺罔チ

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ
懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十七條

直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ
此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ
免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第四十章

毀棄及ヒ隱匿ノ罪

註 本章ハ財物ニ關スル物件ヲ毀棄シテ使用スル能ハザラシム
ルノ罪ヲ規定シタルモノナリ而シテ其財物ハ動産不動産ニシ
テ文書モ亦公務所ノ用ニ供スルモノ其他一私人ノ權利義務ニ
關スル文書ヲモ等シク財物トシテ規定シタリ
本章ノ罪モ亦告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズル場合アリ一個人ノ私有
物件ヲ損壞シタル場合はナリ

手段トシテ財物ヲ自己
ノ保管ニ移スチ云フナ
リ若シ欺罔ニ依ラザル
トキハ騙取ト云フチ得
ズ又其欺罔ノ事實ハ現
在ノコトノミニ關セズ
將來ノ事實チモ含ムモ
ノトス例ヘバ我が町村
ニ近々鐵道敷設セラル
カ故ニ近傍ノ地所チ
買フベシ地價ノ騰貴ニ
依リテ利益大ナリト云
ヒテ其地所ヲ買ハシム
ルカ如シ

財產上ノ利益トハ總テ
金錢ニ換ヘルコトヲ得
ベキ利益ヲ謂フ從テ新
タニ物ノ上ニ權利ヲ得
又ハ既ニ自己ニ屬スル
財產ノ價值ヲ増ス場合
又ハ新タニ財產上ノ請
求權ヲ得ル等チ云フ他
人ノ得ベキ此等ノ利益
ヲ欺罔ノ手段ニ依リテ

自己ノ物ト雖モ已ニ他人ノ保管ニ屬スルモノトナリタレバ完
全ニ自己ノ物ニアラズ故ニ他人ノ保管ヲ脱スルマデ他人ノ物
ト見做スベケレバ之ヲ損壞シ又ハ權利ヲ傷害スルコトヲ得ザ
ルモノトス

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三
月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル
者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以
下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較
シ重キニ從テ處斷ス

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害
シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料
ニ處ス

自己ニ得ルヲ云フ
第二百四十八條
他人ノ爲メニ其事務ヲ
處理スル者トハ失喪者
ノ爲メニ財産ヲ管理シ
又ハ破産管財人ガ其事
務ヲ處理スルガ如キヲ
云フ

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押^{サシオサヘ}ヲ受ケ物權^{ブツケン}ヲ負擔^{フタシ}シ又ハ
貸貸^{カヒ}シタルモノヲ損壞又ハ傷害^{ケガレ}シタルトキハ前三條ノ例ニ依
ル

第二百六十三條 他人ノ信書^{シンショ}ヲ隱匿^{カクレ}シタル者ハ六月以下ノ懲役
若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ
罪^{コソク}ハ告訴^{マツ}ヲ待テ之ヲ論ス

頭
遂
條
講
義
終

正改
新
刑
法
註
解
終

明治四十年五月一日印刷
明治四十年五月五日發行

著 者 福 井 淳

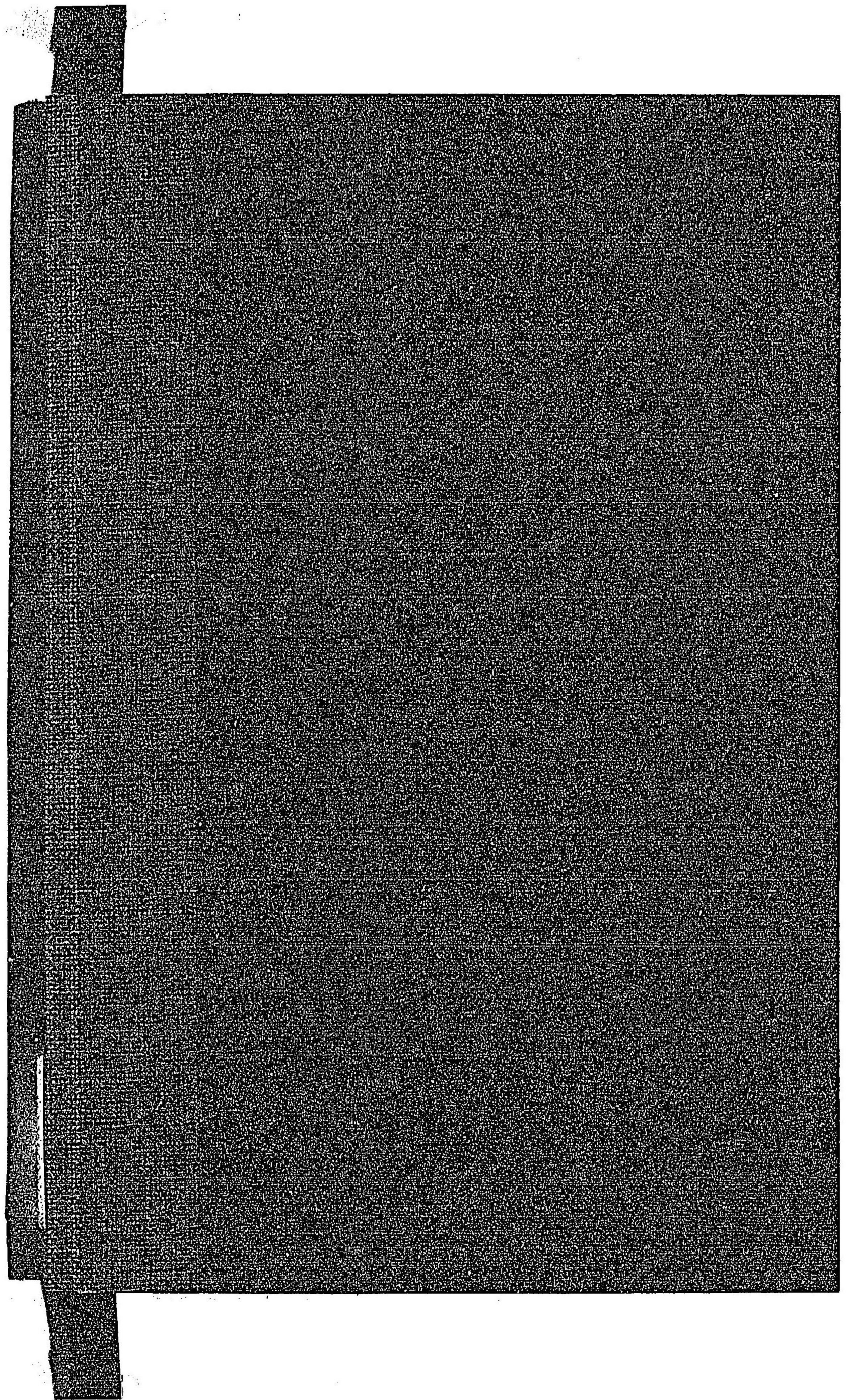
發 行 者 東 京 市 神 田 區 錦 町 一 丁 目 十 番 地
鈴 木 種 次 郎

發 行 者 大 阪 市 南 區 巖 谷 仲 ノ 町 二 十 三 番 地
鈴 木 常 松

印 刷 者 大 阪 市 西 區 阿 波 座 二 番 町 一 番 地
堀 越 幸

發 行 所 東 京 市 神 田 區 錦 町 一 丁 目
大 阪 市 南 區 巖 谷 仲 之 町
修 文 館





特14

256

新刑法註釈

福井 淳

国立国会図書館

036049-000-7

特14-256

新刑法註解 (改正齋頭遂条講義)

福井 淳 / 編

M40

BBP-0677

